



福島県河沼郡湯川村

# 地域防災計画

平成27年修正



～ 備えよ常に 災害に負けない 湯川村 ～

湯川村防災会議

② 福島県河沼郡湯川村  
地域防災計画

計画編

<b>第1章 総 則</b> .....	- 1 -
第1節   計画の目的・位置づけ.....	- 1 -
第1   計画の目的・位置づけ.....	- 1 -
第2   計画の構成.....	- 1 -
1   災害予防計画.....	- 1 -
2   災害応急対策計画.....	- 1 -
3   災害復旧計画.....	- 1 -
4   震災対策計画.....	- 2 -
5   事故対策計画.....	- 2 -
6   原子力災害対策計画.....	- 2 -
第3   計画の推進及び修正.....	- 2 -
1   計画の推進と修正.....	- 2 -
2   行動マニュアルの作成.....	- 2 -
第4   計画の周知徹底.....	- 2 -
第2節   計画の基本方針と活動目標.....	- 2 -
第1   基本方針.....	- 2 -
1   防災事業の推進.....	- 2 -
2   福島県地域防災計画との関係.....	- 3 -
第2   発災直前及び発災後の活動目標.....	- 3 -
第3節   湯川村の概況と災害要因の変化.....	- 4 -
第1   災害誘因.....	- 4 -
1   地域の気象の特性（概況）.....	- 4 -
2   災害誘因の概要.....	- 4 -
第2   災害素因.....	- 4 -
1   地域の地形、地質の特性.....	- 4 -
2   社会的条件.....	- 4 -
第3   災害危険箇所の概要.....	- 5 -
1   水害危険箇所.....	- 5 -
第4   地震災害と想定地震.....	- 5 -
1   既往の地震災害.....	- 5 -
2   地震による被害想定.....	- 6 -
第4節   防災ビジョン.....	- 6 -
第1   災害のないまちづくり（村の基本姿勢）.....	- 6 -
1   自然災害の防止.....	- 6 -
2   消防、防災体制の充実.....	- 6 -
第2   調査研究推進体制の充実.....	- 7 -
1   防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備.....	- 7 -
第3   自主防災組織等の地域における取り組み.....	- 7 -
第4   防災施策の大綱.....	- 7 -
第5節   防災関係機関の実施責任.....	- 8 -
第1   防災関係機関の実施責任.....	- 8 -
1   村.....	- 8 -
2   県.....	- 8 -
3   指定地方行政機関.....	- 8 -
4   指定公共機関及び指定地方公共機関.....	- 8 -
5   公共団体及び防災上重要な施設の管理者.....	- 8 -
第6節   防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱.....	- 8 -
第1   防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱.....	- 8 -
1   湯川村の事務又は業務.....	- 8 -
2   県.....	- 9 -
3   会津若松地方広域消防本部（会津若松消防署）及び消防団.....	- 9 -
4   会津坂下警察署（湯川駐在所）.....	- 9 -
5   自衛隊（郡山駐屯地）.....	- 9 -
6   湯川郵便局.....	- 9 -
7   日本電信電話株式会社会津若松支店.....	- 9 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
8	日本赤十字社湯川村分区	- 9 -
9	東北電力株式会社会津若松支社	- 10 -
10	東日本旅客鉄道株式会社	- 10 -
11	会津中央、戸ノ口堰、会津東部土地改良区	- 10 -
12	小中学校（保育所、幼稚園）	- 10 -
13	湯川村商工会	- 10 -
14	会津みどり農業協同組合	- 10 -
<b>第2章</b>	<b>災害予防計画</b>	<b>- 11 -</b>
第1節	防災組織の整備・充実	- 11 -
第1	村防災組織	- 11 -
1	湯川村防災会議	- 11 -
2	湯川村災害対策本部	- 11 -
3	水防管理団体等	- 12 -
第2	自主防災組織	- 12 -
1	設置の目的	- 12 -
2	組織編成	- 12 -
第3	応援協力体制の整備	- 12 -
1	行政機関に対する応援要請	- 12 -
2	民間団体等に対する応援要請	- 13 -
第2節	防災情報通信網の整備	- 13 -
第1	防災情報通信網の整備	- 13 -
1	防災行政無線	- 13 -
2	福島県総合情報通信ネットワーク（防災事務連絡システム）	- 13 -
3	防災情報通信網の整備	- 13 -
4	職員参集システムの整備	- 13 -
第2	その他通信網の整備・活用	- 14 -
第3節	気象等観測体制	- 14 -
第1	気象等観測施設網	- 14 -
1	福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報	- 14 -
2	（財）河川情報センターによる情報	- 14 -
第4節	災害別予防対策	- 15 -
第1	水害予防対策	- 15 -
1	河水統制又は河川改修（改良）に関する治水事業（国・県要望事項）	- 15 -
2	施設の維持補修（国・県要望事項）	- 15 -
3	その他	- 15 -
4	災害危険箇所及び洪水ハザードマップ整備	- 15 -
第2	雪害予防対策	- 15 -
1	雪害防止施設事業	- 15 -
2	道路交通の確保	- 15 -
3	寒冷時の避難対策	- 16 -
4	通信及び電力供給の確保	- 16 -
第5節	火災予防対策	- 16 -
第1	消防力の強化	- 16 -
1	消防施設の整備	- 16 -
2	救助体制の整備	- 16 -
第2	広域応援体制の整備	- 16 -
第3	火災予防対策	- 16 -
1	火災予防思想の普及徹底	- 16 -
2	民間防火の徹底	- 17 -
3	住宅防火対策の推進	- 17 -
4	防火管理者制度の効果的運用	- 17 -
5	危険物等特殊防火対象物の規制	- 17 -
6	初期消火体制の整備	- 17 -
7	要配慮者のための火災予防対策	- 17 -
第4	火災拡大要因の除去計画	- 17 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
1	道路等の整備	- 17 -
2	建築物の防火対策	- 17 -
3	薬品類の取扱い	- 17 -
第5	消防教養訓練の実施	- 18 -
1	消防訓練指導員の配置及び運用	- 18 -
第6節	建造物及び文化財災害予防対策	- 18 -
第1	建築物の現況	- 18 -
第2	建築物災害予防対策の内容	- 18 -
1	建築物の不燃化	- 18 -
2	建築物の耐震性促進	- 18 -
第3	文化財災害予防対策	- 19 -
1	文化財保護の普及啓発	- 19 -
2	訓練の実施	- 19 -
第7節	電気、ガス施設災害予防対策	- 19 -
第1	電力施設災害予防対策	- 19 -
1	電力施設災害予防対策	- 19 -
2	事業計画	- 19 -
第2	ガス施設（L Pガス）災害予防対策	- 20 -
1	現 況	- 20 -
2	防災体制の確立	- 21 -
3	事業計画	- 21 -
第8節	緊急輸送路等の指定	- 22 -
第1	緊急輸送路等の指定	- 22 -
1	緊急輸送路	- 22 -
2	ヘリコプター臨時離着陸場	- 22 -
第2	緊急輸送路等の整備	- 22 -
別表1	緊 急 輸 送 路	- 23 -
別表2	ヘリコプター臨時離着陸場	- 23 -
第9節	避難対策	- 24 -
第1	避難計画の策定	- 24 -
1	避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う基準	- 24 -
2	避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法	- 25 -
3	指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者	- 25 -
4	指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法	- 25 -
5	避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	- 25 -
6	指定避難所の管理に関する事項	- 26 -
7	指定避難所の整備に関する事項	- 26 -
8	要配慮者に対する救援措置に関する事項	- 26 -
9	避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項	- 26 -
第2	指定緊急避難場所の指定等	- 26 -
1	指定緊急避難場所の指定	- 26 -
2	管理者の同意	- 27 -
3	知事への通知等	- 27 -
4	管理者の届出義務	- 27 -
5	指定の取消	- 27 -
第3	指定避難所の指定等	- 27 -
1	指定避難所の指定	- 27 -
2	管理者の同意	- 28 -
3	知事への通知等	- 28 -
4	管理者の届出義務	- 28 -
5	指定の取消	- 28 -
第4	指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点	- 28 -
1	指定緊急避難場所と指定避難所	- 28 -
2	地域との事前協議	- 28 -
3	避難地区分けの実施	- 28 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
4	学校を指定する場合の措置	- 29 -
第5	避難路の選定	- 29 -
1	避難路の選定基準	- 29 -
第6	避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知	- 29 -
第7	防災上重要な施設における避難計画	- 29 -
1	学校等の避難計画	- 29 -
2	社会福祉施設等における避難計画	- 29 -
3	その他の防災上重要な施設の避難計画	- 30 -
4	広域避難計画	- 30 -
第10節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	- 30 -
第1	医療（助産）救護体制の整備	- 30 -
1	医療（助産）救護活動体制の確立	- 30 -
2	災害時医療品等備蓄供給体制の確立	- 30 -
3	血液確保体制の確立	- 30 -
第2	防疫対策	- 31 -
1	防疫用薬剤等の備蓄	- 31 -
第11節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	- 31 -
第1	食料、生活物資の調達及び確保	- 31 -
1	食料	- 31 -
2	生活物資	- 31 -
第2	飲料水の確保	- 32 -
1	応急飲料水の確保	- 32 -
2	資機材等の整備	- 32 -
第3	防災資機材等の整備	- 32 -
1	防災資機材の整備	- 32 -
2	備蓄倉庫等の整備	- 32 -
第12節	防災教育・広報	- 32 -
第1	村民に対する防災教育	- 33 -
1	実施時期	- 33 -
2	普及方法	- 33 -
3	普及内容	- 33 -
第2	防災上重要な施設における防災教育	- 33 -
1	社会福祉施設等における防災教育	- 33 -
2	その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育	- 34 -
第3	防災対策要員に対する防災教育	- 34 -
第4	学校教育における防災教育	- 34 -
第13節	訓練に関する計画	- 34 -
第1	個別訓練	- 34 -
1	消防訓練	- 34 -
2	災害避難救助訓練	- 34 -
3	非常招集訓練	- 35 -
4	水防訓練	- 35 -
5	その他の訓練	- 36 -
6	訓練の評価と当計画等への反映	- 36 -
第2	総合防災訓練	- 36 -
1	方針	- 36 -
2	実施要領	- 36 -
第3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	- 36 -
1	方針	- 36 -
2	事業所（防火管理者）における訓練	- 37 -
3	自主防災組織及び住民等における訓練	- 37 -
第14節	自主防災組織の整備	- 37 -
第1	自主防災組織の設置推進	- 37 -
第2	自主防災組織の育成指導	- 37 -
第3	自主防災組織の編成基準	- 37 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
第4	自主防災組織の活動	- 38 -
1	自主防災計画の策定	- 38 -
2	日常の自主防災活動	- 38 -
3	事業所の自衛消防組織の設置	- 39 -
第5	企業防災の促進	- 39 -
第15節	要配慮者対策	- 39 -
第1	地域防災計画、全体計画において定める全体的事項	- 39 -
1	地域防災計画において定める事項	- 39 -
2	全体計画において定める事項	- 40 -
第2	避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供	- 40 -
1	避難行動要支援者名簿の作成	- 40 -
2	避難行動要支援者の範囲	- 40 -
3	要配慮者の情報利用等	- 40 -
4	名簿情報の更新	- 41 -
5	名簿情報の提供	- 41 -
6	名簿情報の提供における配慮	- 41 -
7	秘密保持義務	- 41 -
8	避難支援等関係者の安全確保	- 41 -
第3	個別計画の策定	- 41 -
第4	社会福祉施設等における対策	- 41 -
1	施設等の整備	- 42 -
2	組織体制の整備	- 42 -
3	緊急連絡体制の整備	- 42 -
4	防災教育・防災訓練の充実	- 42 -
第5	在宅者に対する対策	- 42 -
1	情報伝達体制の整備	- 42 -
2	防災知識の普及・啓発	- 42 -
3	支援体制及び避難用器具等の整備	- 43 -
4	居宅支援事業者との連携	- 43 -
第6	外国人に対する防災対策	- 43 -
1	多言語による広報の充実	- 43 -
2	広域避難場所、避難標識等の災害に関する標示板の多言語化	- 43 -
3	外国人を含めた防災訓練・防災教育	- 43 -
4	外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援	- 43 -
第7	避難所における要配慮者支援	- 43 -
1	避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）	- 43 -
2	福祉避難所の指定	- 43 -
第16節	ボランティアとの連携	- 44 -
第1	ボランティア活動の意義	- 44 -
第2	ボランティア団体等の把握、登録等	- 44 -
第3	ボランティアの受け入れ体制の整備	- 44 -
1	情報提供	- 44 -
2	コーディネート体制の整備	- 44 -
3	ボランティア保険	- 44 -
<b>第3章 災害応急対策計画</b>		<b>- 45 -</b>
第1節	応急活動体制	- 45 -
第1	活動体制（災害対策本部）	- 45 -
1	災害対策本部設置前の組織計画	- 45 -
2	災害対策組織計画	- 45 -
3	災害対策本部員会議	- 53 -
第2	本部連絡員	- 53 -
1	本部連絡員の業務	- 53 -
第3	現地災害対策本部の設置	- 53 -
第4	災害救助法が適用された場合の体制	- 53 -
第2節	職員の動員配備	- 53 -

第1 配備基準	- 53 -
1 非常配備の基準	- 53 -
別表 非常配備に関する一般基準	- 54 -
1 配備要員数	- 54 -
第2 活動要領	- 55 -
1 事前配備下の活動	- 55 -
2 警戒配備下の活動	- 55 -
3 第1非常配備下の活動	- 56 -
4 第2非常配備下の活動	- 56 -
5 記録の励行	- 56 -
第3 動員の伝達方法	- 56 -
第4 非常参集等	- 56 -
第5 職員配備状況の報告と安否確認の実施	- 56 -
第3節 災害情報の収集伝達	- 57 -
第1 気象注意報・警報等の伝達	- 57 -
1 定義と種類	- 57 -
2 注意報・警報・特別警報等の発表基準と構成	- 59 -
3 気象情報等の取扱要領	- 61 -
4 総務課長及び産業建設課長の伝達相当区分表	- 62 -
5 災害対策基本法第54条第4項により気象庁、県及び関係機関に通報義務を持つ事項	- 62 -
6 休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領	- 63 -
第2 被害情報の収集、報告	- 63 -
1 被害状況報告	- 63 -
2 関係機関への情報の伝達	- 64 -
第4節 通信の確保	- 70 -
第1 通信手段の確保	- 70 -
1 災害時の通信連絡	- 70 -
2 通信の統制	- 70 -
3 各種通信施設の利用	- 71 -
第2 通信途絶における措置及び非常無線通信の運用	- 71 -
1 公衆通信における非常通報の取扱い	- 71 -
2 専用通信施設における非常通報の取扱い	- 71 -
3 非常通信実施時期	- 71 -
4 非常通報として取り扱われる通信内容及び送信順位	- 71 -
第5節 相互応援協力	- 72 -
第1 防災関係機関への応援要請	- 72 -
1 県と市町村に対する応援要請	- 72 -
2 国に対する応援要請	- 72 -
第2 公共的団体等との協力	- 73 -
第3 民間事業者との災害時応援協定	- 73 -
第6節 災害広報	- 73 -
第1 広報活動	- 73 -
第2 広報内容	- 74 -
1 住民に対する広報の方法	- 74 -
2 地域の応急対策活動に関する情報	- 74 -
3 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報	- 74 -
4 その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）	- 74 -
第7節 水防計画	- 74 -
第8節 救急・救助	- 74 -
第1 自主防災組織、事業所等による救助活動	- 75 -
1 救助活動の方法	- 75 -
第2 村（消防機関を含む）による救助活動	- 75 -
1 救助活動の体制	- 75 -
2 救助活動の要請	- 75 -
3 平常時の措置	- 75 -



第3	救助	- 75 -
1	救出の対象者	- 75 -
2	救助の方法	- 75 -
3	救出期間	- 76 -
第9節	自衛隊災害派遣要請	- 76 -
第1	災害派遣要請の範囲	- 76 -
1	被害状況の把握	- 76 -
2	避難者の誘導、輸送等	- 76 -
3	行方不明者、負傷者等の捜索、救助	- 76 -
4	水防活動	- 76 -
5	消防活動	- 76 -
6	道路、水路等交通路上の障害物除去	- 76 -
7	診察、防疫、病虫害防除等の支援（大規模な伝染病等）	- 76 -
8	通信支援	- 77 -
9	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送	- 77 -
10	救援物資の緊急輸送	- 77 -
11	炊飯、給水	- 77 -
12	救援物資の無償貸与又は譲与（防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与労に関する総理府第13、14条）	- 77 -
13	危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）	- 77 -
14	予防派遣（被害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合。）	- 77 -
15	その他	- 77 -
第2	災害派遣要請	- 77 -
1	災害派遣要請の要求	- 77 -
2	災害派遣要請の要求要領	- 77 -
3	村長不在時の対応	- 77 -
4	災害派遣活動の内容	- 77 -
5	郡山駐屯部隊	- 78 -
6	災害派遣担当窓口	- 78 -
第3	自衛隊の自主派遣	- 78 -
第4	災害派遣部隊の受入れ体制	- 78 -
1	他の災害救助復旧機関との競合重複の排除	- 78 -
2	作業計画及び資機材等の準備	- 78 -
3	自衛隊との連絡体制の確立	- 79 -
4	派遣部隊の受入れ	- 79 -
第5	経費の負担区分	- 79 -
1	県、村の負担	- 79 -
2	自衛隊の負担	- 79 -
第6	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	- 79 -
1	警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限	- 80 -
2	他人の土地の一時使用等	- 80 -
3	現場の被災工作物等の撤去等	- 80 -
4	住民等を応急措置の業務に従事させること。	- 80 -
第7	派遣部隊の撤収	- 80 -
1	村、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整	- 80 -
2	行方不明者の捜査の場合、家族との調整	- 80 -
第10節	避難	- 80 -
第1	避難の準備情報の提供、勧告及び指示	- 80 -
1	避難の実施機関	- 80 -
2	避難勧告及び指示の基準	- 81 -
3	避難措置の周知等	- 82 -
第2	警戒区域の設定	- 82 -
1	警戒区域の設定権者	- 82 -
2	警戒区域設定の時期及び内容	- 82 -

3	警戒区域設定の周知	- 82 -
第3	避難の誘導	- 82 -
1	実施機関	- 82 -
2	避難誘導の方法	- 83 -
3	避難に対する誘導者	- 83 -
4	避難順位等	- 83 -
5	携帯品の制限	- 85 -
第4	避難所の設置	- 85 -
1	実施機関	- 85 -
2	避難所の設置要領等	- 85 -
第5	避難所の運営	- 86 -
1	避難所の安全確保	- 86 -
2	避難所の運営	- 86 -
3	避難所運営の協力体制	- 87 -
4	避難所運営に係る職員の配置	- 87 -
第6	避難行動要支援者対策	- 87 -
1	情報伝達体制	- 87 -
2	避難及び避難誘導	- 87 -
3	避難所における要配慮者対策	- 87 -
第1 1 節	医療（助産）救護	- 88 -
第1	医療機関の被災状況等の収集、把握	- 88 -
第2	医療（助産）救護活動	- 88 -
1	救護班の編成	- 88 -
2	救護班の活動	- 88 -
3	医療機関、医薬品の調達	- 88 -
4	救護所の設置	- 89 -
5	医療実施状況の報告	- 89 -
6	整備帳簿類	- 89 -
7	傷病者搬送	- 89 -
8	医療スタッフ等の搬送	- 89 -
第3	助産	- 89 -
1	助産実施状況の報告	- 89 -
2	整備帳簿類	- 89 -
第4	医療品等備蓄供給体制	- 90 -
第5	人工透析の供給確保	- 90 -
第1 2 節	緊急輸送対策	- 90 -
第1	輸送計画	- 90 -
1	災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲	- 90 -
2	緊急輸送活動の対象	- 90 -
3	輸送に当たっての配慮事項	- 91 -
第2	緊急輸送路の確保	- 91 -
1	緊急輸送路の確保	- 91 -
2	陸上搬送拠点の確保	- 91 -
3	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	- 91 -
第3	車両等の確保及び調達	- 91 -
第1 3 節	警備活動及び交通規制措置	- 91 -
第1	警備体制	- 92 -
1	職員の招集	- 92 -
2	災害警備本部等の設置	- 92 -
3	広域援助隊の運用	- 92 -
4	警備活動	- 92 -
第2	交通規制措置	- 93 -
1	被害状況の把握	- 93 -
2	被災地域への流入抑制と交通規制の実施	- 93 -
3	交通規制時の車両の運転者の義務	- 94 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
4	警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等	- 94 -
第14節	防疫及び保健衛生	- 95 -
第1	防疫活動	- 95 -
1	防疫組織	- 95 -
2	予防教育及び広報活動	- 95 -
3	感染症予防委員	- 95 -
4	被害状況の把握	- 95 -
5	報告	- 95 -
6	消毒の実施	- 95 -
7	ねずみ族昆虫等の駆除	- 95 -
8	生活の用に供される水の供給	- 96 -
9	臨時の予防接種	- 96 -
10	患者等に対する措置	- 96 -
11	避難所の防疫指導等	- 96 -
12	保健指導	- 96 -
第2	精神保健活動	- 96 -
1	精神科医療体制の確保	- 96 -
2	被災者のメンタルヘルスケア	- 96 -
3	精神科入院病床及び搬送体制の確保	- 96 -
第3	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	- 97 -
第4	動物（ペット）救護対策	- 97 -
第15節	廃棄物処理対策	- 97 -
第1	ごみ処理	- 97 -
1	ごみ排出量の推定	- 97 -
2	収集体制の確保	- 97 -
3	処理対策	- 97 -
第2	し尿処理	- 98 -
1	し尿排出量の推定	- 98 -
2	収集体制の確保	- 98 -
3	処理対策	- 98 -
第3	がれき処理	- 99 -
1	がれき発生量の推定	- 99 -
2	処理体制の確保（仮置場の確保・分別収集体制の確保）	- 99 -
第4	廃棄物処理施設の確保	- 99 -
第5	応援体制の確保	- 99 -
第6	被害状況報告	- 99 -
第16節	救援対策	- 100 -
第1	給水援助対策	- 100 -
1	供給方針	- 100 -
2	飲料水供給の概要	- 100 -
3	飲料水の応急給水活動	- 100 -
4	飲料水供給状況報告	- 100 -
第2	食料援助対策	- 100 -
1	対応の概要	- 100 -
2	調達及び供給	- 101 -
3	炊き出しその他による食品の給与	- 101 -
4	食品給与対象者の把握	- 101 -
5	炊き出しの炊出器材の使用	- 102 -
第3	生活必需物資等救援対策	- 102 -
1	供給方法	- 102 -
2	生活必需物資等の範囲	- 102 -
3	生活必需物資等の調達及び供給	- 102 -
4	世帯構成員別被害状況及び災害による生活深刻度の把握	- 102 -
5	物資の集積場所	- 102 -
第4	義援物資及び義援金の受入れ	- 102 -

1	義援物資の受入れ	- 102 -
2	義援金の受入れ	- 102 -
第17節	被災地の応急対策	- 103 -
第1	障害物の除去	- 103 -
1	道路関係障害物の除去対策	- 103 -
2	住宅関係障害物の除去	- 103 -
3	河川関係障害物の除去対策	- 104 -
4	除去した障害物の集積	- 104 -
5	関係機関との連携	- 104 -
第2	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	- 104 -
1	応急仮設住宅の設置	- 104 -
2	住宅の応急修理	- 106 -
3	公営住宅等のあっせん	- 107 -
4	建築物応急危険度判定の実施	- 107 -
第3	災害相談対策	- 107 -
1	臨時災害相談所の開設	- 107 -
2	臨時災害相談所の規模等	- 107 -
3	相談業務の内容	- 107 -
第4	応急金融対策	- 107 -
1	各金融機関の措置	- 107 -
2	郵便局の措置	- 108 -
第18節	死体の搜索、遺体の処理等	- 108 -
第1	全般的な事項	- 108 -
1	衛生及び社会心理面への配慮	- 108 -
2	広域的な遺体処理体制の整備	- 108 -
第2	遺体の搜索	- 108 -
1	搜索活動	- 108 -
2	災害救助法適用の場合の搜索活動	- 109 -
第3	遺体の収容	- 109 -
1	遺体の搬送	- 109 -
2	遺体収容所の設営及び遺体の収容	- 109 -
3	災害救助法適用の場合の遺体処理	- 109 -
第4	遺体の火葬・埋葬	- 109 -
1	遺体の火葬	- 110 -
2	火葬場の調整	- 110 -
3	災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬	- 110 -
第5	災害弔慰金の支給	- 110 -
第19節	生活関連施設の応急対策	- 110 -
第1	上水道施設等応急対策（会津若松市水道部）	- 111 -
1	被害状況調査及び復旧計画の策定	- 111 -
2	応急復旧のための支援要請	- 111 -
3	的確な情報伝達・広報活動	- 111 -
第2	下水道施設等応急対策	- 111 -
1	要員の確保	- 111 -
2	応急対策用資機材の確保	- 111 -
3	復旧計画の策定	- 112 -
4	広 報	- 112 -
第3	電力施設等応急対策	- 112 -
1	災害対策組織の設置	- 112 -
2	人員の確保	- 112 -
3	応急復旧用資機材の確保等	- 112 -
4	被害状況の把握	- 112 -
5	災害時における広報	- 112 -
6	災害時における危険予防措置	- 113 -
7	復旧計画等	- 113 -

第4	ガス施設（LPガス）応急対策	- 113 -
1	出動体制	- 113 -
2	（社）福島県エルピーガス協会会津支部坂下方部会による災害対策組織の設置及び人員の確保	- 113 -
3	災害時における広報活動	- 113 -
4	被害状況の把握	- 114 -
5	復旧計画等	- 114 -
第5	鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）応急対策	- 114 -
1	災害応急体制の確立	- 114 -
第6	電気通信施設等の応急対策	- 115 -
1	電話（通信）の確保	- 115 -
2	電話（通信）の応急措置	- 115 -
第20節	文教対策	- 116 -
第1	生徒等の保護対策	- 116 -
1	学校の対応	- 116 -
2	教職員の対応、指導基準	- 116 -
第2	応急教育対策	- 116 -
1	応急教育の実施	- 116 -
2	被害状況の把握及び報告	- 116 -
3	応急教育施設の確保	- 116 -
4	生徒等並びに教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応	- 117 -
5	教員の確保	- 117 -
6	学用品の確保のための調査	- 117 -
7	避難所として使用される場合の措置	- 117 -
8	授業料の減免	- 118 -
第3	社会教育施設（文化財）の応急対策計画	- 118 -
1	建物及び搬出可能な文化財等の対策	- 118 -
2	搬出可能な文化財等の場合	- 118 -
3	史跡等の応急対策	- 118 -
第21節	村管理施設の応急対策	- 118 -
第1	建築物等の応急対策	- 118 -
1	役場庁舎	- 118 -
2	幼稚園・学校・社会教育施設	- 119 -
3	保育所	- 119 -
4	村営住宅	- 119 -
5	社会福祉施設	- 119 -
6	保健福祉施設	- 119 -
第2	土木施設の応急対策	- 119 -
1	道路、橋梁	- 119 -
2	河川	- 119 -
3	用水路等	- 120 -
4	上水道	- 120 -
5	下水道	- 120 -
第22節	要配慮者対策	- 120 -
第1	要配慮者に係る対策	- 120 -
1	要配慮者の把握	- 120 -
2	要配慮者への措置	- 120 -
3	要配慮者に対する保健福祉サービスの提供	- 121 -
第2	社会福祉施設等に係る対策	- 121 -
第3	障がい者及び高齢者に係る対策	- 121 -
1	障がい者等の把握	- 121 -
2	情報等の提供	- 121 -
3	物資等の調達	- 121 -
4	物資等の確保	- 121 -
5	障がい者等のニーズへの対応	- 121 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
第4	児童に係る対策	- 121 -
1	要保護児童の把握	- 121 -
2	児童のメンタルヘルスケアの確保	- 122 -
3	児童の保護等のための情報伝達	- 122 -
第5	外国人に係る対策	- 122 -
1	避難誘導	- 122 -
2	安否確認	- 122 -
3	避難所及び在宅の外国人への情報提供	- 122 -
4	相談窓口の開設	- 122 -
第23節	ボランティアとの連携	- 123 -
第1	ボランティア団体等の受入れ	- 123 -
1	ボランティアの受入れ	- 123 -
2	情報提供	- 123 -
3	活動拠点の提供	- 123 -
第2	ボランティア団体等の活動	- 123 -
1	災害・安否・生活情報の収集・伝達	- 123 -
2	炊き出し、その他の災害救助活動	- 123 -
3	医療、看護	- 123 -
4	高齢者介護、看護補助、外国人への通訳	- 123 -
5	清掃及び防疫	- 124 -
6	災害応急対策物資、資材の輸送及び配分	- 124 -
7	応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業	- 124 -
8	災害応急対策事務の補助	- 124 -
9	建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定	- 124 -
10	無線による情報収集及び伝達	- 124 -
第3	ボランティア保険の加入促進	- 124 -
第24節	災害救助法の適用等	- 124 -
第1	災害救助法の適用	- 124 -
1	災害救助法の概要	- 124 -
2	災害救助法における留意点	- 124 -
第2	災害救助法の適用基準	- 124 -
1	適用基準	- 124 -
2	住家滅失世帯の算定等	- 125 -
第3	災害救助法の適用手続き	- 125 -
1	災害救助法適用基準該当する場合の県知事への報告	- 125 -
第4	災害救助法による救助の種類等	- 125 -
1	救助の種類	- 125 -
2	救助費の繰替支弁	- 125 -
<b>第4章</b>	<b>災害復旧対策計画</b>	<b>- 126 -</b>
第1節	公共施設の災害復旧（対策）計画	- 126 -
第1	災害復旧事業計画の作成	- 126 -
1	災害復旧計画の基本方針	- 126 -
2	災害復旧対策計画の事項別項目	- 126 -
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	- 127 -
1	法律に基づく一部負担又は補助事業	- 127 -
2	激甚災害に係る財政援助措置	- 127 -
第3	激甚災害の指定	- 127 -
第4	災害復旧事業の実施	- 128 -
第2節	被災者の生活安定対策	- 128 -
第1	義援金の配分	- 128 -
1	義援金の受け入れ配分	- 128 -
2	配分計画	- 128 -
第2	被災者の生活確保	- 128 -
1	公営住宅の一時使用	- 128 -
2	租税の徴収猶予及び減免等	- 129 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
3	職業の斡旋	- 129 -
4	郵便関係の措置等	- 129 -
第3	被災者への支援	- 129 -
1	被災者生活再建支援法に基づく支援	- 129 -
第4	資金の融資等	- 130 -
1	農林漁業資金の確保	- 130 -
2	中小企業資金の確保	- 130 -
3	住宅金融公庫資金の確保	- 130 -
4	福祉関係資金の確保	- 130 -
第5	被災証明書等の交付	- 130 -
<b>第5章 震災対策計画</b>		<b>- 131 -</b>
第1節	総 則	- 131 -
第1	計画の目的・位置づけ	- 131 -
1	計画の目的・位置づけ	- 131 -
2	計画の推進及び修正	- 131 -
3	計画の周知徹底	- 131 -
第2	基本方針と活動目標	- 131 -
1	基本方針	- 131 -
2	地域自立型防災体制の推進	- 132 -
3	災害対策本部の応急対策能力の強化	- 132 -
4	職員の対応能力の強化	- 132 -
5	地震被害想定調査結果の反映	- 132 -
6	発災直後及び発災後の活動目標	- 132 -
第3	湯川村の概況と災害要因の変化	- 134 -
第4	会津盆地の地質構造	- 134 -
第5	既往の地震災害と地震発生の特性	- 134 -
1	直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）	- 134 -
2	海洋型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）	- 135 -
3	地震の想定	- 135 -
4	地震被害発生の特性	- 135 -
第6	調査研究推進体制の充実	- 136 -
第7	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	- 136 -
第2節	災害予防計画	- 136 -
第1	防災組織の整備・充実（総務課）	- 136 -
1	村防災会議	- 136 -
2	防災関係機関の防災組織	- 137 -
3	自主防災組織	- 137 -
4	応援協力体制	- 137 -
第2	防災情報通信網の整備（総務課）	- 137 -
第3	地震観測計画（総務課）	- 137 -
第4	住宅密集地の防災対策（産業建設課）	- 137 -
1	既存建築物総合防災対策推進計画の策定	- 137 -
2	建築物の耐震性確保	- 138 -
第5	各施設の対策	- 139 -
1	不特定かつ多数の者が出入りする施設	- 139 -
2	各施設等に共通する事項	- 139 -
3	個別事項	- 139 -
4	広域避難場所等の安全確認	- 139 -
5	地震災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	- 139 -
第6	上下水道施設災害予防対策（産業建設課、会津若松市水道部）	- 139 -
1	上水道施設予防対策（会津若松市水道部）	- 139 -
2	下水道施設予防対策	- 140 -
第7	電気、ガス施設災害予防対策（東北電力(株)、LPガス事業者）	- 140 -
第8	鉄道施設災害予防対策（東日本旅客鉄道(株) 笈川駅）	- 140 -
第9	電気通信施設等災害予防対策（東日本電信電話(株)会津若松支店）	- 140 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
第10	道路及び橋梁等災害予防対策（産業建設課、道路管理者）	- 140 -
1	道路の整備	- 141 -
2	橋りょうの整備	- 141 -
3	村管理の道路及び橋梁災害予防対策	- 141 -
4	農道・及び橋梁災害予防対策	- 141 -
5	道路付帯施設災害予防対策	- 141 -
6	道路啓開用資機材の確保	- 141 -
第11	火災予防対策（総務課）	- 141 -
1	出火防止対策	- 141 -
2	初期消火体制の整備	- 142 -
3	火災拡大要因の除去計画	- 142 -
4	消防力の強化及び広域応援体制の整備	- 142 -
5	消防水利の整備	- 142 -
6	救助体制の整備	- 142 -
第12	積雪・寒冷対策（総務課、産業建設課、各道路管理者）	- 142 -
1	交通の確保	- 142 -
2	雪に強いまちづくりの推進	- 143 -
3	寒冷対策の推進	- 143 -
第13	緊急輸送路等の指定（総務課、産業建設課、会津坂下警察署、県、東北・北陸地方整備局）	- 143 -
1	緊急輸送ルート	- 143 -
2	ヘリコプター臨時離着陸場	- 144 -
3	広域陸上輸送拠点	- 144 -
第14	避難対策（総務課、住民税務課、教育委員会）	- 144 -
第15	医療(助産)救護・防疫体制の整備(総務課、住民税務課)	- 144 -
第16	食料等の調達・確保及び防災資機材の整備（総務課、産業建設課、住民税務課）	- 144 -
第17	防災教育・広報（総務課、住民税務課、教育委員会、会津坂下警察署）	- 145 -
1	村職員に対する教育	- 145 -
2	住民等に対する教育、広報	- 145 -
第18	防災訓練（総務課、防災関係機関）	- 146 -
1	総合防災訓練	- 146 -
2	個別防災訓練	- 146 -
3	緊急初動訓練	- 146 -
第19	自主防災組織の整備（総務課）	- 147 -
1	自主防災組織の育成指導	- 147 -
2	自主防災組織の編成	- 147 -
3	自主防災組織の活動	- 147 -
第20	要配慮者予防対策（総務課、住民税務課、社会福祉協議会）	- 151 -
第21	ボランティアとの連携（住民税務課、社会福祉協議会）	- 151 -
第3節	地震災害応急対策	- 151 -
第1	応急活動体制	- 151 -
1	災害対策本部の設置基準	- 151 -
第2	職員の動員配備	- 152 -
1	災害対策本部の非常配備体制	- 152 -
2	組織内の伝達	- 152 -
3	職員配備状況の報告と安否確認の実施	- 152 -
第3	災害情報の収集伝達（総務課）	- 152 -
第4	通信の確保（総務課）	- 152 -
第5	相互応援協力（総務課）	- 153 -
第6	災害広報（総務課）	- 153 -
1	広報活動	- 153 -
第7	消火活動（総務課、会津若松消防署）	- 153 -
1	会津若松消防署（消防本部）による消防活動	- 153 -
2	消防団による活動	- 154 -
3	消防防災ヘリコプターの応援要請	- 154 -
4	他都道府県等への応援要請	- 154 -



湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
第8	救急・救助（総務課、住民税務課、教育委員会、会津若松消防署（消防本部））	- 155 -
1	平常時からの措置	- 155 -
2	広域応援	- 155 -
第9	自衛隊災害派遣（総務課）	- 155 -
1	災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲	- 155 -
第10	避難（総務課、住民税務課、教育委員会）	- 156 -
第11	医療（助産）救護（住民税務課）	- 156 -
第12	道路の確保（道路障害物除去等）（産業建設課）	- 156 -
1	優先開通道路の選定	- 156 -
2	障害物の状況調査	- 156 -
第13	緊急輸送対策（総務課、住民税務課、産業建設課）	- 156 -
1	緊急輸送の対象人員、物資等	- 156 -
2	緊急輸送の実施、調整	- 156 -
3	緊急輸送路等の整備	- 157 -
4	緊急輸送ルート	- 157 -
5	ヘリコプター臨時離着陸場	- 157 -
6	緊急輸送車両等の確保	- 157 -
第14	警備活動及び交通規制措置（総務課、会津坂下警察署）	- 157 -
1	警備活動	- 157 -
2	道路	- 157 -
第15	防疫及び保健衛生（住民税務課）	- 158 -
1	防疫活動	- 158 -
2	食品衛生監視並びに栄養指導	- 158 -
第16	廃棄物処理対策（住民税務課、産業建設課）	- 158 -
第17	救援対策（総務課、住民税務課、産業建設課）	- 159 -
1	生活用水の確保	- 159 -
2	調達・供給	- 159 -
第18	被災地の応急対策（総務課、住民税務課、産業建設課）	- 159 -
第19	死体の捜索、遺体の処理等（総務課、住民税務課）	- 159 -
第20	生活関連施設の応急対策（総務課、産業建設課、東北電力㈱、L P ガス事業者、東日本旅客鉄道㈱、日本電信電話㈱、各通信事業者、会津若松市水道部）	- 159 -
1	上水道施設の応急対策（会津若松市水道部）	- 159 -
2	下水道施設の応急対策	- 160 -
3	電力施設の応急対策	- 161 -
4	ガス施設（L P ガス）応急対策	- 162 -
5	鉄 道	- 162 -
6	バ ス	- 163 -
7	電気通信施設の応急対策	- 163 -
第21	道路、河川管理施設及び公共建築物等の応急対策（産業建設課、東北・北陸地方整備局）	- 164 -
1	道路の応急対策	- 164 -
2	河川管理施設等の応急対策	- 165 -
3	公共建築物等の応急対策	- 165 -
第22	関係機関等への連絡調整及び応援要請	- 165 -
1	関係機関への連絡調整	- 165 -
2	関係機関への応援要請	- 165 -
第23	文教対策（教育委員会）	- 166 -
1	生徒等保護対策	- 166 -
2	応急教育対策	- 167 -
第24	要配慮者対策（住民税務課、社会福祉協議会）	- 167 -
第25	ボランティアとの連携（住民税務課、社会福祉協議会）	- 167 -
第26	危険物施設等災害応急対策（総務課、住民税務課、会津若松消防署、高圧ガス貯蔵所）	- 167 -
1	火薬類施設応急対策	- 167 -
2	高圧ガス施設応急対策	- 168 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
第4節 災害復旧対策		- 168 -
第1 施設の復旧対策		- 169 -
第2 被災地の生活安定		- 169 -
<b>第6章 事故対策計画</b>		- 170 -
第1節 総 則		- 170 -
第1 目的		- 170 -
第2節 航空災害対策計画		- 170 -
第1 航空災害予防対策計画		- 170 -
1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え		- 170 -
2 要配慮者予防対策		- 171 -
第2 航空災害応急対策計画		- 171 -
1 災害情報の収集伝達		- 171 -
2 活動体制の確立		- 171 -
3 自衛隊の災害派遣		- 171 -
4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動		- 171 -
5 災害広報		- 171 -
第3節 鉄道災害対策計画		- 172 -
第1 鉄道災害予防対策計画		- 172 -
1 鉄道交通の安全確保		- 172 -
2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		- 172 -
3 要配慮者予防対策		- 173 -
4 防災知識の普及・啓発		- 173 -
第2 鉄道災害応急対策計画		- 173 -
1 災害情報の収集伝達		- 173 -
2 活動体制の確立		- 173 -
3 自衛隊の災害派遣		- 173 -
4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動		- 173 -
5 災害広報		- 174 -
第3 鉄道災害復旧対策計画		- 174 -
1 事故災害の復旧・支援		- 174 -
2 復旧対策		- 174 -
第4節 道路災害対策計画		- 174 -
第1 道路災害予防対策計画		- 174 -
1 道路交通の安全のための情報の充実		- 174 -
2 道路施設等の整備		- 174 -
3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		- 174 -
4 要配慮者予防対策		- 175 -
5 防災知識の普及・啓発		- 175 -
第2 道路災害応急対策計画		- 175 -
1 災害情報の収集伝達		- 175 -
2 活動体制の確立		- 176 -
3 自衛隊の災害派遣		- 176 -
4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動		- 176 -
5 危険物の流出に対する応急対策		- 176 -
6 道路施設・交通安全施設の応急復旧		- 176 -
7 災害広報		- 176 -
第3 道路災害復旧対策計画		- 177 -
1 被災施設の復旧		- 177 -
2 復旧対策		- 177 -
第5節 危険物等災害対策計画		- 177 -
第1 危険物等災害予防対策		- 177 -
1 危険物等の定義		- 177 -
2 危険物等施設の安全性の確保		- 177 -
3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		- 178 -
4 要配慮者予防対策		- 178 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
5	防災知識の普及・啓発	- 178 -
第2	危険物等災害応急対策計画	- 179 -
1	災害情報の収集伝達	- 179 -
2	活動体制の確立	- 179 -
3	災害の拡大防止	- 179 -
4	自衛隊の災害派遣	- 179 -
5	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	- 179 -
6	危険物等の大量流出に対する応急対策	- 180 -
7	避難誘導	- 180 -
8	災害広報	- 180 -
第3	危険物等災害復旧対策計画	- 180 -
1	復旧対策	- 180 -
第6節	大規模な火事災害対策計画	- 180 -
第1	大規模な火事災害予防対策計画	- 180 -
1	災害に強いむらづくりの形成	- 180 -
2	大規模な火事災害防止のための情報の充実	- 181 -
3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	- 181 -
4	避難対策	- 181 -
5	防災訓練の実施	- 181 -
6	防災知識の普及・啓発	- 182 -
7	要配慮者予防対策	- 182 -
第2	大規模な火事災害応急対策計画	- 182 -
1	災害情報の収集伝達	- 182 -
2	活動体制の確立	- 182 -
3	自衛隊の災害派遣	- 182 -
4	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	- 182 -
5	避難誘導	- 182 -
6	災害広報	- 183 -
第3	大規模な火事災害復旧対策計画	- 183 -
1	被災施設等の復旧	- 183 -
2	復旧対策	- 183 -
<b>第7章 原子力災害対策計画</b>		<b>- 184 -</b>
第1節	総 則	- 184 -
第1	目的	- 184 -
第2	計画の性格	- 184 -
1	福島県地域防災計画との関係	- 184 -
2	計画の周知徹底	- 184 -
第2節	原子力災害対策計画	- 184 -
第1	原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	- 184 -
第2	住民等への的確な情報伝達	- 185 -
第3	避難勧告及び指示の基準	- 185 -
第4	広報及び指示伝達	- 185 -
第5	村民の避難	- 186 -
1	集合場所への集合	- 186 -
2	集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置	- 186 -
3	避難場所への輸送	- 186 -
4	避難路の通行確保	- 186 -
5	避難の優先順位	- 186 -
6	要配慮者への配慮等	- 186 -
7	他の市町村への避難	- 186 -
8	避難状況の把握	- 186 -
第6	情報伝達体制	- 187 -
1	社会福祉施設における情報伝達	- 187 -
2	在宅者に対する情報伝達	- 187 -
3	学校等教育機関における情報伝達	- 187 -

湯川村地域防災計画	計 画 編	目 次
4	観光客・外国人に対する情報伝達 .....	- 187 -
第7	避難及び避難誘導 .....	- 187 -
1	社会福祉施設における避難等 .....	- 187 -
2	在宅者の避難等 .....	- 187 -
3	学校教育機関における避難等 .....	- 187 -
4	観光客・外国人の避難等 .....	- 187 -
第8	避難者等の受入れ .....	- 188 -
第9	緊急時環境放射線モニタリングへの協力 .....	- 188 -

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的・位置づけ

### 第1 計画の目的・位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、村及び村内の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用することによって村域及び住民の生命、身体財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。

### 第2 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、本村における災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めようとしたものである。したがって、計画編として第1章を総則とし、第2章災害予防計画、第3章災害応急対策計画、第4章災害復旧計画、第5章震災対策計画、第6章事故対策計画、第7章原子力災害対策計画を中心に次の点を踏まえながら計画し、さらに、この対策計画に関する資料を資料編として構成したものである。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災発生に伴い、本村においても地震災害（震災）対策を強化するため見直しを行い、新たに東京電力福島第一原子力発電所事故により、「原子力災害対策計画」を追加する等、当計画全体の見直しを行ったものである。

#### 1 災害予防計画

災害予防計画は、防災諸対策のうち災害の発生を未然に防止しようとする事、すなわち災害予防措置の促進を図ることであって、最も根本的かつ重要であるが、計画に係る経済的環境や自然的環境を十分把握して、これを計画に生かすことが肝要であり、さらに村土の開発計画等と総合的に調整の必要があるため、水害・雪害の各計画については、村の地域に係る防災の関係機関が重点的に取り上げようとする事業又は業務について掲げた。

#### 2 災害応急対策計画

災害応急対策計画については、つとめて村の地域に係る防災の関係機関が応急的対策を実施する際の実態の把握と活用の方法を事項別に分類して定め、併せて災害応急対策の実施体制の確立と責任体制の明確化を図った。

#### 3 災害復旧計画

災害復旧計画については、災害発生に際し、民生安定社会経済活動の早期回復、社会秩序の回復を期して復旧事業の迅速適切な推進を図るための計画と、再度災害の発生を防止するため必要な施設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業について計画するものとした。

## 4 震災対策計画

震災対策計画については、地震が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害の予防、初期措置等を円滑に実施し被害を最小限に食い止めることを目的とする計画である。

## 5 事故対策計画

事故対策計画については、近年の社会構造の変化、過去の大規模な災害を踏まえ、総合的な対策を定め、住民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする計画である。

## 6 原子力災害対策計画

原子力災害対策計画については、原子力災害の発生に伴う住民等への情報の伝達、避難者等の受入など必要な対策について、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって村民の安全を図ることを目的とする計画である。

# 第 3 計画の推進及び修正

## 1 計画の推進と修正

村は、この計画の計画的な推進を図るとともに、基本法第 4 2 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

## 2 行動マニュアルの作成

この計画に基づき、実践活動を行う場合の細部計画は、本村各課及び防災関係機関等において、あらかじめ定めておくとともに、必要に応じてこれに修正を加え、災害時に有効な活動ができるよう努める。

# 第 4 計画の周知徹底

防災関係機関に対して、日頃からこの計画の周知徹底を図り、防災関係機関等は、平素から訓練、研究、教育その他の方法により、この計画及び関連する他の計画を習熟するものとする。

## 第 2 節 計画の基本方針と活動目標

### 第 1 基本方針

この計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連携を図るための基本を示すものである。災害は、突発的な不測の事態が発生し、しかもその実態も多様であることから迅速かつ適正な活動が行われなければならないため、特に関係機関との連携が強く要求される。また、特定な災害については科学的研究の成果及び発生した災害とその対策の経験を重ねることによって修正を加えられ逐次完備していかなければならない。

#### 1 防災事業の推進

災害応急対策及び震災対策計画をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図るとともに、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう防災業務施設、設備、資機材等の整備に努めるものとする。

## 2 福島県地域防災計画との関係

この計画は「福島県地域防災計画」との整合性・関連性を有した村の地域防災に関する計画である。

## 第2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、災害発生直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、災害発生直前及び災害発生後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活 動 目 標
事前対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害直前活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報、その他情報等の伝達</li> <li>・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 水防活動や堰、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施</li> </ul> </li> </ul>
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初動体制の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策活動要因の確保（非常参集）</li> <li>・ 対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・ 被災情報の収集・解析・対応</li> </ul> </li> <li>○ 生命・安全の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火、救助・救急、応急医療活動の展開</li> <li>・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助</li> <li>・ 救急活動等の遂行</li> <li>・ 給食、給水の実施</li> <li>・ 道路警戒、治安維持に関する対策</li> <li>・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策</li> </ul> </li> </ul>
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の生活の安定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフォローの早急な回復</li> <li>・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> <li>・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復</li> <li>・ 代替ルートの整備等による物流等経済活動環境の回復</li> </ul> </li> </ul>
復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域・生活の回復               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者のケア</li> <li>・ がれき等の撤去</li> <li>・ 都市環境の回復</li> <li>・ 生活の再建</li> </ul> </li> </ul>
復興対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域・生活の再建・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教訓の整理</li> <li>・ 都市復興計画の推進</li> <li>・ 都市機能の回復・強化</li> </ul> </li> </ul>

なお、活動目標については、活動区分ごとに基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

## 第3節 湯川村の概況と災害要因の変化

### 第1 災害誘因

#### 1 地域の気象の特性（概況）

本村は、会津盆地の中央に位置している。気候は、東日本型内陸性気候で盆地特有の影響を受け、冬は早くから雪が降り、寒気も相当厳しいが、夏になると急に気温が上昇して高温となり、日較差がかなり大きい。また、春と秋の季節が比較的短いのも特徴のひとつである。

#### 2 災害誘因の概要

(1) 気象災害の主たる季節別区分は、次のとおりである。

季節区分	災 害 種 別
春 季	風害、水害、風水害、霜害、
夏 季	水害、冷害、風水害
秋 季	風害、水害、風水害
冬 季	風雪害、雪害

(2) 水害危険箇所の概要

別に定める「湯川村水防実施要領」（資料57）に規定する重要水防区域とする。

### 第2 災害素因

#### 1 地域の地形、地質の特性

(1) 位 置

湯川村は会津盆地の中央に位置し、東経139度53分、北緯37度34分で、東西約4.2km、南北約4.8kmとほぼ長方形の地形を有し、面積は16.37k㎡であり、北は喜多方市（旧塩川町）、西は会津坂下町、東・南は会津若松市（東は旧河東町）に接し、会津の主要市町との距離は、会津若松市、喜多方市、会津美里町へそれぞれ12kmとなっている。

(2) 地 勢

湯川村は海拔170m～180mに位置し、河川は会津盆地の東南隅より北流する旧湯川とせせなぎ川が村の北部で合流し、村の北西部で猪苗代湖より西流する日橋川と合流し、南会津東部より北流する阿賀川（大川）が、村の北西部で日橋川と合流して西へ流れ、これらの河川はすべて阿賀野川水系となって越後平野に注いでいる。

#### 2 社会的条件

災害、特に地震災害においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や、建築物の状況等の社会的条件によってもたらされるものが、同時複合的に発生することが特徴である。



### (1) 人 口

本村の人口の推移は、昭和35年には5,220人であったが、年々減少の一途をたどり、平成17年(国勢調査数値)には、3,570人、平成22年(国勢調査数値)では3,364人にまで減少した。近年は昭和40年代のような10%を超える大幅な減少はないが依然減少傾向にある。

また、年齢階層については、若年層の流出と高齢化の進行が表裏一体の関係になっており、依然として老年人口は年々増加し、高齢社会の傾向にある。

### (2) 交 通

国道121号とJR磐越西線が村の東北部を平行に走り、国道49号が村の南西部を走る。これらに付随するかたちで、主要地方道、県道、村道が東西南北に走り、地域住民の日常生活に密着した道路網を構成している。また、地域高規格道路の会津縦貫北道路が、村の東部を南北に建設整備中であり、村内に2カ所(湯川北IC、湯川南IC)のインターチェンジが設置され、供給を開始しているなど高速交通網の要衝である。

### (3) 災害の要因

第一には、急速な高齢化に伴う災害時要援護者の増大、第二は、人々の生活様式の変化により、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高く、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生危険性の危険性も含んでいる。第三には、自動車利用の普及であり、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が被害を著しく拡大すると予想される。第四は、危険物等の集積である。ガソリンスタンド等の危険物施設が村内に数箇所あり、災害が起こった場合の被害は甚大と予想される。第五は、コミュニティ意識の低下である。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という村民一人ひとりの防災意識の向上とともに、防災体制の整備充実が欠かせないものである。

## 第3 災害危険箇所の概要

### 1 水害危険箇所

水防法(昭和24年法律第193号)第25条の規定に基づき定めた「湯川村水防実施要領」に掲載した重要水防区域について、洪水等の水災が予想される。

## 第4 地震災害と想定地震

### 1 既往の地震災害

#### (1) 会津大地震

当村における大きな災害をもたらした地震としては、1611年(慶長16年)の会津大地震(M6.9)があり、神社仏寺の堂倒壊、大破多く、家屋も多く潰れ大破した。また、1964年(昭和39年)6月16日午後1時20分ごろ発生の新潟地震(M7.5)は、本村でも震度5の中震となり、家屋、道路、橋梁、農業施設等に甚大な被害をもたらした。特に家屋においては、全壊が2棟、半壊が5棟、部分壊が471棟となり、被害総額が2,400万円となった。

## (2) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

2011年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、会津地方、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。本村では家屋、土蔵などの半壊・一部破損が180件以上の多大な被害となった。

## 2 地震による被害想定

福島県による地震津波被害想定調査の結果、震源地が隣接する会津坂下町の平野部西側に位置している「会津盆地西縁断層帯地震」では、広範囲にわたり大規模な液状化被害の発生が見込まれ、当村においては最大で震度6弱の強い震動の発生が予想されることから、国道等の交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、極めて深刻な被害をもたらされるものと想定される。また、数多くの法面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。さらに、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下におかれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

# 第4節 防災ビジョン

## 第1 災害のないまちづくり（村の基本姿勢）

過去に自然災害による多大な被害をもたらした河川については河川改修、築堤、護岸工事等の施工により災害発生の危険は少なくなった。

しかし、豪雨、地震、都市災害の発生の危険もあるので村の総合的な災害対策である当計画を強化するとともに、誰もが安心して住める村とするために自然災害の防止に努め、災害発生時には、その影響を最小限に食い止めるような防災体制を構築する。

### 1 自然災害の防止

湯川村は水辺空間が多く、風景を豊かなものにするのに重要な役割を果たしているものの、平地部の勾配が緩く集中的な降雨に弱い。水害を中心とした総合的な治水対策を実施することにより災害を事前に防止することが課題である。

### 2 消防、防災体制の充実

自然災害や火災等に対して強い村をつくるために、各種の防災対策事業を進めるとともに、防災情報システムの構築を図るため、防災行政無線システムの設置を推進し、情報の正確化・迅速化に努める。

## 第 2 調査研究推進体制の充実

### 1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、洪水ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

## 第 3 自主防災組織等の地域における取り組み

阪神・淡路大震災などでは、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成し、自らの防災への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの課題として捉えた行動が重要となる。

## 第 4 防災施策の大綱

項 目	主な対策等	内 容
(1) 自然災害の防止	治水対策	河川改修事業の促進(国県要望事項)
(2) 消防、防災体制の充実	安心な消防、防災対策	防災施設の整備
		防災行政無線の整備促進
		消防施設の整備
	安全な避難路の対策確保	避難訓練による周知
		避難路の充実
避難緑地の確保		
(3) 克雪まちづくり計画の推進	克雪対策	除雪対策の充実
		消雪施設・防雪柵等の整備
	雪の活用	冬のイベント
		ウィンタースポーツの振興

## 第5節 防災関係機関の実施責任

### 第1 防災関係機関の実施責任

#### 1 村

防災の第一次的責任を有し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつその総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。

また、村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

以上の機関を総称して、この計画においては、「防災関係機関」と称する。

## 第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

### 第1 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

#### 1 湯川村の事務又は業務

- (1) 村防災会議の連絡調整に関すること。
- (2) 防災組織の整備及び育成指導に関すること。

- (3) 防災施設の整備に関すること。
- (4) 防災知識の普及に関すること。
- (5) 防災訓練の実施に関すること。
- (6) 物資及び資機材の整備に関すること。
- (7) 備蓄・被災施設の復旧に関すること。
- (8) 消防活動に関すること。
- (9) 避難対策に関すること。
- (10) 保健衛生に関すること。
- (11) 文教対策に関すること。
- (12) 被災者に対する救助及び救護の実施に関すること。
- (13) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (14) 伝達及び広報に関すること。
- (15) その他の対策に関すること。

## 2 県

- (1) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。
- (2) 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- (3) その他の対策に関すること。

## 3 会津若松地方広域消防本部（会津若松消防署）及び消防団

- (1) 火災の予防に関すること。
- (2) 危険物等の安全及び規制に関すること。
- (3) 救助及び救援に関すること。
- (4) 自主防災組織の育成に関すること。
- (5) その他村から要請された事項に関すること。

## 4 会津坂下警察署（湯川駐在所）

- (1) 情報収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 避難の指示等及び誘導に関すること。
- (3) 被災者の救出、救護に関すること。
- (4) 緊急輸送の確保・交通規制に関すること。
- (5) 犯罪の予防及びその他社会秩序の維持に関すること。

## 5 自衛隊（郡山駐屯地）

- (1) 自衛隊災害派遣計画の実施に関すること。
- (2) 災害応急対策の支援協力に関すること。

## 6 湯川郵便局

- (1) 郵便物の輸送確保に関すること。
- (2) 預貯金及び現金の確保に関すること。

## 7 日本電信電話株式会社会津若松支店

- (1) 非常通話の確保及び調整に関すること。
- (2) 災害情報等の村への伝達に関すること。

## 8 日本赤十字社湯川村分区

- (1) 救助等の協力及び連絡調整に関すること。
- (2) 義援金の取扱に関すること。

9 東北電力株式会社会津若松支社

電力の供給確保に関すること。

10 東日本旅客鉄道株式会社

(1) 乗客の安全確保に関すること。

(2) 安全輸送の確保に関すること。

11 会津中央、戸ノ口堰、会津東部土地改良区

自己の管理に係る農業用施設等の被害調査及び点検に関すること。

12 小中学校（保育所、幼稚園）

災害時における児童生徒の安全確保に関すること。

13 湯川村商工会

(1) 緊急物資の供給又は斡旋に関すること。

(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。

14 会津みどり農業協同組合

主要食糧の自給対策、農業生産資材の確保あつせん、貯金等現金の支払いに関すること。

## 第 2 章 災害予防計画

### 第 1 節 防災組織の整備・充実 (総務課)

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村は防災体制を整備し、広域的な応援も含め、防災関係機関相互の連携体制を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の促進を計り、防災体制の万全を期す。

#### 第 1 村防災組織

##### 1 湯川村防災会議

湯川村防災会議は、湯川村長を会長として、災害対策基本法第 16 条第 6 項の規定に基づく、湯川村防災会議条例第 3 条に規定する機関の長又はその指名する職員を委員として組織するもので、次に掲げる事務を所掌する。

##### (1) 所掌事務

村防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

ア 村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

イ 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

##### (2) 村防災会議の組織

村防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

区 分	防 災 機 関
福島県知事の部内の職員 (第 1 号委員)	福島県会津地方振興局県民環境部長
福島県警察の警察官 (第 2 号委員)	会津坂下警察署長、湯川駐在所員
村長が部内の職員から指名する者 (第 3 号委員)	副村長、総務課長、住民税務課長、 産業建設課長
教育長 (第 4 号委員)	教育委員会教育長
消防団長 (第 5 号委員)	湯川村消防団長
識見を有する者から村長が任命する者 (第 6 号委員)	会津若松消防署十文字出張所長、湯川村区 長会長、湯川村婦人消防クラブ会長

##### 2 湯川村災害対策本部

災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害予防及び応急対策を実施する。  
なお、災害対策本部の所掌事務・組織については、「第 3 章第 1 節」に記載のとおりである。

### 3 水防管理団体等

水防法第 3 条の規定に基づき設置し、湯川村における河川等の洪水による水災を警戒し、防御する。

## 第 2 自主防災組織

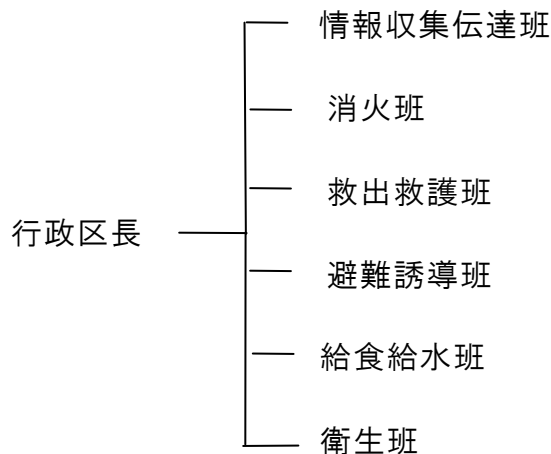
### 1 設置の目的

災害対策基本法第 5 条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、各行政区等を単位として設置するものであり、その組織の充実を図ることが、義務付けられている。

### 2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第 1 4 節自主防災組織の整備」のとおりである。



## 第 3 応援協力体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各行政機関及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

### 1 行政機関に対する応援要請

(1) 村は、隣接市町村、広域市町村、会津地方振興局等を単位とした応援協定さらには県外市町村との応援協定の締結を促進するものとする。

(2) 知事又は他の市町村長に対する応援の要請等について迅速な対応をとれるように努めるとともに、緊急を要する場合には、次に掲げる事項については口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項

(3) 指定地方行政機関の長に対して、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、次の(4)ア～オをもって当該機関に職員の派遣を要請することができる。(災害対策基本法第 29 条)



(4) 災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対して、以下の事項を記した文書をもって指定地方行政機関の職員のあることを求めることができる。(災害対策基本法第30条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

(5) 消防の相互応援

会津若松地方広域市町村圏整備組合管内の消防相互応援協定等に基づき体制の整備を図ると共に効率的な運用が図られるように努める。

## 2 民間団体等に対する応援要請

応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整える。

# 第 2 節 防災情報通信網の整備 (総務課)

災害の未然防止と被害の軽減を図るために必要な防災情報通信網の整備促進に努める。

## 第 1 防災情報通信網の整備

### 1 防災行政無線

災害時における村民への災害情報の提供や被害状況の収集伝達手段として、村防災行政無線の整備に努め、本庁を基地局とする情報連絡体制の確立を図る。

### 2 福島県総合情報通信ネットワーク(防災事務連絡システム)

県、市町村、消防本部等を結ぶ防災通信機能の充実・強化を目的に、衛星系と地上系による通信の多ルート化、機械整備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報通信などの整備を行っており、当該システムを活用し、迅速・的確な情報の収集を行い、各関係機関との情報共有等を図る。

### 3 防災情報通信網の整備

村及び防災関係機関は、災害優先(携帯)電話等の整備に努めるとともに、電波不感地帯に対応した通信機器の整備に努める。

### 4 職員参集システムの整備

現在、職員の参集については、福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報をもとに、宿日直が防災担当へ連絡するほか、テレビ・ラジオの情報により行っている。今後は、携帯電話への一斉メール発信システム等の整備に努める。

## 第 2 その他通信網の整備・活用

村は、災害時に加入電話又は村が所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第 5 2 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとする。

また、その他災害の情報手段として、インターネット、CATV等の有線系メディアの活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努めるとともに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、日頃から訓練等を通じて使用方法の習熟を図るものとする。

## 第 3 節 気象等観測体制

(総務課)

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測体制の充実を図るとともに防災関係機関相互の連絡通報体制の強化を推進する。

### 第 1 気象等観測施設網

福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報及び(財)河川情報センターを通じての気象情報の収集に努める。

#### 1 福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報

- (1) 気象注意報
- (2) 気象警報
- (3) 地震
- (4) 台風情報
- (5) アメダス
- (6) 天気予報
- (7) 気象レーダー情報
- (8) 河川流域総合情報システム

#### 2 (財)河川情報センターによる情報

- (1) 雨量情報
- (2) 雪情報
- (3) 水位情報
- (4) 警報
- (5) その他

## 第4節 災害別予防対策

(総務課、産業建設課)

水害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

### 第1 水害予防対策

水害を予防するために、次の事業及び施設の整備を行うものとする。

#### 1 河水統制又は河川改修（改良）に関する治水事業（国・県要望事項）

- (1) 未改修河川を改修し築堤護岸を施行する。
- (2) 再度災害発生防止のための事業
- (3) 河川の屈曲部を矯正し、堤防の保護と河床の維持を図る。

#### 2 施設の維持補修（国・県要望事項）

- (1) 流下土石により河床が上昇し流水断面が不足している河川における推砂の除去
- (2) 長年の流水による河床及び護岸等の侵食に対する維持補修
- (3) 改修工事により築設した河川構造物の維持補修

#### 3 その他

- (1) 橋梁の維持補修  
村道、農道に係る橋梁の維持補修
- (2) 湛水防除事業  
湛水したことのある地域における湛水を防除するための施設の新設又は改良工事の施行

#### 4 災害危険箇所及び洪水ハザードマップ整備

災害危険箇所は、「湯川村水防実施要領」に定める重要水防区域一覧表のとおりである。

なお、村は、国及び県が提供する「浸水想定区域図」や過去の浸水実績等を基に、「浸水区域」、「伝達方法」、「避難場所」、「避難経路」等を記載した「洪水ハザードマップ」を作成・公表し、住民への周知を図り、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

### 第2 雪害予防対策

積雪又はなだれによる災害を防止するため、次の事業及び対策を行うものとする。

#### 1 雪害防止施設事業

- (1) 冬期間道路の異常凍結により解凍期に交通不能状態となるのを防止するため、道路の構造を改良する事業
- (2) 吹き溜まり等による交通災害を防止する防雪棚等を設置し、交通を確保する施設事業
- (3) 冬期間における交通確保のための除雪路線計画

#### 2 道路交通の確保

緊急輸送路の確保のために除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設、消融雪施設等の整備を推進し安全な道路の確保に努める。

### 3 寒冷時の避難対策

避難施設には、ストーブ等の電源を要しない暖房機器、燃料のほか、積雪寒冷時を想定した資機材（長靴、防寒具等）の備蓄に努める。

また、被災者及び避難者に対する防寒用具の整備に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のために早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、生活確保のため長期対策を検討しておく必要がある。

### 4 通信及び電力供給の確保

冬期間の通信及び電力の供給を確保するため、関係機関に対して、雪害対策用機材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図るよう要望する。

## 第 5 節 火災予防対策 (総務課)

消防の組織、人員、施設等の消防力の拡充強化を図るとともに、予防消防の徹底、災害の防御、被害の軽減及び住民の安寧秩序を保持し、もって公共の福祉の増進を期するものとする。

### 第 1 消防力の強化

#### 1 消防施設の整備

消防施設については、消火栓等の消防水利は、消防施設整備基準による整備計画はほぼ完了しているが、老朽化した消火栓・防火水槽等については、計画的に更新・改修を図っていくとともに、開発地等の拡大に伴う水利の確保についても積極的に、整備を図っていくものとする。

消防ポンプ等の機械器具は、常に点検整備に努め更新計画に従って整備を図っていくものとする。(資料 9)

また、消防団員の技術の向上と組織の活性化及び適正な配置に努める。

#### 2 救助体制の整備

自主防災組織に救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

### 第 2 広域応援体制の整備

会津若松地方広域市町村圏整備組合構成市町村並びに隣接する市町と、消防法第 2 1 条に基づく消防相互応援協定の効率的な運用が図られるよう体制の整備を図る。

### 第 3 火災予防対策

#### 1 火災予防思想の普及徹底

火災防止を図るために、防災行政無線、広報紙及び広報車等による広報をするとともに、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て火災予防思想の普及の徹底を期するものとする。

## 2 民間防火の徹底

少年（幼年）消防クラブ、婦人消防クラブ等の協力団体の民間消防協力組織及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、モデル団体の指定及び防火指導員を養成し、家庭防火・民間防火の徹底を図る。

## 3 住宅防火対策の推進

火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や今後設置が義務化された住宅用火災警報器等の住宅防災機器の普及に努めるものとする。

また、公共建築物は原則として耐火構造とし、その他の建築物についても広報により不燃及び耐火建築を促進するとともに、新築建造物及び防火対象物については不燃化の指導を行い、大火防止を推進するものとする。

## 4 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する。

## 5 危険物等特殊防火対象物の規制

危険物施設及び特殊防火対象物等について適正な規制を行い、施設の改善及び消防用設備等の整備を促進し、危険物等特殊火災の防止を期するものとする。

## 6 初期消火体制の整備

各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、初期消火の重要性及びその方法の啓発指導をするため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法等についての広報、講習会を実施する。

また、自主防災組織を中心とした防火訓練などを通じ、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

## 7 要配慮者のための火災予防対策

一人暮らしの高齢者及び身体障がい者等に対する住宅防火対策の推進について、優先的に住宅防火診断を実施する。

# 第 4 火災拡大要因の除去計画

## 1 道路等の整備

計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

## 2 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火構造とし、その他の建築物についても、広報により不燃及び耐火建築物の建築の促進を啓発指導する。

## 3 薬品類の取扱い

教育施設等における薬品類は、延焼または落下による発火、爆発する危険性を有しているため、薬品等の管理及び落下防止の徹底を図る。

## 第 5 消防教養訓練の実施

消防教養訓練については、消防団員の消防学校等への入校を促進し、初任教養・普通教養・幹部教養・専科教養等を実施するほか、移動消防学校を開催して入校できない新入消防団員の訓練を実施するものとする。

### 1 消防訓練指導員の配置及び運用

消防訓練指導員の養成及び消防訓練指導員による消防教養訓練の実施要綱に基づき、福島県消防協会に委託して実施するものとする。

## 第 6 節 建造物及び文化財災害予防対策

(総務課・産業建設課・教育委員会)

災害による建築物及び文化財の被害の未然防止とその軽減を図るために必要な対策に関する計画とする。

### 第 1 建築物の現況

本村の建築物の現況をみると、公共施設等を除いては、木造建築物が圧倒的に多いため、防災面から、建築物の不燃化及び耐震性の強化等による利点と効果についての啓発に努める必要がある。

### 第 2 建築物災害予防対策の内容

#### 1 建築物の不燃化

##### (1) 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅は、積極的にその不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等に配慮した団地造りを推進するものとする。

##### (2) 民間住宅の不燃化促進

住宅密集地においては、建替え時における不燃化住宅の建設促進に関する周知・広報等を行い、民間住宅の不燃化を促進するものとする。

#### 2 建築物の耐震性促進

村は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等の施策を積極的に推進し、耐震性の確保に努めるものとする。

##### (1) 防災上重要な建物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が必要となるので、本村は、次の村有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努めるものとする。

ア 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる役場庁舎、村公民館、村体育館、ユースピアゆがわ、村デイサービスセンター、保健センター及び高齢者コミュニティセンター等の村有施設。

イ 震災時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる小中学校については、地震防災上、補強を要する施設として地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急五箇年計画に盛り込むものとする。

- (2) 一般建築物の耐震性促進  
一般建築物の耐震性について、広く村民の認識を深めるとともに、耐震化の指導に努める。
- (3) 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保  
道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすることを指導する。

### 第 3 文化財災害予防対策

#### 1 文化財保護の普及啓発

文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財防火デー等の行事を通じ、防火・防災意識の高揚を図る。

#### 2 訓練の実施

村・村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は相互に協力し、火災発生時における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時行うものとする。

## 第 7 節 電気、ガス施設災害予防対策

### (総務課、東北電力(株)、LPガス事業者)

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気施設及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

### 第 1 電力施設災害予防対策

#### 1 電力施設災害予防対策

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、東北電力(株)本店、支店及び営業所(以下この節において「店所」という。)に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

#### 2 事業計画

##### (1) 災害予防のための設備計画

###### ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に「建築基準法」及び「電気整備に関する技術基準等」による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

###### イ 水害対策

###### (ア) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うものとするが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処するものとする。

## ウ 雪害対策

雪害が多い地域は、次のような諸対策を実施するものとする。

## (ア) 送電設備

鉄塔には、耐雪設計等を採用し、電線は難着雪化対策を行うものとする。

また、気象情報等により雪害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

## エ 雷害対策

## (ア) 送電設備

落雷予防の架線の設置や接地抵抗の低減を行うなどとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

## (イ) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行うものとする。

## (ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、耐雷ホーン等の取付けにより対処するものとする。

## (2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

## (3) 災害対策用資機材の確保

ア 本店及び店所は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

## (4) 災害用資機材の輸送体制の確立

本店及び店所は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

## (5) 防災訓練等の実施

ア 本店及び店所は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレットの配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 本店及び店所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体が発行する防災訓練に積極的に参加するものとする。

## 第 2 ガス施設（L P ガス）災害予防対策

### 1 現 況

L P ガスは、現在ほとんどの村民が使用しており、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般家庭に浸透し今の生活を支えている。このようなL



LPガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、関係機関においては、供給施設の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、社員等に対する保安教育を実施している。

## 2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

## 3 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施するとともに、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

### (1) LPガス設備の強化計画

#### ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

特に当村においては、屋根からの落雪で壊れないような措置を講ずるとともに、除雪時においてもLPガス設備に損傷を与えないような措置を講ずるものとする。

#### イ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、使用時間遮断機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

#### ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

### (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

### (3) 防災資器材の管理等

次の防災資器材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

#### ア 修理用工具類

#### イ 車両、機械

#### ウ 点検用工具類

#### エ 非常食、飲料水

#### オ 救急医薬品

#### カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

#### キ 補修用・仮設住宅用機器（充電用容器、ガスメーター、調整器等）

### (4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ社団法人エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先度を考慮して策定するものとする。

### (5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

住宅密集地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

## 第8節 緊急輸送路等の指定

### (総務課、産業建設課、教育委員会)

村は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

## 第1 緊急輸送路等の指定

村は、陸、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため緊急輸送路等を指定する。

また、村は、隣接する地方公共団体が指定している輸送路とも整合性を図り、広域的な輸送等の確保を図るものとする。

### 1 緊急輸送路

(1) 村は、役場（災害対策本部）及び近隣市町村の主要路線と接続する路線（別表1）を緊急輸送路として指定する。

(2) 確保すべき路線の順位は次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

村内への輸送に不可欠な、高速道路、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

イ 第2次確保路線

避難場所等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

### 2 ヘリコプター臨時離着陸場

村は、空路からの物資受け入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場（別表2）を指定する。

## 第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く。）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

## 別表 1 緊急輸送路

## (1) 第1次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
一 般 国 道	49号(県指定1次路線) 121号(県指定1次路線)	会津若松市境～会津坂下町境 会津若松市(旧河東町)境～喜多方市(旧塩川町)境
主要地方道	会津坂下河東線 (県指定2次路線)	国道49号線～会津若松市(旧河東町)境
一 般 県 道	浜崎高野会津若松線 (県指定2次路線) 熊ノ目浜崎線	会津若松市境～喜多方市(旧塩川町)境 会津坂下河東線～浜崎高野会津若松線
村 道	浜崎高瀬笈川線 笈川・堂畑西線 勝常・王領線 亀ヶ代中ノ目線	浜崎高野会津若松線(浜崎)～浜崎高野会津若松線(笈川) 浜崎高野会津若松線～会津坂下塩川線 熊ノ目浜崎線～会津若松市(旧河東町)境 会津坂下河東線～国道49号線

## (2) 第2次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
村 道	長 瀬 中 線 長 瀬 南 線	湯川駐在所前～湯川村デイサービスセンター前 湯川村役場前～JA会津みどり湯川総合支店前

この路線の他、逐次指定を行なっていくものとする。

## (3) 第3次確保路線

今後、逐次指定を行なっていくものとする。

## 別表 2 ヘリコプター臨時離着陸場

番号	名 称	所 在 地	管理者	連絡先	電話番号
1	湯川中学校グラウンド	大字笈川字殿田37番地	学校長	学 校	27-2842
2	笈川小学校グラウンド	大字笈川字館24番地	学校長	学 校	27-3266
3	勝常小学校グラウンド	大字勝常字堂後827番地	学校長	学 校	27-4158
4	湯川村営野球場	大字三川字的場50番地	教育長	公民館	27-4107
5	阿賀川防災ステーション ヘリポート	会津坂下町大字宮古字 下川原118番地	阿賀川河川 事務所長	管理課	26-6873

## 第 9 節 避難対策

### (総務課、住民税務課、教育委員会)

風水害等では、迅速に安全な場所へ避難誘導することが人命を守る上で重要となるため、村及び防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

## 第 1 避難計画の策定

村は、風水害による浸水、家屋の倒壊等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化や県外も含めた市町村間を超えた村外などへの広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

また、「避難指示」、「避難勧告」、「避難準備情報」等について関係機関の協力を得ながら、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

### 1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う基準

#### (1) 避難勧告及び指示の責任者

避難勧告及び指示の責任者（権限を有する者）はそれぞれ法律によって次のように定められているが、避難は災害のための生命・身体の危険が予想されることから、避難者が自主的に避難する場合もあるので、その場合は消防関係機関等の応援を得て、安全かつ迅速に誘導するものとする。

ア 村長（災害対策基本法第 60 条）

イ 警察官（災害対策基本法第 61 条）

ウ 水防管理者（水防法第 28 条により水害予防組合管理者、市町村組合、村長）

エ 県知事又はその命を受けた職員（水防法第 28 条より）

オ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（自衛隊法第 94 条により、その場に警察官がいない場合に限る。）

#### (2) 避難の準備情報提供、勧告及び指示の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護する必要があるときは、避難のための立ち退き、勧告又は指示をする。

また、避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう、非難の準備情報提供に努めるものとする。

なお、避難区分については以下のとおりとする。

##### ア 事前避難

警報等の発令により、災害発生のおそれがある場合は、事前に病人、老幼婦女等を安全な場所に避難させるものとする。

##### イ 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（地震、洪水、火災、なだれ等）で災害がまさに発生しようとし、又は発生した場合は、安全な場所に緊急に避難させるものとする。

##### ウ 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所へ避難させる場合は、輸送車両を用意するなどの手段を講じて収容避難させるものとする。

## 2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法

### (1) 勧告、指示事項（準備情報事項）

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項
- カ 注意事項
  - (ア) 避難後の戸締り
  - (イ) 必要な携行品
  - (ウ) 服装

### (2) 伝達方法

- ア 広報車（村、消防機関、警察）
- イ 信号（サイレン、警鐘）
- ウ 電話
- エ 緊急速報メール

### (3) 避難勧告、指示の報告

#### ア 住民への周知

村は、自ら避難の勧告又は指示を行う場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、計画に基づき迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

#### イ 避難勧告、指示を行った者は、直ちに村長（対策本部長）に報告する。

ウ 村長（対策本部長）は、避難の事前準備及び勧告を指示した場合（自主避難を含む。）は、直ちに知事に対し、次の事項を報告しなければならない。また、住民が自発的に避難した場合も同様とする。避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を指示するとともに、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

- (ア) 避難勧告・指示の発令時刻
- (イ) 避難対象地域
- (ウ) 避難場所及び避難経路
- (エ) 避難責任者
- (オ) 避難世帯数、人員
- (カ) 経緯、状況、避難解除帰宅時間

## 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

資料 1 5 参照（責任者：原則として市町村職員を指定）

## 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

資料 1 7 及び資料 1 8 参照

## 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (1) 給水装置
- (2) 給食措置
- (3) 毛布、寝具等の支給
- (4) 衣料、日用必需品の支給
- (5) 負傷者に対する応急救護
- (6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援

## 6 指定避難所の管理に関する事項

- (1) 避難所の管理者（原則として市町村職員を指定）及び運営方法
- (2) 避難収容中の秩序保持
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務

## 7 指定避難所の整備に関する事項

- (1) 収容施設
- (2) 給食施設
- (3) 給水施設
- (4) 情報伝達施設
- (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- (6) ペット等の保管施設

## 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 高齢者デイサービスセンターの活用等

## 9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

## 第 2 指定緊急避難場所の指定等

村が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

### 1 指定緊急避難場所の指定

村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設または場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

- (1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供するべき屋上その他の部分について、物品の設置または地震による落下、転倒もしくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下その他構造耐力

上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、または発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配慮され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 上記以外においても、下記条件を満たすように努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

## 2 管理者の同意

村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

## 3 知事への通知等

村長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（県民安全総室）に通知するとともに、公示する。

## 4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または改築その他の事由による現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届け出るものとする。

## 5 指定の取消

村長は、指定緊急避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（県民安全総室）に通知するとともに、公示する。

# 第 3 指定避難所の指定等

村が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

## 1 指定避難所の指定

村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有する者であること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにおいて、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置

が講じられていること、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(6) 上記以外においても、下記条件を満たすよう努める。

ア 指定避難所における避難所一人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。

ウ 指定避難所は、浸水などの危険がないところとする。(水害の場合のみ適用。)

エ 原則として、耐震構造(昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

## 2 管理者の同意

村長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

## 3 知事への通知等

村長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事(県民安全総室)に通知するとともに、公示する。

## 4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または改築その他の事由による現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届けるものとする。

## 5 指定の取消

村長は、指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事(県民安全総室)に通知するとともに、公示する。

# 第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

## 1 指定緊急避難場所と指定避難所

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

## 2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

## 3 避難地区分けの実施

(1) 避難地区分けの境界線は、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。

(2) 避難地区分けに当たっては、各地区住民の歩行負担、危険負担がなるべく少なく、且つ、均等になるようにする。



## 4 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的に教育施設であることに留意し、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておくものとする。

## 第 5 避難路の選定

### 1 避難路の選定基準

村が策定する避難計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、おおむね 8 メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路選定にあたっては、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

## 第 6 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

災害時における避難の万全を期すため、広報誌、掲示板、パンフレット、インターネットホームページ等により、住民に地域内の避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年 1 回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

## 第 7 防災上重要な施設における避難計画

学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

### 1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順番
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

### 2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象

者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順番
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法

### 3 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

### 4 広域避難計画

社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めるものとする。

## 第 10 節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 （総務課、住民税務課）

災害時には、広域的あるいは局地的、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予想されるところである。

村は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

### 第 1 医療（助産）救護体制の整備

村は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

#### 1 医療（助産）救護活動体制の確立

災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定及び整備と住民への周知
- (2) 救護所の編成体制の整備

#### 2 災害時医療品等備蓄供給体制の確立

災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱・災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき県に調達要請を行う。

#### 3 血液確保体制の確立

災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について、赤十字血液センターと連携し、村民へ献血確保の普及啓発を図る。

## 第 2 防疫対策

### 1 防疫用薬剤等の備蓄

防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

## 第 1 1 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 (総務課、産業建設課)

村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、村民は、3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

## 第 1 食料、生活物資の調達及び確保

### 1 食 料

(1) 災害における応急配給は、村長が実施に当たるものとする。ただし、広域に及ぶ大災害で災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(2) 食料の調達及び供給

ア 村は、調達計画に基づき農協または地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食料も被災者等に供給する。村内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

イ 村は、災害に備え、独自で食料品の備蓄を図るほか、地域住民の非常用食料の備蓄整備の推進を図るとともに、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定の締結を図る。

(3) 備蓄数量の設定

村は、県の地震・津波被害想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市町村間の連携などによる多様な方法によって確保を図る。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。

(4) 米穀販売業者一覧

資料 20 (オ) 米飯提供（炊き出し関係）業者のとおり。

### 2 生活物資

(1) 村は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、卸売業者と物資調達に関する協定を締結する等、体制の整備に努める。

(2) 生活物資の調達及び供給

ア 村は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の物資等を調達し、被災者等に供給する。村内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

イ 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、災害時要援護者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある。

### (3) 備蓄数量の設定

村は、県の地震・津波被害想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市町村間の連携などによる多様な方法によって確保を図る。

## 第 2 飲料水の確保

### 1 応急飲料水の確保

- (1) 村は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 村は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸等の把握に努める。
- (3) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発する。
- (4) 村は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的に調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

### 2 資機材等の整備

村は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資材の整備に努める。

## 第 3 防災資機材等の整備

### 1 防災資機材の整備

村は、災害時に必要とされる救出用など応急活動用資機材（エンジンカッター、投光器、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

### 2 備蓄倉庫等の整備

村は、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

## 第 1 2 節 防災教育・広報

### （総務課、住民税務課、産業建設課、教育委員会）

村は、災害の発生の防止、或いは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災関係機関のみならず村民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

## 第 1 村民に対する防災教育

### 1 実施時期

(1) 村は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く防災知識の普及啓発活動を実施する。

- ア 風水害予防に関する事項（5月～9月）
  - ・水防週間（5月1日～5月31日）
- イ 火災予防に関する事項
  - ・春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）
  - ・秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）
- ウ 雪害予防に関する事項（12月～3月）
- エ 地震災害に関する事項
  - ・防災の日（9月1日）
  - ・防災週間（8月30日～9月5日）
  - ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
  - ・防災とボランティアの日（1月17日）

### 2 普及方法

防火知識の普及は、次の媒体の利用により行う。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ
- (2) 広報誌
- (3) 広報車
- (4) 講習会
- (5) インターネットホームページ

### 3 普及内容

防災知識の普及啓発にあたっては、災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識とともに、3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等、家庭での予防・安全対策、当計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握等、村民一人ひとりが日ごろから心がけておくべき実践的な事項について十分配慮したものとする。

また、災害に関係ある気象その他災害発生原因についての知識の普及を図る。

## 第 2 防災上重要な施設における防災教育

村及び防災機関は、社会福祉施設及びその他不特定多数の人々が集まり、人的災害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

### 1 社会福祉施設等における防災教育

社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、災害発生時において特に大きな人的災害を受けやすいため、管理者等に対し、災害に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

## 2 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

## 第 3 防災対策要員に対する防災教育

災害時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、村職員等に対し必要な防災教育を実施する。

## 第 4 学校教育における防災教育

学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

### 第 1 3 節 訓練に関する計画 (総務課)

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、村は災害対策基本法第 4 8 条の規定に基づき、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、災害応急対策計画に基づく応急対策の完全な遂行を図るため、次に掲げる計画を中心関係機関が緊密なる連携をとり、図上又は実地を行い、総合的かつ計画的に実施するものとする。実施予定日時、実施方法はその都度定める。

## 第 1 個別訓練

### 1 消防訓練

湯川村における消防訓練は、次の事項別に行うものとする。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 消防用機械器具操法訓練 | (2) 機関運用及び放水演習 |
| (3) 初期消火訓練      | (4) 非常招集訓練     |
| (5) 人命救助訓練      | (6) 飛火警戒訓練     |
| (7) 通信連絡訓練      | (8) 破壊消防訓練     |
| (9) 出動訓練        | (10) 財産保護訓練    |
| (11) 車両火災防御訓練   | (12) 自衛消防隊教育訓練 |

### 2 災害避難救助訓練

- (1) 通信連絡訓練  
災害情報の伝達、被害報告、対策の連絡の訓練
- (2) 非常招集訓練  
災害対策活動機関及び人員の招集訓練
- (3) 避難誘導訓練

避難命令の伝達、誘導方法、避難誘導隊の組織、編成指揮命令系統の整備及び適正避難の訓練

(4) 警備訓練

災害時の人心動揺を未然に防御し、社会秩序の維持に努めるための訓練警戒地区の設定、立入禁止区域の設定及び交通の規制等の訓練

(5) 救護訓練

災害時における避難者及び災害対策の実施者等の医療救護訓練、医療機関、医療従事者、保健所等の協力体制の確立及び救護班等の活動訓練

(6) 救出訓練

災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する訓練

(7) 物資輸送と給水訓練

救助物資の輸送、飲料水の供給訓練

(8) 炊き出し訓練

避難者、災害対策の実施者に対して炊き出しを行う訓練

(9) 水避難救助訓練

水避難者の救助訓練

### 3 非常招集訓練

(1) 非常招集措置の整備

平常時において次の項目について調査し、非常招集措置の整備を図る。

ア 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等の整備状況

イ 招集の区分の整備状況

ウ 招集命令伝達、示達要領の整備状況

エ 非常招集命令簿、非常招集記録簿の整備状況

オ 非常招集の業務分担、配置要領の整備状況

カ 待機命令の基準の整備状況

キ その他非常招集のために要する事務処理状況について

(2) 非常招集命令の伝達、示達

伝達、示達の方法は、災害の緊急性から最も早く到達する方途を講ずべきものであるが、内容において特に、命令の発令者、集合日時、場所、服装携行品、招集の理由等を明示した非常招集命令票により正確なる伝達を原則とする。

(3) 集合の方法

集合の方法は、第一義的迅速に行うべきものであるが、訓練においては集合通路の崩壊等の被害等を想定して実施するものとする。

(4) 点 検

ア 伝達方法、内容の確認点検

イ 受令時間の確認

ウ 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検

エ 装備、着装等の整備の点検

オ 集合人員の確認の点検

カ その他対策準備体制に関する点検

(5) 訓練後の措置

訓練は実施効果の検討を行い、非常招集の適正実施に改善是正を行うよう努め、訓練記録を記載しておくものとする。

### 4 水防訓練

別に定める「湯川村水防実施要領」による。

## 5 その他の訓練

必要に応じて通信訓練、動員訓練、災害対策本部運営訓練を実施し災害時の初期初動体制強化に努める。

## 6 訓練の評価と当計画等への反映

訓練の実施後において、当計画及び各種行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じ防災体制の改善を図る。

# 第 2 総合防災訓練

## 1 方 針

「災害対策基本法」第 48 条の規定に基づき、村は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者も含めた地域住民等の参加の下に、総合防災訓練を実施して災害応急対策活動の習熟を図るとともに、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

## 2 実施要領

大規模な地震、火災又は風水害による災害状況を想定し「総合防災訓練実施要領」を策定して実施する。

### (1) 参加機関

ア 湯川村役場 イ 村の防災関係機関 ウ 応急対策活動を要する公共機関  
エ 防災上重要な施設 オ 公共的団体等 カ 村民

### (2) 実施場所及び時間

想定災害の種別、規模等によりその都度関係機関と協議のうえ定めるものとする。

### (3) 訓練種目

想定災害状況により訓練種目を決定するが、想定災害防御訓練、災害避難救助訓練、非常招集訓練等の各項目についてできるだけ多くの項目を実施するよう努める。

### (4) 実施方法

ア 「総合防災訓練実施要領」に定め「被害規模状況」及び「訓練進行要領」に基づき参加機関がそれぞれ「細部訓練実施要領」を策定して実施するものとする。  
イ 訓練の指揮命令系統はそれぞれ参加機関ごとの系統によるものとし、想定に基づく訓練の進行の円滑化を図るため参加機関からの連絡員による訓練連絡本部を設けるものとする。

# 第 3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

## 1 方 針

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。



## 2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、工場、事業所、興行場及び他消防法で定められた施設の防火管理者は、その定める消防法に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、村、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

## 3 自主防災組織及び住民等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため村及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して訓練の参加実施に努める。

# 第 1 4 節 自主防災組織の整備 (総務課)

災害の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、村及び防災関係機関が防災対策を講じるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うこととする。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分に認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

## 第 1 自主防災組織の設置推進

本村における自主防災組織は現在未設置であるが、今後行政区単位に、区長会の役員を中心とした組織編成により設置し、連絡調整を主とする業務を実施するよう推進する。

## 第 2 自主防災組織の育成指導

村は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通して地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解が得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、村は、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織のリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備に努める。

## 第 3 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

## 第 4 自主防災組織の活動

### 1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急他手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 防火用水、その他の防火資機材等の配置場所の周知及び点検方法

### 2 日常の自主防災活動

#### (1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会等を活用して正しい防災知識の普及啓発に努める。

なお、民生員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の確認にも努めるものとする。

#### (2) 防災訓練等の実施

災害時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、村及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練の実施に努める。

##### ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

##### イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、火災に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

##### ウ 救助、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷者に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

##### エ 学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などに習熟を図る。

##### オ 避難訓練

各家庭の非常用持出品を準備するとともに、誘導避難班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、災害時要援護者の安全確保に留意して行うものとする。

##### カ 地域における事業所等との連携体制の確立を計り、合同訓練の実施に努める。

#### (3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対処できるよう備えるものとする。

### 3 事業所の自衛消防組織の設置

消防法の規定により消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している事業所については、防災活動の充実・強化を図り、自主防災組織を整備するとともに、特に法令により設置を義務づけていない事業所についても、設置について育成指導をすすめるものとする。

- (1) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- (2) 大規模商業施設等多数の人々が利用する事業所
- (3) 危険物、高圧ガスの貯蔵所又は取扱所

## 第 5 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

このため、村は、企業を地域のコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災計画等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

### 第 1 5 節 要配慮者対策

（総務課、住民税務課、社会福祉協議会）

災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

## 第 1 地域防災計画、全体計画において定める全体的事項

### 1 地域防災計画において定める事項

村は、村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、地域防災計画において以下の事項を定めるものとする。（これまでの「災害時要援護者」は、「避難行動要支援者」と読み替えし、取り扱うものとする。）

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

## 2 全体計画において定める事項

村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月 内閣府（防災担当）」に基づく「全体計画」を湯川村地域防災計画の下位計画として位置づけ、湯川村地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

## 第 2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

村は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための名簿を作成しておくものとする。

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し村が必要と認める事項

### 2 避難行動要支援者の範囲

本村における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 村の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で民生委員及び行政区長または村が支援の必要があると認めた者

### 3 要配慮者の情報利用等

村は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定され

た利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

#### 4 名簿情報の更新

村は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも1年以内に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

#### 5 名簿情報の提供

村は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供するものとする。ただし、村の条例等に特定の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

#### 6 名簿情報の提供における配慮

村は、名簿情報を提供するときは、湯川村地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受けるものに対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者または第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 7 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 8 避難支援等関係者の安全確保

村は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保に努めるものとする。

### 第 3 個別計画の策定

村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、要支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

### 第 4 社会福祉施設等における対策

## 1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

## 2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ確かな対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制作りを行うものとする。

さらに入所者を施設相互で受け入れるための協定を締結するなど施設が被災した後の対応についても検討し、体制の整備に努める。

## 3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確認するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、村の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

## 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害《PTSD》）の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

# 第 5 在宅者に対する対策

## 1 情報伝達体制の整備

村は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、災害時の通報システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

## 2 防災知識の普及・啓発

村は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するととも

に、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基本的知識の理解を高めるよう努める。

### 3 支援体制及び避難用器具等の整備

村は、発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員等と連携を図り、行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、個別計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、村等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、村は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

### 4 居宅支援事業者との連携

村は、介護保険にかかる指定居宅介護支援事業者や障がい者支援事業にかかる指定居宅支援事業者等と連携を密にし、要支援者に対して、平常時から災害発生時の対処法や避難経路等の周知に努めるものとする。

また、災害発生時にあつては、上記事業者に対し、要支援者の情報提供や場合によっては状況確認等の協力を得られる体制づくりを行う。

## 第6 外国人に対する防災対策

村は、言語、生活習慣等の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする。

### 1 多言語による広報の充実

### 2 広域避難場所、避難標識等の災害に関する標示板の多言語化

### 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育

### 4 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

## 第7 避難所における要配慮者支援

### 1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

村が避難所として指定する施設は、生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされた公的施設とすることを原則とするが、ユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努め、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

### 2 福祉避難所の指定

村は、要配慮者が生活相談等の必要な生活支援が受けられ、安心して生活ができる体制を整備した施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとする。

## 第 16 節 ボランティアとの連携

### (住民税務課、社会福祉協議会)

大規模な災害発生時には、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられることから、村及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティア等の受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等、ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮することが求められる。

#### 第 1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進める必要がある。

#### 第 2 ボランティア団体等の把握、登録等

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされることが予想される。これらのボランティアは組織化された集団ではない場合も多く、村は県、日本赤十字福島県支部、社会福祉協議会等と連携を取りながら個々のボランティア活動を把握するとともに、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

#### 第 3 ボランティアの受け入れ体制の整備

##### 1 情報提供

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。そのため、村は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、情報提供に努めるものとする。なお、村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

##### 2 コーディネート体制の整備

村は、社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携をとりながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、村の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。また、村は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練を実施するものとする。

##### 3 ボランティア保険

ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図り、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の公的助成について検討する。



## 第 3 章 災害応急対策計画

### 第 1 節 応急活動体制

防災関係機関は、村に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

#### 第 1 活動体制（災害対策本部）

##### 1 災害対策本部設置前の組織計画

本部設置に至らない災害については、平常時の村の組織をもって対処するものとする。

##### 2 災害対策組織計画

###### (1) 災害対策本部

村における災害応急対策に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係機関相互間の連絡調整を図る。

###### ア 設置基準

村長は、村内に災害発生のおそれがあるとき又は発生した場合、その災害の予防、拡大防止又は救護、救援若しくは応急復旧活動を円滑に実施するため、災害対策基本法第 23 条の規定に基づく湯川村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとし、その基準は次のとおりとする。

- (ア) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (ウ) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

###### イ 解散

本部の解散は災害の応急対策が終了した場合及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）がその必要がないと判断したときは解散する。また、本部は、発生した災害の応急対策措置が完了し、平常の体制で処理できると認められるに至ったとき、本部長の指示により解散する。ただし、設置が前（1）のアの（ウ）の基準による場合は、本項前段のほか当該法の規定に基づく救助が完了した場合に解散するものとする。

###### ウ 設置・廃止時の通報先

本部を設置・廃止したときは、速やかに次の機関に通報する。

- (ア) 福島県知事
- (イ) 隣接市町長
- (ウ) 指定公共機関の長、指定地方行政機関の長
- (エ) 陸上自衛隊郡山駐屯地（陸上自衛隊第 6 特科連隊長）

エ 大規模災害発生時において村長が不在等の理由により、村長による本部設置の決定が困難な場合、副村長が決定し、それも困難な場合には総務課長を第 2 順位とする。

## オ 動員伝達法

動員の伝達は、総務課長より防災担当者を通じて各所属長へ連絡するものとする。

また、勤務時間外、休日等における伝達方法は、防災担当者が一般加入電話等により各所属長へ連絡するものとする。

## キ 本部会議

本部長は、災害対策の実施上必要があるときは、本部員、各部長をもって構成する本部会議を招集する。会議の内容はおおむね次のとおりである。

## (ア) 報告

気象情報、災害情報、配備体制、各対策部の措置事項

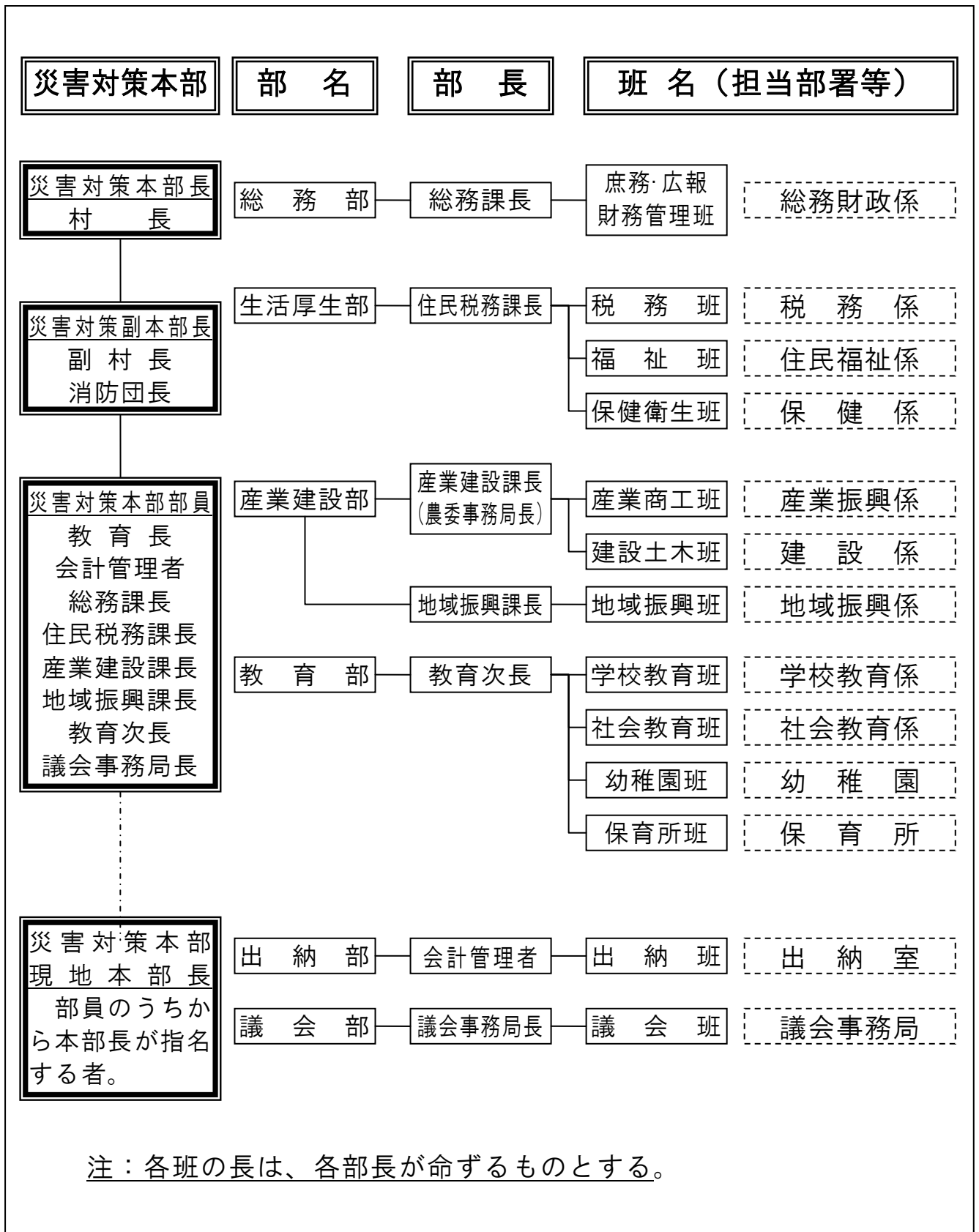
## (イ) 協議事項

- a 応急対策、各対策部門調整事項の指示
- b 他市町村応援要請の要否
- c 自衛隊災害派遣要請の要否
- d 災害救助法適用申請の要否
- e 被害状況視察隊編成の要否
- f 被害者に対する見舞金品の給付決定
- g 次回本部会議開催予定日時の決定

## ク 組織編成

本部の組織編成及び事務分掌は、「湯川村災害対策本部条例」、「湯川村災害対策本部規程」により、次のとおりとする。

(ア) 湯川村災害対策本部組織図



## (イ) 各部班の事務分掌

部 名	班 名	事 務 分 掌
総 務 部	庶 務 ・ 広 報 ・ 財 務 管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議との連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害対策本部員会議の庶務に関する事。</li> <li>3 総合的災害対策の樹立と各部との連絡調整に関する事。</li> <li>4 本部長の命令の伝達に関する事。</li> <li>5 消防機関との連絡に関する事。</li> <li>6 災害救助法の適用に関する全般的な具体策の樹立及びその実施に関する事。</li> <li>7 災害救助基金の運用に関する事。</li> <li>8 職員の非常招集に関する事。</li> <li>9 災害時における職員の動員及び調整に関する事。</li> <li>10 気象情報の接受及び通報に関する事。</li> <li>11 部内の他の班に属しない所掌事項。</li> <li>12 水防活動に関する事。</li> <li>13 各班の対応状況等の記録に関する事。</li> <li>14 災害情報の収集連絡に関する事。</li> <li>15 県及び国等に対する要望等の資料作成に関する事。</li> <li>16 部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>17 県及び国等に関する要望等の資料作成に関する事。</li> <li>18 県又は他市町村に対する職員の派遣及び派遣の斡旋に関する事。</li> <li>19 自衛隊の要請等に関する事。</li> <li>20 自動車等の配車に関する事。</li> <li>21 防災会議関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>22 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報活動に関する事。</li> <li>23 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。</li> <li>24 被害地区における消費者保護対策に関する事。</li> <li>25 災害対策費の予算措置に関する事。</li> <li>26 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関する事。</li> <li>27 応急復旧資金の斡旋等に関する事。</li> <li>28 廃道敷、廃河川敷の管理対策に関する事。</li> <li>29 村庁舎、附属施設等の被害の調査並びにその他応急復旧に関する事。</li> <li>30 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> </ol>

部 名	班 名	事 務 分 掌
生 活 厚 生 部	税 務 班	1 被災者に対する公的徴収金の減免等に関する事 2 被害状況に基づく各種申告等の期限の延長公示に関する事 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	保 健 衛 生 班	1 医療、助産及び防疫、清掃に関する事。 2 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。 3 死体の処理及び埋葬に関する事。 4 その他衛生全般に関する事。 5 被災地区における応急救護に関する事。 6 医療機関の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 7 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 8 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	福 祉 班	1 災害救助に関する事。 (1) 被災者の避難及び収容所の設置に関する事。 (2) 炊き出し及び食料品の給与に関する事。 (3) 被服、寝具類、その他生活必需品の調達に関する事。 (4) 被災者の生活相談、援護に関する事。 2 被災者に対する援護対策に関する事。 3 災害義援品金・ボランティアの受付等に関する事。 4 被災者に対する生活福祉資金等に関する事。 5 社会福祉関係施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 6 被災地区における児童及び母子世帯等の援護対策に関する事。 7 被災地区における高齢者世帯の援護対策に関する事。 8 老人福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 9 被災地区における心身障がい者（児）世帯の援護対策に関する事。 10 心身障がい者（児）福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 11 要配慮者の把握及び避難状況の確認に関する事。 12 福祉避難所の設置に関する事。 13 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部名	班名	事 務 分 掌
産業建設部	建設土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう等の被害の調査及びその応急復旧に関する こと。</li> <li>2 その他土木全般に関すること。</li> <li>3 建設事務所等からの公共土木施設被害情報の収集に関する こと。</li> <li>4 河川の被害の調査並びにその応急復旧に関すること。</li> <li>5 通行不能箇所等の調査及び通行路線の決定に関すること。</li> <li>6 都市施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</li> <li>7 村営住宅等の被害の調査並びに応急復旧に関すること。</li> <li>8 仮設住宅の建築に関すること。</li> <li>9 住宅改良資金の斡旋に関すること。</li> <li>10 災害応急住宅等の建設に要する資材の調達及び斡旋に関す ること。</li> <li>11 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置に関すること。</li> <li>12 下水道の被害調査及びその対策に関すること。</li> <li>13 被災地における飲料水の供給に関すること。</li> <li>14 下水道施設等の応急復旧に関すること。</li> <li>15 本部長の命ずる応急対策に関すること。</li> </ol>
	地域振興班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空家の斡旋に関すること。</li> <li>2 建設土木班の補助に関すること。</li> <li>3 本部長の命ずる応急対策に関すること。</li> </ol>

部 名	班 名	事 務 分 掌
産 業 建 設 部	産 業 商 工 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の被害調査並びに応急対策に関する事。</li> <li>2 農薬、肥料の確保、配分に関する事。</li> <li>3 応急用米穀、そ菜及び調味料の調達、斡旋に関する事。</li> <li>4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達斡旋に関する事。</li> <li>5 農業・畜産関係の補助と融資起債等に関する事。</li> <li>6 その他農業全般に関する事。</li> <li>7 農地及び農業用施設の被害調査及びその応急対策に関する事。</li> <li>8 農業気象に関する事。</li> <li>9 被災農業者に対する農林金融に関する事。</li> <li>10 主食の配給の特別措置。</li> <li>11 農産物の防虫及び駆除に関する事。</li> <li>12 農業水利の確保に関する事。</li> <li>13 災害時における木材及び薪炭の調達並びに斡旋に関する事。</li> <li>14 本部長の命ずる応急対策に関する事</li> <li>15 商工業関係の被害調査に関する事。</li> <li>16 被害時における労働力確保に関する事。</li> <li>17 応急対策のための食糧品類（かん詰、漬物等）毛布、衣料品等その他生活必需品及び資材等の調達に関する事。</li> <li>18 その他商工業全般に関する事。</li> <li>19 物価対策の連絡調整に関する事。</li> <li>20 金属製品等の調達に関する事。</li> <li>21 被災時における高圧ガス及び火薬類の取締りに関する事。</li> <li>22 被害労働者の福祉に関する事。</li> <li>23 本部長の命ずる応急対策に関する事。</li> </ol>

部名	班名	事 務 分 掌
教 育 部	学校教育班	1 学校施設の被害の調査及び応急対策に関すること。 2 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 3 被災した児童及び生徒に対する学用品の調達及び斡旋等に関すること。 4 被災した児童及び生徒の保健管理に関すること。 5 学童の避難に関すること。 6 被災地の養護教育の確保及び教職員の動員に関すること。 7 体育施設の被害の調査に関すること。 8 被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。 9 被災児童、生徒に対する学校給食に関すること。 10 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	社会教育班	1 公民館等の被害の調査に関すること。 2 その他社会教育施設の応急復旧対策に関すること。 3 文化財等の被害の調査に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	幼稚園班	1 幼児教育施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	保育所班	1 児童福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
出納部	出納班	1 災害救助基金の出納に関すること。 2 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 3 その他経理全般に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
議会部	議会班	1 村議会議員との連絡に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。

備考 事務分掌によるもののほか、事務に余裕のある部又は班は、必要に応じ他部又は他班の行う事務について応援するものとする。



### 3 災害対策本部員会議

- (1) 災害対策本部員会議（以下「会議」という。）は、村長室で開催するものとする。
- (2) 災害対策本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出するものとする。
- (3) 災害対策本部員は、会議の招集が必要と認めるときは総務課長にその旨申し出るものとする。

## 第2 本部連絡員

各部は、防災に関する所掌事務の円滑なる遂行及び防災活動に即応する体制を確立しなければならない。

### 1 本部連絡員の業務

- (1) 本部連絡員は、各部長の指名する者をもって充てる。
- (2) 本部連絡員は、本部に常駐し、災害応急対策の推進に当たるものとする。
- (3) 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い被害及び災害対策に関する全般の情報及び資料の収集整備に努めるものとする。
- (4) 本部連絡員において措置することが困難な事項については、本部連絡員は速やかにその旨を各班長に連絡し、その円滑な処理を図るものとする。

## 第3 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌は、その都度本部長が定めるものとする。

## 第4 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における救助体制についても、あらかじめ定めておくものとする。

## 第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集等を明確にしておく必要がある。

### 第1 配備基準

#### 1 非常配備の基準

非常配備の種別、内容、時期等の基準については、別表「非常配備に関する一般基準」のとおりとする。

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強

力な推進を図るため非常配備の体制をとるものとする。

- (2) 各班長は、事務分掌に基づき、各班の配備基準を定めこれを班員に徹底しておくものとする。

## 別 表 非常配備に関する一般基準

### 1 配備要員数

- (1) 災害対策本部設置前

指揮者：総務課長

配備職員：総務課、産業建設課の職員の10%

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
事前配備	情報連絡のため、総務課、産業建設課の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、気象注意報（大雨、洪水、大雪注意報等）が1以上発令され、なお警報の発令が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 2 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

指揮者：総務課長

配備職員：関係課等の職員の20%

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
警戒配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報の各警報が1以上発令されたとき。 2 震度4の地震により人的被害及び住宅被害が発生したとき。 3 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

指揮者：総務課長

配備職員：関係課等の職員の50%

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
特別警戒配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて第1非常配備に移行できる体制とする。	1 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき。 2 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 3 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

## (2) 災害対策本部設置後

指揮者：村長

配備職員：全所属課の職員数の50%

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
第1 非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	1 村域に局地的災害が発生し、さらに、複数地域で災害が予想されるとき。 2 震度5弱以上の地震が発生し、甚大な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

指揮者：村長

配備職員：全所属課の職員数の100%

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
第2 非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い。また、その他村内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。	1 村内の全域にわたって、災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

## 第 2 活動要領

## 1 事前配備下の活動

- (1) 庶務広報班（総務課）は、気象情報連絡機関（県民安全総室、会津地方振興局、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部等）から、気象情報、対策情報等を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報を収集し、直ちに総務課長、産業建設課長に報告するものとする。
- (2) 各班長は、相互に情報を交換して当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- (3) 事前配備に就く職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機するものとする。
- (4) 事前配備を行う各班の責任者は、庶務広報班（総務課）からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。
- (5) 事前配備に就く職員の数人は、状況により各班長において増減するものとする。

## 2 警戒配備下の活動

- (1) 総務課長及びその他の関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。
- (2) 総務課長は、災害に関する情報及び村民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、電話、広報車等をもって、村民に対して速やかにその周知を図るものとする。
- (3) 総務課長は、関係各班長と相互の連絡を密にし、客観的情勢を判断し応急措置を行う。
- (4) 警戒配備に就く職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機するものとする。
- (5) 警戒配備を行う各班の責任者は、庶務広報班（総務課）からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。
- (6) 事前配備に就く職員の数人は、状況により各班長において増減するものとする。
- (7) 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時総務課長に連絡するものとする。
  - ア 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置に就かせる。

- イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。  
(8) 総務課長及びその他の関係班長は、速やかに非常配備に移行できる体制をとる。

### 3 第1 非常配備下の活動

- (1) 第1 非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。  
(2) 本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部室を村長室、本部員室を総務課に設置する。  
(3) 総務課長及び関係班長は、情報の収集及び伝達の体制をさらに、強化するものとする。  
(4) 総務課長は、関係各班長と相互の連絡を密にし、客観的情勢を判断するとともに、応急措置について必要のある都度随時これを本部長に報告するものとする。  
(5) 総務課長は、災害に関する情報及び村民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、電話、広報車等をもって、村民に対して速やかにその周知を図るものとする。  
(6) 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時本部に連絡するものとする。  
ア 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。  
イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。  
(7) 本部連絡員は、本部（村長室）に集合するものとする。  
(8) 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集するものとする。

### 4 第2 非常配備下の活動

第2 非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

### 5 記録の励行

本部長の発する指令等又は班長が発する指示連絡等の伝達若しくは村民、会津地方振興局長等から本部あての報告、要請、照会等の受領に当たる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、常にこれを記録し、その伝達及び受領の確実を期するものとする。

## 第3 動員の伝達方法

動員の伝達は、総務課長より総務課職員を通じてあらかじめ定められたルートにより、一般加入電話等により伝達するものとする。

## 第4 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、非常配備に関する一般基準に基づき、直ちに役場庁舎又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、総務課へ直ちに報告するものとする。

## 第5 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各所属長は、所属職員の配備状況及び参集状況を本部庶務広報班に報告する。本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認めるときは、関係部長を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各所属長は、職員や職員の家族の安否確認を併せて行うものとし、その状況を本部庶務広報班に報告する。

## 第3節 災害情報の収集伝達

(総務課、産業建設課)

災害時における災害の情報収集・報告・伝達は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定など災害応急対策の基本であり、その任に当たる者は、適正かつ迅速に行うものとする。

### 第1 気象注意報・警報等の伝達

予報及び警報を受信したときは、直ちに庶務広報班は、地域関係団体に連絡するものとする。

#### 1 定義と種類

##### (1) 定 義

予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

注 意 報：気象現象により災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

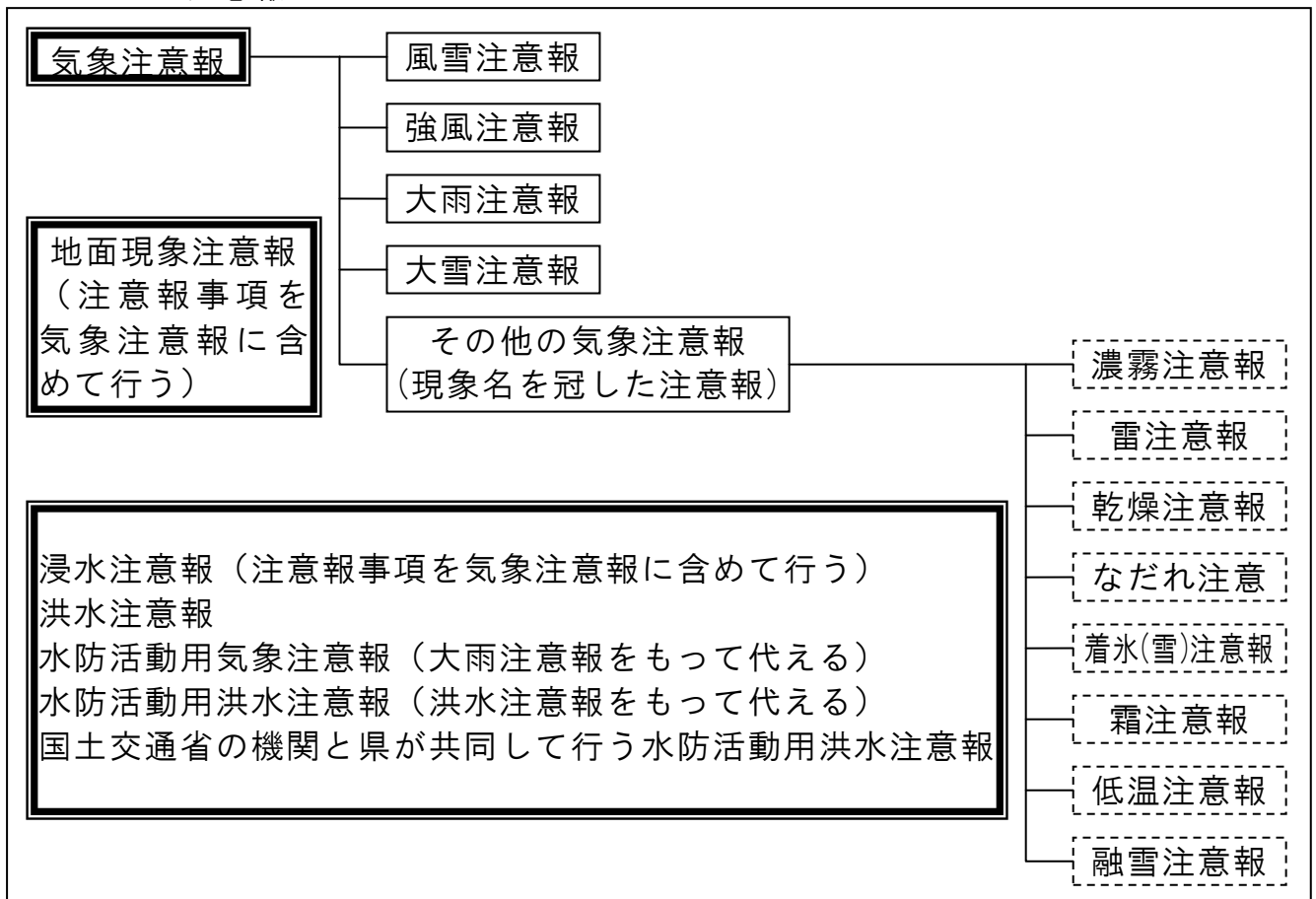
警 報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報

特別警報：予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報

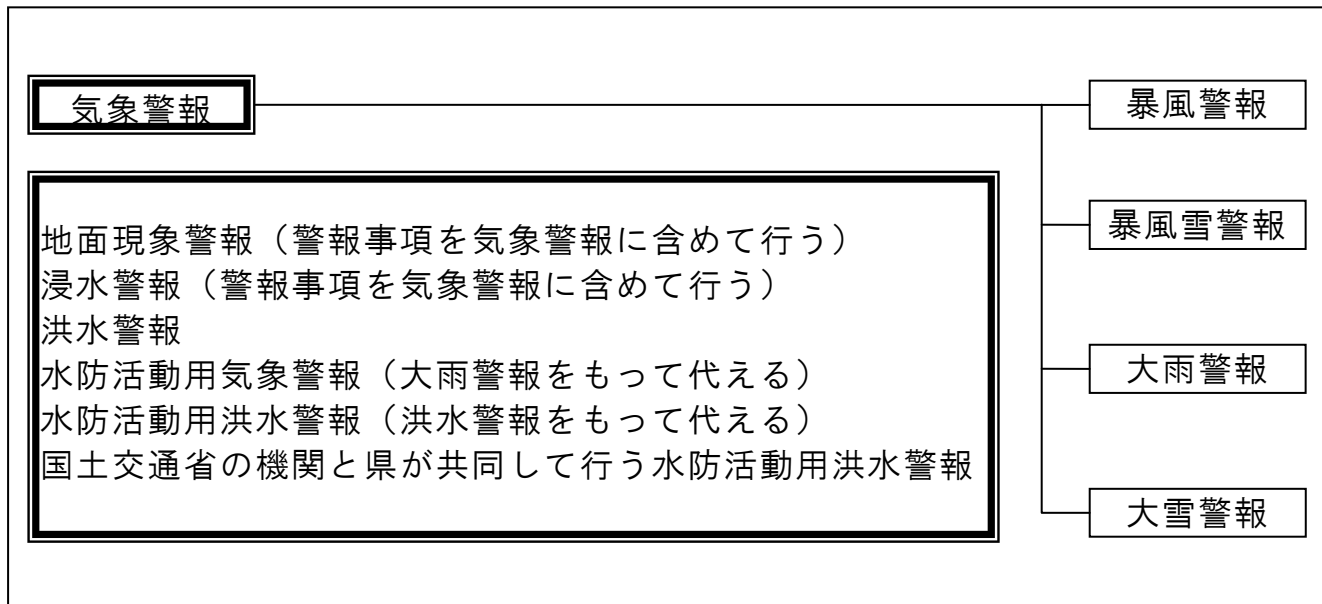
情 報：気象等の予報に関係のある台風・その他異常気象等について、その状況や推移を説明する。

##### (2) 種 類

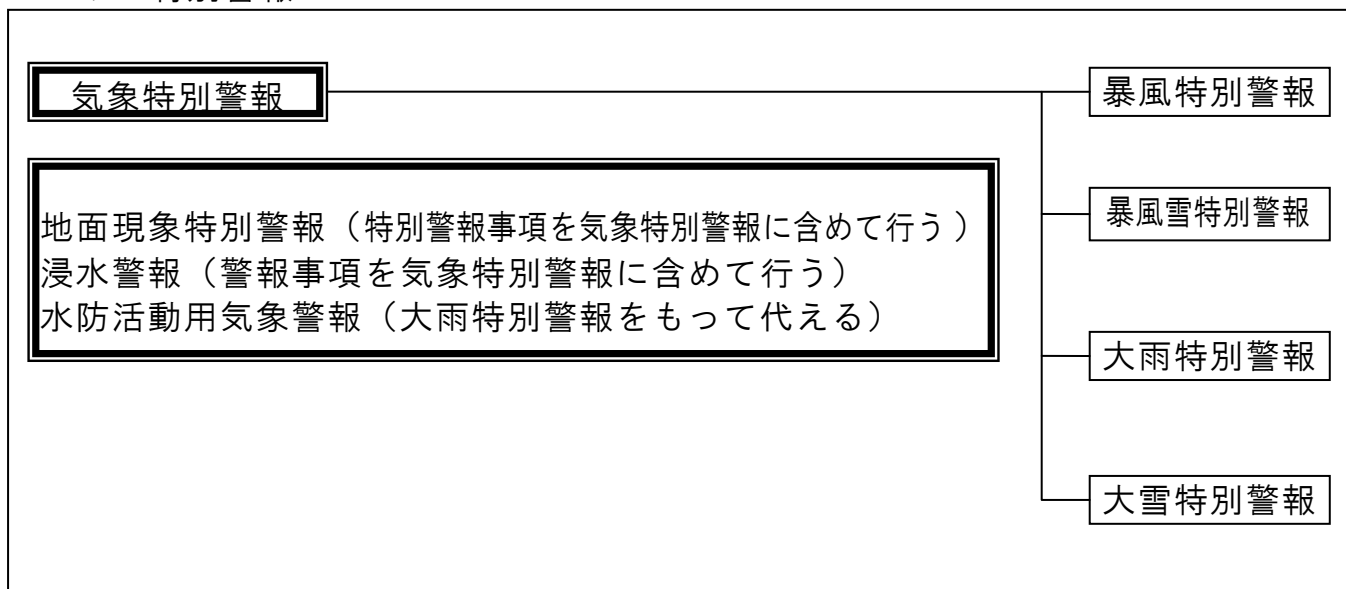
##### ア 注意報



イ 警 報



ウ 特別警報



エ 注意報、警報及び特別警報の実施要領

- (ア) 前記の注意報、警報及び特別警報は、注意報又は警告の必要がなくなった場合解除する。またその種類にかかわらず、これらの注意報、警報又は特別警報が継続中に新たに行われたときは、切り替えられるものとする。
- (イ) 2つ以上の注意報、警報が同時に行われる場合もある。
- (ウ) 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、気象警報に、地面現象特別警報及び浸水警報はその警報事項を気象特別警報報に含めて行う。

オ 情報

- (ア) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報  
気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
- (イ) 記録的短時間大雨情報  
県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測

(地上の雨量計による観測) または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) したときに、福島県気象情報の一種として発表する。

(ウ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、福島県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

カ その他

(ア) 火災気象通報

消防法第22条第1項に基づく気象状況の通報は、おおむね次のとおりとする。

「イ」の基準：実効湿度60%以下、最小湿度40%を下回り最大風速8m/sを超える見込みのとき。

「ロ」の基準：平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし降雨降雪中は通報しないこともある。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学ダイオキシン濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：ダイオキシン濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

## 2 注意報・警報・特別警報等の発表基準と構成

### (1) 注意報

種 類	内 容
ア 風雪注意報	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合。
イ 強風注意報	平均風速が12m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合。
ウ 大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。 3時間雨量 50mm以上 土壌雨量指数基準86
エ 洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合。 3時間雨量 50mm以上
オ 大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。 12時間降雪の深さ 20cm以上
カ 濃霧注意報	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視界が陸上で100m以下
キ 雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
ク 乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険性が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下
ケ なだれ注意報	なだれが発生し、被害があると予想される場合。 ・24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。

コ 着(氷)雪注意報	着(氷)雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が $-2^{\circ}\text{C}$ より高い場合。
サ 霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜+、晩霜期に概ね最低気温 $2^{\circ}\text{C}$ 以下 注：+は農作物の成育を考慮し実施する。
シ 低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 (夏期) 最高、最低又は平均気温が平年より $4\sim 5^{\circ}\text{C}$ 以上低い日が数日以上続く。 (冬期) 最低気温 〔会津の平地〕 $-12^{\circ}\text{C}$ 以下、又は $-9^{\circ}\text{C}$ 以下の日が数日続く。
ス 地面現象注意報	山崩れ、地滑り等によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含まれて発表される。
セ 浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含まれて発表される。
ソ 融雪注意報	融雪によって被害が予想される場合。

## (2) 警 報

種 類	内 容
ア 暴風警報	平均風速が $18\text{m/s}$ を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
イ 暴風雪警報	平均風速が $18\text{m/s}$ を超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
ウ 大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 3時間雨量 $80\text{mm}$ 以上
エ 洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 3時間雨量 $80\text{mm}$ 以上
オ 大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ $40\text{cm}$ 以上
カ 地面現象警報	山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含まれて発表される。
キ 浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含まれて発表される。

## (3) 特別警報

種 類	内 容
ア 大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
イ 暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
ウ 暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
エ 大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

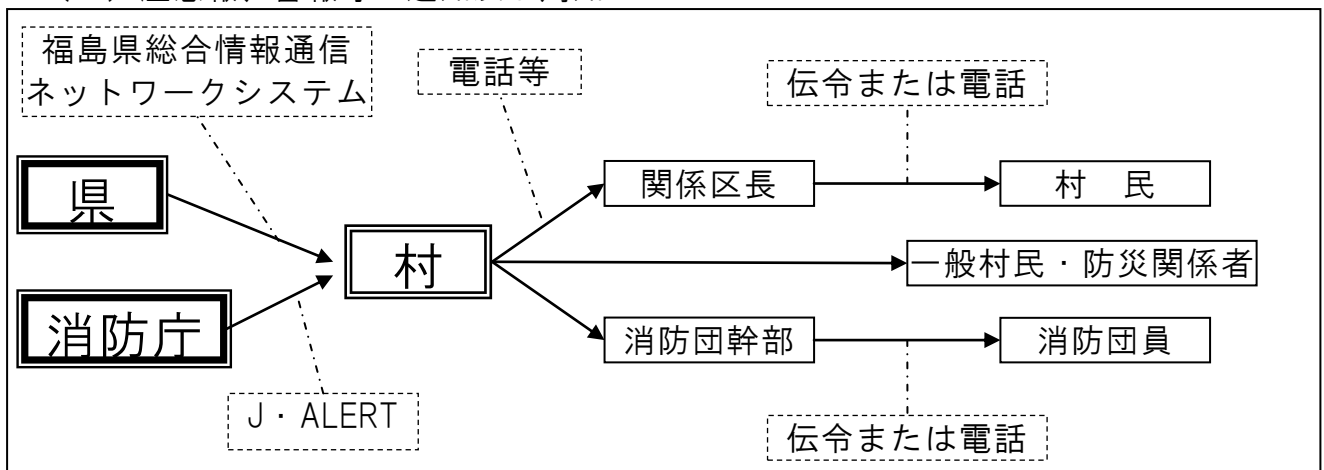


(4) 指定河川洪水予報

- ア 氾濫注意報（洪水注意報）は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位上昇のおそれがあるとき発表する。
- イ 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
- ウ 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。
- エ 氾濫発生情報（洪水警報）は、洪水予報区間内で氾濫が発生したとき発表する。
- オ 基準地点と基準水位（阿賀川）

観測所名	地 先 名	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
馬 越	大沼郡会津美里町馬越	3.40	3.90	5.00	6.60	8.60
宮 古	河沼郡会津坂下町大字宮古	1.50	2.00	4.00	5.19	5.19
山 科	喜多方市慶徳町大字山科	1.80	2.70	6.30	7.70	7.83
南大橋 (日橋川)	喜多方市塩川町沼尻	2.60	3.20	3.50	4.60	5.37

(5) 注意報、警報等の通知及び周知



(6) 特別警報の伝達

- ア 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに村に通知する。
- イ 村は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。
- ウ 東日本電信電話(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ情報案内サービス事業本部仙台センタ)は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してファクシミリにより直ちに村に伝達する。
- エ NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

3 気象情報等の取扱要領

村における「気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」は次のとおりである。

(1) 気象警報及び霜注意報等の受領並びに伝達

福島県地方気象台から県を経て村に通知される気象業務法に基づく警報、注意報、気象情報及び消防法に基づく火災予防のための気象通報（以下「気象通報等」という。）は、霜注意報を除き、総務課長が受領し、霜注意報については産業建設課長が受領するものとする。

(2) 総務課長及び産業建設課長は前項により、受領した場合は、速やかに部内及び

関係先へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものについては上司に報告するものとする。

- (3) 総務課長は気象の変化に伴い、関係機関及び発見者等から、災害の発生のおそれがあるような現地の情報を受領したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係部署へ所要の連絡を行うものとする。
- (4) 産業建設課長は、関係機関及び発見者等から洪水の発生のおそれがあるような雨量、水位又は、流量の状況その他の水防に関する情報を受領したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係部署へ所要の連絡を行うものとする。
- (5) 夜間休日等の気象通報等及び霜注意報の取扱い  
村に通知される上記警報等の夜間休日等の取扱いは宿直者が受領し、記録し、「休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」により必要な連絡を行うものとする。
- (6) 受領伝達に関する業務担当者と記録の整備  
ア 気象通報及び霜注意報の受領、伝達に関する取扱いの責任を明らかにするため、あらかじめ各部において業務担当者を定めて総務課長へ届け出ておくものとする。  
イ 受領、伝達に関する記録については、日直日誌に記録するものとする。

#### 4 総務課長及び産業建設課長の伝達相当区分表

伝達責任者及び気象通報等の相当区分	伝 達 先
<b>【総務課長】</b> 特別警報 気象警報（水防活動用気象・洪水警報） 気象注意報 強風、濃霧、異状乾燥、なだれ、風雪、着(氷)雪、異状低温、その他異状現象 気象情報（水防関係を除く） 火災気象通報、記録的短時間大雨情報、他気象情報 気象情報（水防関係） 水防法に基づく水防警報等 <b>【産業建設課長】</b> 霜注意報	伝達責任者は、それぞれ上記の「気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」によりの確に通報するものとする。

#### 5 災害対策基本法第54条第4項により気象庁、県及び関係機関に通報義務を持つ事項

- (1) 気象に関する事項  
著しく異常な気象（竜巻、強い降雪等）
- (2) 地震に関する事項  
地震関係、頻発地震
- (3) 通報の宛て先は、福島地方気象台を原則とするが、測候所または、気象通報所でもよいものとする。

## 6 休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領

### (1) 災害発生（被害）報告の受信及び通報

受信内容については宿日直日誌に記録し、直ちに連絡体制表によって通報すること。

通報の区分	通 報 先			受信の要点
	部 名	順 位	職 名	
災害で下記以外に関するもの	総務課	1 2	消防・防災担当 総務課長	(1)受信日時及び発名 (2)災害発生年月日
霜注意報等農政に関するもの	産 業 建設課	1 2	農業振興担当 産業建設課長	(3)場 所 (4)被害原因 (5)被害の概要

注1 通報区分にかかわらず、総務課には必ず通報すること。

注2 特定の部を指定して通報があった場合は、上記の通報と併せて当該部の責任者へ通報すること。

### (2) 気象通報の受信及び通報

受信内容を宿日直日誌に記録し、直ちに次の区分により通報すること。

連 絡 先		種 類
部 名	職 名	
総務課 産業建設課	消防・防災担当 農業振興担当	前記「4 総務課長及び産業建設課長の伝達相当区分表」の気象通報等

## 第 2 被害情報の収集、報告

### 1 被害状況報告

#### (1) 被害状況の掌握

災害による被害が発生した場合における各部門別の被害の状況は、別紙（第3章第1節の事務分掌）によりそれぞれの所管事項に関し、関係各係において掌握するものとする。

各係において掌握した被害の状況は各部毎にとりまとめ総務課に報告するものとする。

ア 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害状況を優先して収集するものとする。

イ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

ウ 各班長はそれぞれの所掌事項に関し掌握した被害の状況を次により本部連絡員に通知するものとする。

(ア) 被害が累増する見込みのときは、集計日時を明記し随時通知する。

(イ) 被害の全般の状況が把握されているか否かを明らかにするとともに、これが不明の地域について班の範囲を通知するものとする。

(ウ) 通知の様式は、被害状況報告書（資料5）に定めるところによる。

#### (2) 夜間及び休日等の被害報告の収集及び通報の要領

被害が予想される状況下にある場合には、おおむね関係各班は待機し掌握に努めるものとするが、予想されない突発的な被害等については、住民等の通報によ

り被害を覚知した場合には、宿日直者は直ちに災害連絡体制により連絡するものとする。

## 2 関係機関への情報の伝達

関係機関への情報の伝達は、関係機関情報連絡図により行うものとする。

### (1) 被害状況等の報告

村は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、関係機関情報連絡図のとおり速やかに報告する。この場合において、村が県へ報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、県地方振興局へ報告することができない場合においては、直接、県民安全総室に報告するものとする。

また、大規模な災害等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、村はその状況を直ちに電話により総務省消防庁及び県民安全総室に報告するものとする。

### (2) 村から県への報告

ア 村から県への報告に当たっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、村は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

#### 【被害状況の報告先】

県（県民安全総室）

NTT回線		024-521-7194	(FAX)024-521-7920
総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632,2640	(FAX)TN-8-10-201-5524
	地上系	TN-8-11-201-2632,2640	(FAX)TN-8-11-201-5524

県（会津地方振興局）

NTT回線		0242-29-5295	(FAX)0242-29-5520
総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-500-298,395	(FAX)TN-8-10-500-720
	地上系	TN-8-11-500-298,395	(FAX)TN-8-11-500-720

国（消防庁等）

区 分		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

### (3) 報告の内容と種類

村は、県に応急対策の活動状況並びに対策本部設置状況等を連絡し、応援必要性等も併せて連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害速報被害が発生した場合に行う報告

## (イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告、なお被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

## (ウ) 確定報告

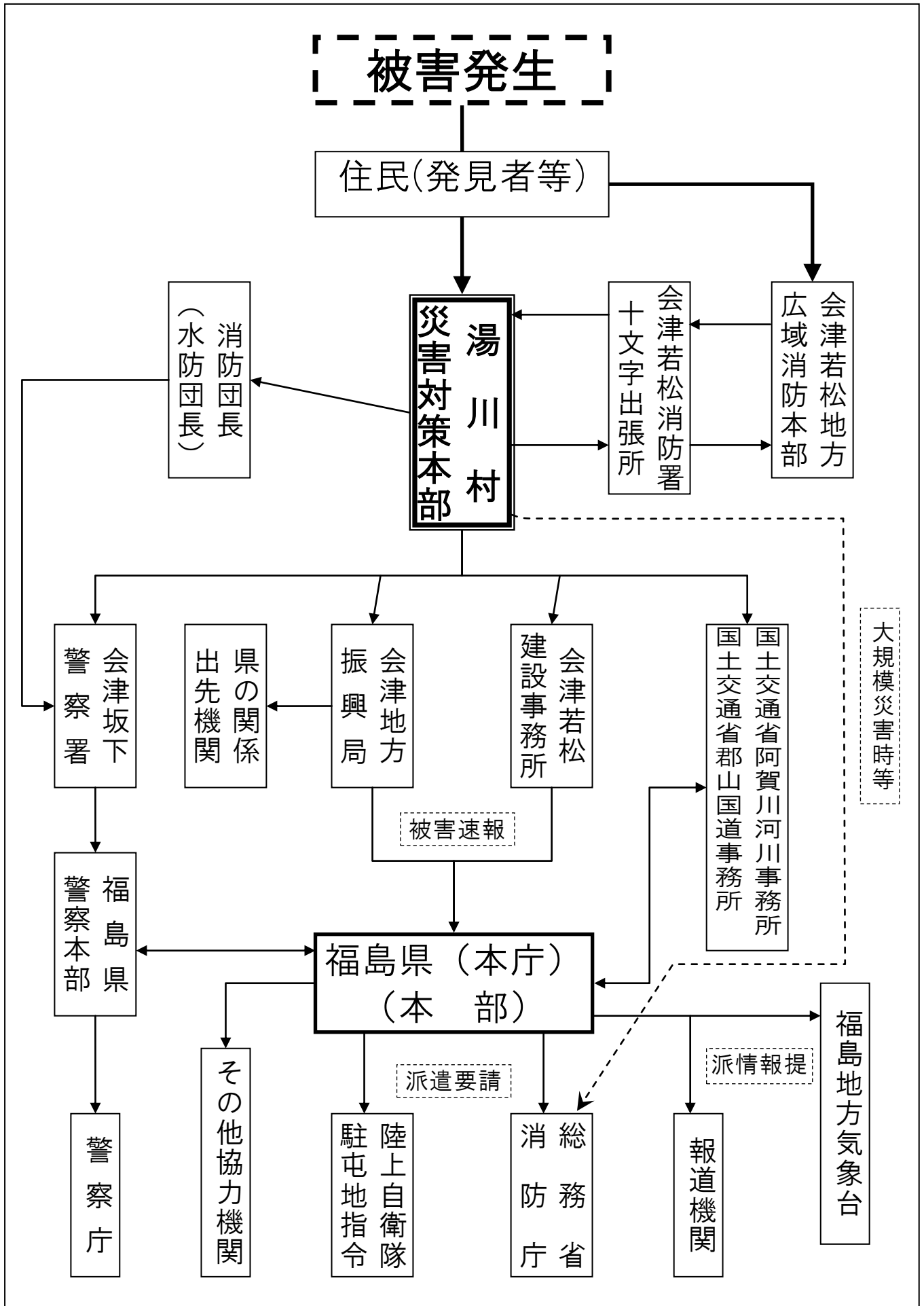
被害の状況が確定した場合に行う報告

## イ 報告の様式

(ア) 報告様式は、県が別に定める被害報告書様式によるものとする。

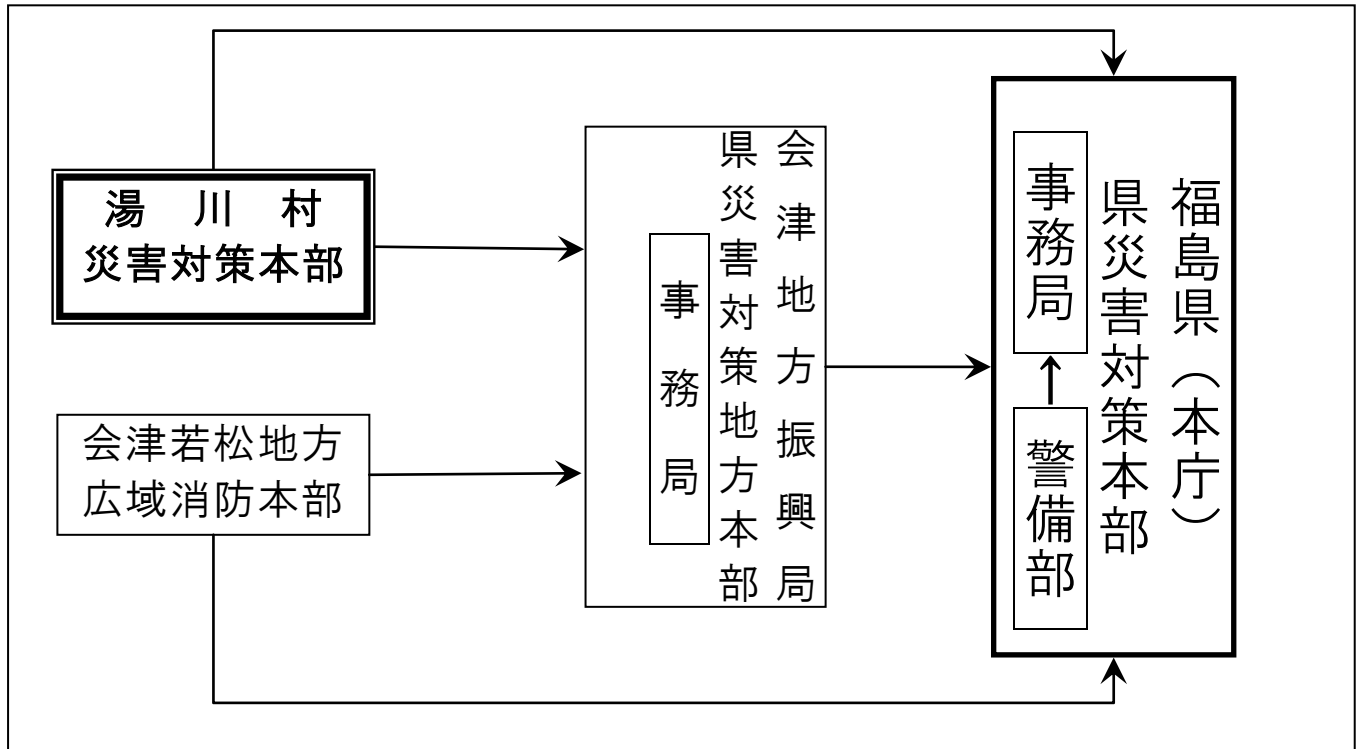
(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に沿った内容に準じて行うものとする。

ウ 関係機関情報連絡

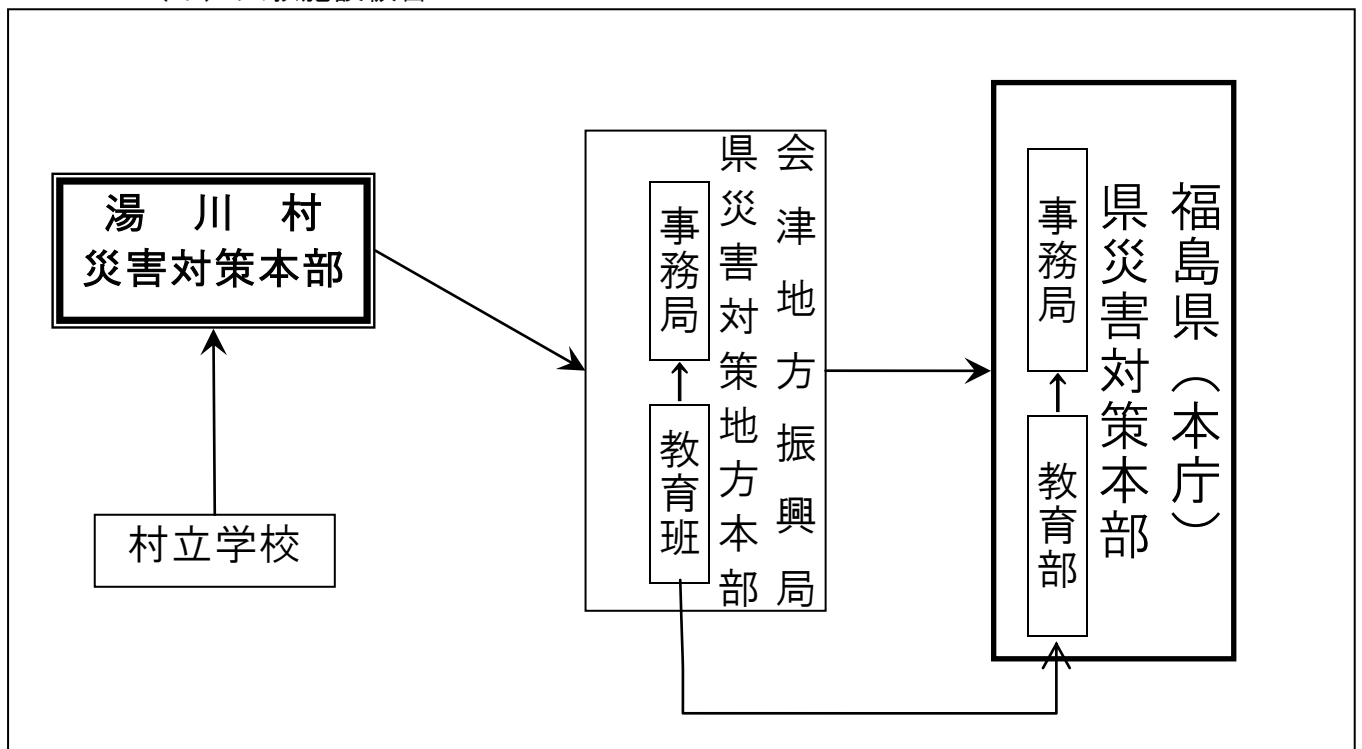


工 被害区分別報告系統

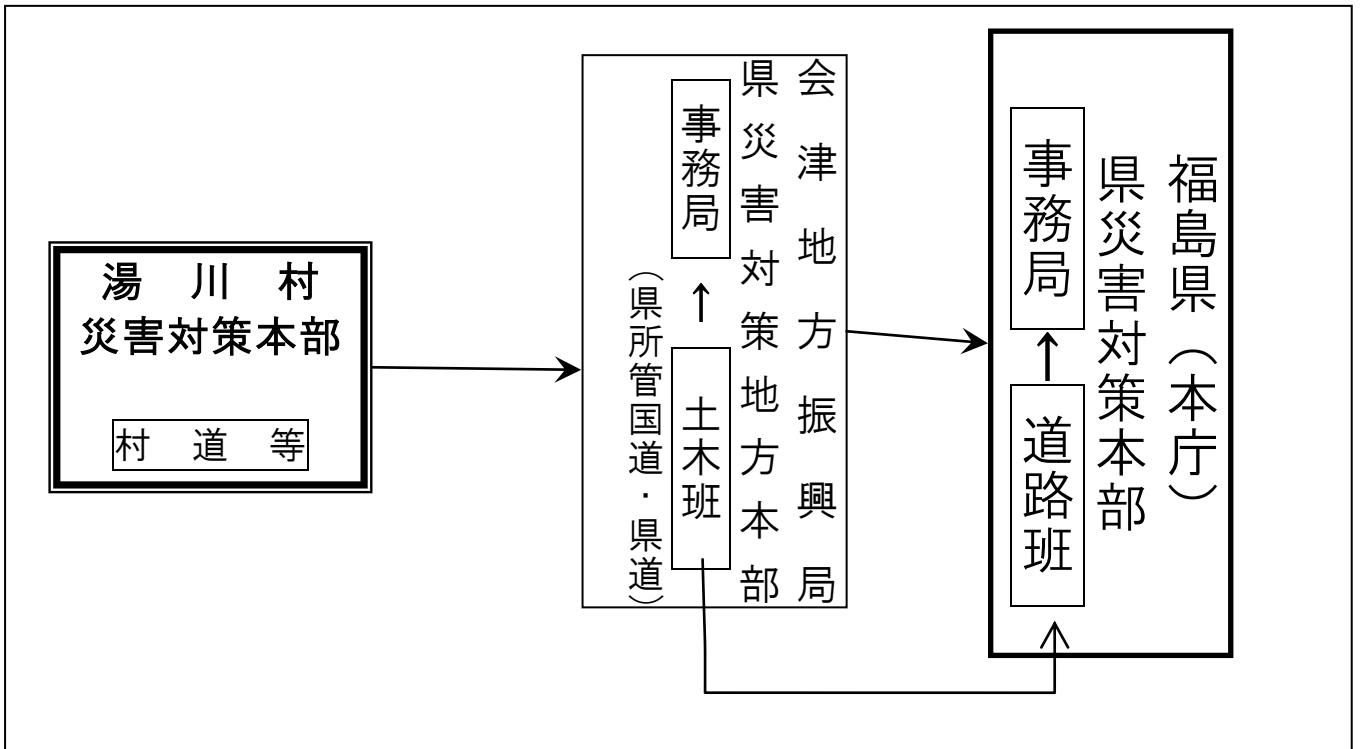
(ア) 人的被害、建物被害等



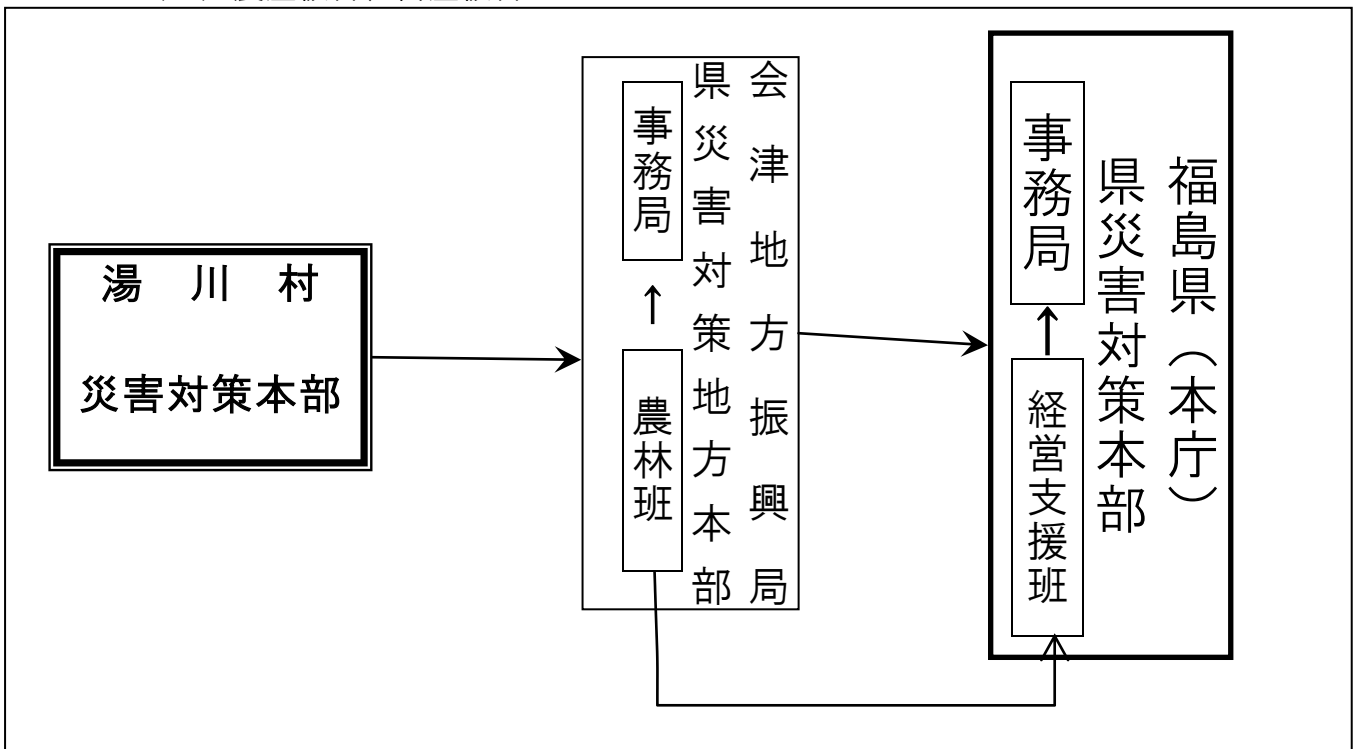
(イ) 文教施設被害



(ウ) 道路、橋りょう被害

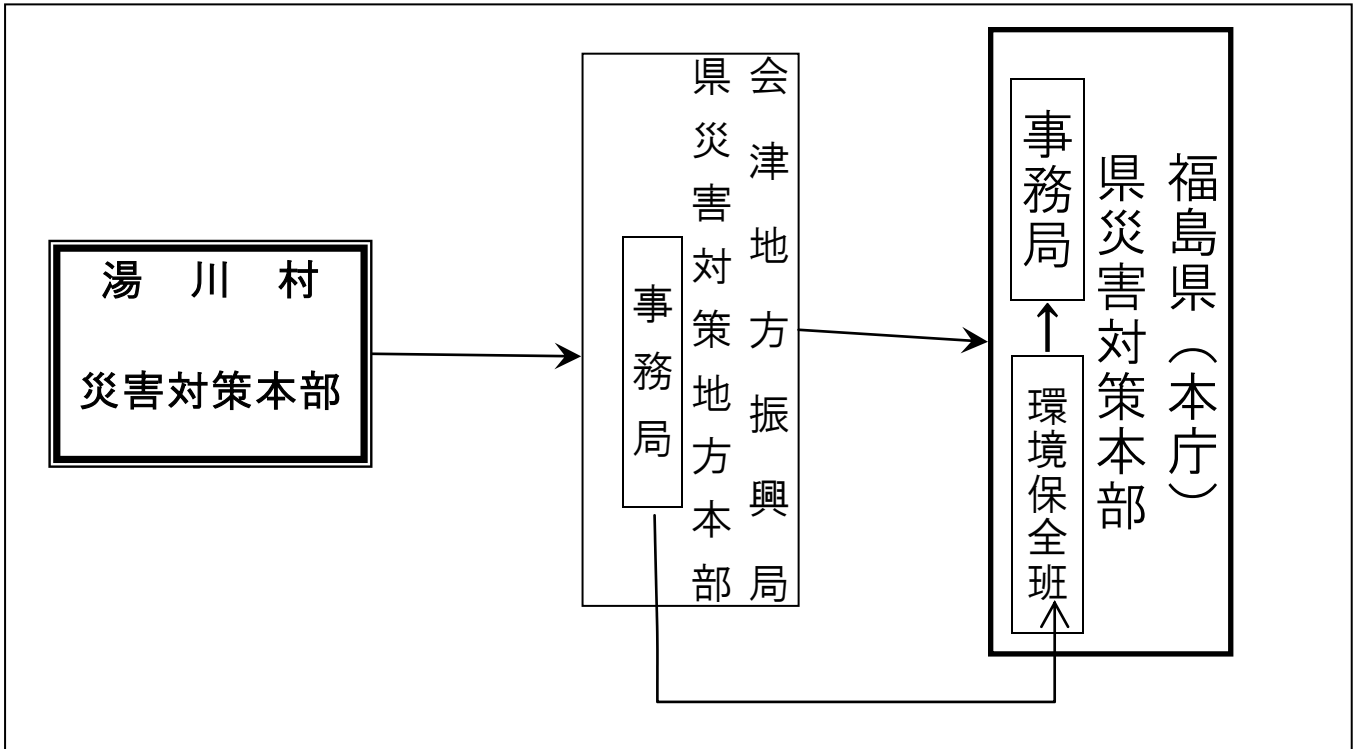


(エ) 農産被害、畜産被害

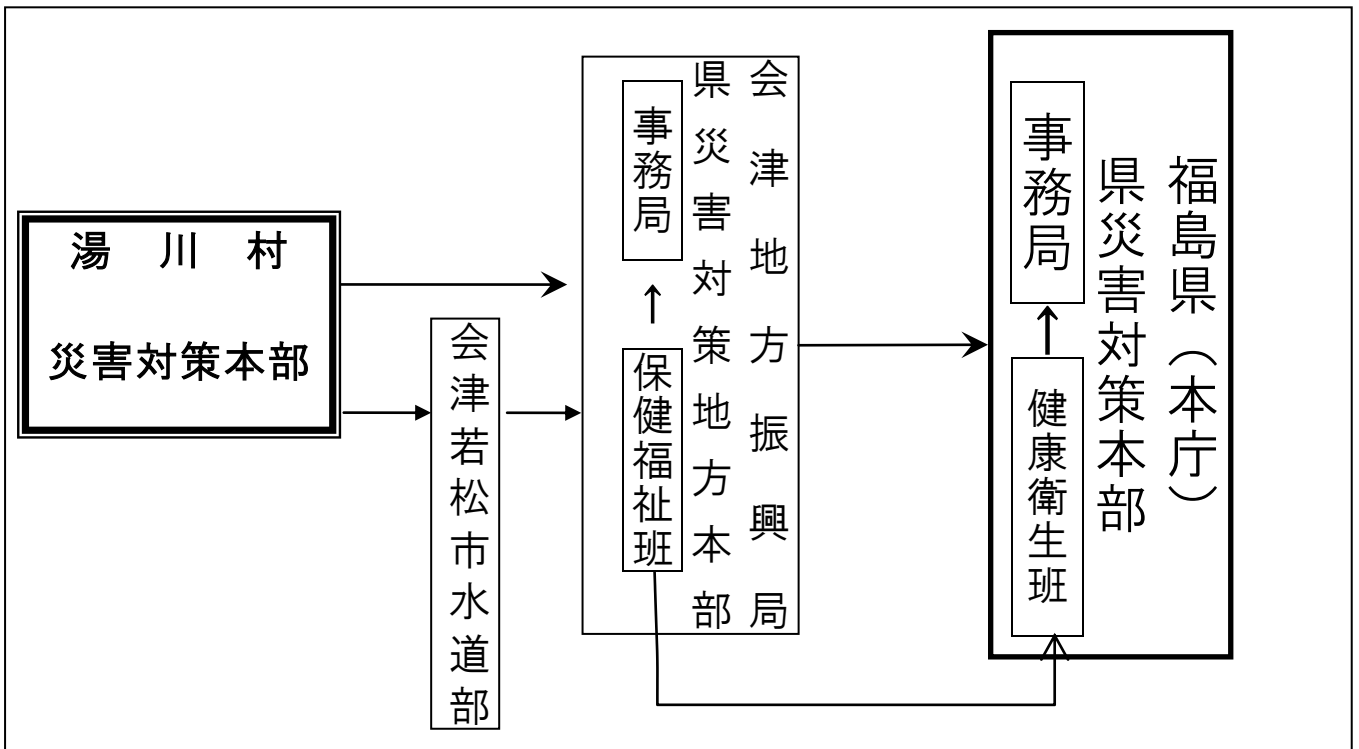




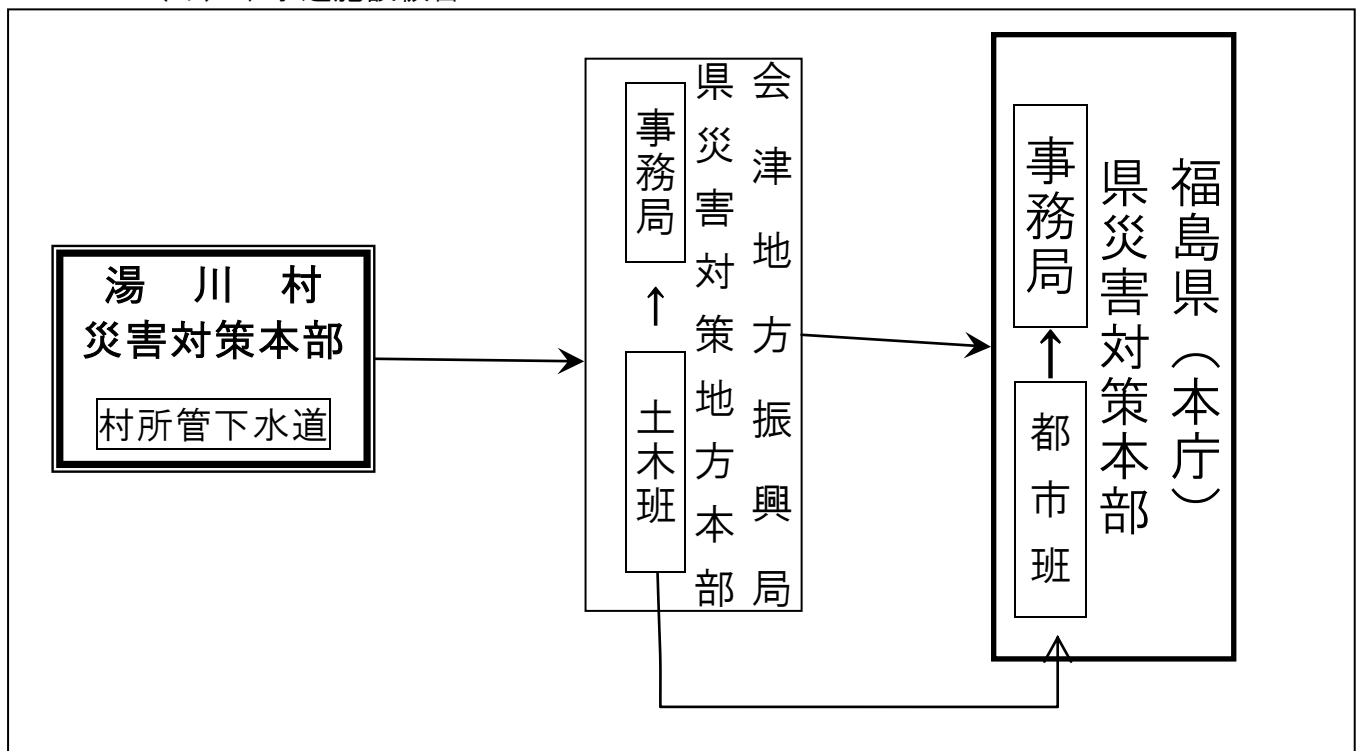
(才) 廃棄物処理事業被害



(カ) 水道施設被害



## (キ) 下水道施設被害



## 第4節 通信の確保

## (総務課)

災害時には、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の手段を確保する。

## 第1 通信手段の確保

## 1 災害時の通信連絡

- (1) 村は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 村は、災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び防災行政無線等の通信機器により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 村は、電子メール等を災害発生時に連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。  
 その際、電子メール等の情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

## 2 通信の統制

災害発生時には、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

### 3 各種通信施設の利用

#### (1) 非常無線通信の利用

村は、一般加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局、福島県警察本部、東北電力(株)、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得てその無線施設の利用を図る。

## 第2 通信途絶における措置及び非常無線通信の運用

災害時における通信途絶は、常につきまとう問題であり、この対策措置等については、災害の種別により各々異なるところであるが、災害時における通信情報の確保の重要性から次の要領のいずれかを活用して的確な通信を行うものとする。

### 1 公衆通信における非常通報の取扱い

災害時における通報は、特に急を要する通信であるために、公衆電気通信法によって「非常電報、非常通話」及び「緊急電報、緊急通話」の優先度が定められている。

### 2 専用通信施設における非常通報の取扱い

(1) 有線の専用通信施設のあるものは、警察、鉄道、電力会社等であり、非常通報には利用できるようになっている(公衆電気通信法第64条)ので、技術面について関係機関との協議を整えておくものとする。

#### (2) 無線の専用通信施設の利用

一般に災害の場合は、有線回線途絶のため無線通信によることが多くなるので、各課に設置してある無線電話の実施時期、取り扱われる通信の内容取扱要領等について習熟しておく必要があり、常時通信訓練を実施するとともに、この円滑なる活用を図るため相互に協議しておくものとする。

### 3 非常通信実施時期

非常通信は、次の2つの場合その取扱いを開始するものとする。

- (1) 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することが著しく困難であるときに、非常通報を疎通するために無線局が実施すること。
- (2) 非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、非常通報を疎通するために総務大臣が無線局に実施を命じたとき。

### 4 非常通報として取り扱われる通信内容及び送信順位

非常通報の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとされている。

- (1) 人命の救助に関する通報
- (2) 天災の予報に関すること(主要河川の水位に関する通報を含む)
- (3) 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- (4) 遭難者救援に関する通報
- (5) 通信、電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- (6) 鉄道線路の復旧、道路の修理、被災者の輸送、生活物資の緊急輸送等のために必要な通報
- (7) 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報  
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長  
地方防災会議会長、災害対策本部長

(8) 電力設備の修理復旧に関する通報

(9) その他の通報

## 第5節 相互応援協力

(総務課)

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

### 第1 防災関係機関への応援要請

村長は、村の災害応急措置を的確かつ円滑に実施するにあたり、村職員のみでは不足すると認めるときは、各関係機関及び民間団体組織の応援（協力）を求めるものとする。

#### 1 県と市町村に対する応援要請

(1) 村長は、村地内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、災害対策基本法第68条の規定により、県知事に対し応援（職員の派遣を含む。以下同じ）又は、応援のあつせんを求めるものとする。

(2) 村長は、村地内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。なお、本村においては、東京都葛飾区との間において「災害時における葛飾区と湯川村との相互応援に関する協定」を締結している。

(3) 村長が知事又は他に市町村長の応援又は応援のあつせんを求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要請する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、期間

オ その他必要な事項

(4) 村長は、村の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、消防組織法第39条の規定により、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

#### 2 国に対する応援要請

(1) 村長は、村の災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。なお、本村においては、東北地方整備局郡山国道事務所との間において災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等に関する「災害時の情報交換に関する協定」を締結している。

(2) 村長は、災害応急対策または災害復旧対策のために必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(3) 村長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する場合、次に掲げる事項を記載した文書により処理するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりとする。

## 第2 公共的団体等との協力

村は、区域内における公共的団体及び防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行い、これらの団体等の協力業務及び協力方法についても明確にしておくものとする。

ア 災害危険箇所等を発見した場合に、村その他の関係機関に連絡すること。

イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。

ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。

エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。

オ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。

カ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。

キ 被害状況の調査に協力すること。

ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。

ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。

コ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、商工会等をいい、防災組織等とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

## 第3 民間事業者との災害時応援協定

村は、民間事業者・団体に対し、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求めるものとする。また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

## 第6節 災害広報

(総務課)

災害時において、被災住民及び村民に正確な災害情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、村は、災害発生後速やかに広報活動を展開する。

### 第1 広報活動

村は、区域内の防災関係機関と調整を図り、住民の不安や動揺を防ぎ、被害の軽減のため、広報車、インターネットホームページ及びテレビ・ラジオの報道機関などの協力を得ながら、次のとおり広報活動を実施する。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、被害発生から時間経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛ける必要がある。

## 第2 広報内容

### 1 住民に対する広報の方法

- (1) 住民に対して広報する場合は、いたずらに人心を動揺させることを避け、災害状況等を確実に広報すること。
- (2) 住民に対する広報は、広報車、電話、消防団による広報等により短時間に最も要領を得るよう広報する。その場合の指揮はすべて広報班の指揮によるものとする。
- (3) 災害発生時の広報は、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項とする。
- (4) 災害発生後は、災害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等とする。
- (5) 指定された避難所以外に避難した被災者への支援に関する情報も併せて行う。

### 2 地域の応急対策活動に関する情報

- (1) 救護所の開設に関する情報。
- (2) 交通機関及び道路の復旧に関する情報。
- (3) 電気水道の復旧に関する情報。

### 3 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報

### 4 その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）

- (1) 給水及び給食に関する情報。
- (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関する情報。
- (3) 防疫に関する情報。
- (4) 臨時災害相談所の開設に関する情報。
- (5) 被災者への支援策に関する情報。

## 第7節 水防計画

（総務課、産業建設課）

水防計画については、水防法（昭24年法律第193号）第15条の規定に基づき、洪水又は水災を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、同法第10条から13条の規定による洪水予報等の通知等を受けたときから、洪水による危険が解消するまでの間の実施運用等を示した、別に定める「湯川村水防実施要領」（資料57）によるものとする。

## 第8節 救急・救助

（総務課、住民税務課）

災害発生時において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係者の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動

を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

## 第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

### 1 救助活動の方法

自主防災組織、事業所の防災組織及び村民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 救助活動が困難な場合は、消防機関又は、警察等に連絡し、早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防機関、警察等と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

## 第2 村（消防機関を含む）による救助活動

### 1 救助活動の体制

災害により救出を要する事態が発生した場合、村は消防機関との協力により救助活動を行うとともに、地元警察署、自主防災組織及び事業所等関係機関と連絡を密にしながら救助作業を実施する。

なお、その状況については逐次、県に報告する。

### 2 救助活動の要請

被災者の救助活動が被害甚大等のため村及び消防機関等による救出が困難な場合は、県に対し福島県消防防災ヘリコプター等による救助活動の実施を要請し、併せて知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するとともに、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。また必要に応じて、村長は、県（生活環境部）を通じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の応援を要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員・資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する時期
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

### 3 平常時の措置

村は、村地内で予想される災害特に水害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立

## 第3 救助

### 1 救出の対象者

救出の対象となる者は、災害のため現に生命が危険な状態にあり、救助を要する状態におかれている者をいう。

### 2 救助の方法

- (1) 湯川村消防団を4班に区分し、救出班を第1班から第4班に編成する。災害に

よる救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察機関に連絡するとともに、直ちに救出に当たりその状況を県に報告する。

- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じて村長等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、村内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期するものとする。
- (5) 救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、防災機関は速やかに医療機関へ搬送するものとする。
- (7) 消防機関は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

### 3 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜査として扱う）に完了するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合にはこの限りではない。

## 第9節 自衛隊災害派遣要請 (総務課)

村長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事(生活環境部)に対して、自衛隊災害派遣要請をするものとする。

### 第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

#### 1 被害状況の把握

#### 2 避難者の誘導、輸送等

#### 3 行方不明者、負傷者等の搜索、救助

#### 4 水防活動

#### 5 消防活動

#### 6 道路、水路等交通路上の障害物除去

#### 7 診察、防疫、病虫害防除等の支援（大規模な伝染病等）



## 8 通信支援

## 9 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送

## 10 救援物資の緊急輸送

## 11 炊飯、給水

## 12 救援物資の無償貸与又は譲与(防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与労に関する総理府第13、14条)

## 13 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物の保安措置及び除去)

## 14 予防派遣(被害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合。)

## 15 その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

# 第 2 災害派遣要請

## 1 災害派遣要請の要求

村長は、村内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要と認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

## 2 災害派遣要請の要求要領

村長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、会津地方振興局長を経由して、知事(生活環境部)へ要請するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合には電話等により直接知事(生活環境部)に要請し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに会津地方振興局長に連絡するものとする。

(1) 提出先 県民安全総室

(2) 提出部数 2部

(3) 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

## 3 村長不在時の対応

災害派遣要請を判断する村長が不在の非常時においては、副村長が決定し、それも困難な場合には総務課長を第2順位とする。

## 4 災害派遣活動の内容

(1) 活動内容は、人命又は財産保護のための諸活動、土木作業、航空機車両による

救援、救助、輸送及び無線機による通信支援等である。

## 5 郡山駐屯部隊

特科連隊を有し、機械力による大規模な土木作業車両による土砂運搬作業、人員輸送作業、舟艇による人員、車両輸送、組立橋梁による架橋作業、軽無線機による通信支援、関係部隊の航空機による救援作業などである。

## 6 災害派遣担当窓口

陸上自衛隊郡山駐屯地

陸上自衛隊第6特科連隊 第3科

所在地：郡山市大槻町字長右エ門林1

(電話 郡山024-951-0225 内線235)

担当者：陸上自衛隊第6特科連隊第3科長（県防災行政無線380-01番）

時間外：郡山駐屯地当直司令（内線302 県防災行政無線380-02番）

## 第3 自衛隊の自主派遣

村長が通常の派遣要請ができない場合は、部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、村長は、できる限り速やかにその旨を知事に通知する。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するものとともに、知事にその旨を通知する。なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 第4 災害派遣部隊の受入れ体制

村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊急に連絡協力するものとする。

### 1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

### 2 作業計画及び資機材等の準備

知事及び村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項

についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### 3 自衛隊との連絡体制の確立

村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にし、本部又は災害現場に連絡所を設置するものとする。

### 4 派遣部隊の受入れ

村長は、自衛隊派遣が決定されたときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受け入れの体制を整備するものとし、また出動部隊及び現地関係機関との連絡調整に当たるために必要な県職員の派遣を受け入れるものとする。

- (1) 本部事務室  
現地における派遣部隊の本部は、原則として村役場又は村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。
- (2) 宿 舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m並びにヘリポート周辺に仰角60度以上の工作物等がないこと。）

## 第5 経費の負担区分

派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、村、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

### 1 県、村の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

### 2 自衛隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地往復等の経費

## 第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置を取ったときは直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限
- 2 他人の土地の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の撤去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

また、自衛隊法の規定により災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

なお、その際、自衛官の措置に伴う損失及び損害の補償については、村が行うものとする。

## 第7 派遣部隊の撤収

村長は、災害派遣の目的が達成された時は、会津地方振興局長を経由して知事に撤収を要請する。この際次の事項について十分協議を行うものとする。

- 1 村、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- 2 行方不明者の捜査の場合、家族との調整

## 第10節 避難

（総務課、住民税務課、教育委員会）

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導がおこなわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について、特に配慮が求められている。

### 第1 避難の準備情報の提供、勧告及び指示

村長は、風水害による浸水、家屋の倒壊等の災害から人命、身体の保護又は、災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う。

#### 1 避難の実施機関

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告又は指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。このため、特に避難行動や情報面での支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に十分配慮する。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
情報の提供 避難準備	村 長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	村 長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 立退き先の勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知 事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 立退き先の勧告	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	村 長 (災害対策基本法第60条)	立退き 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知 事 (災害対策基本法第60条)	立退き 立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示 立退き先の指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第28条)	立退きの指示 立退き先の指示	洪水によるはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き 立退き先の指示	村長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告 避難等の措置	重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
自衛官 (自衛隊法第94条)	警告 避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	

## 2 避難勧告及び指示の基準

避難勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

### 3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、概ね次により必要な事項を通知するものとする。

#### (1) 住民への周知

村は、自ら避難の勧告又指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、計画に基づき迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

#### (2) 知事への報告

村長は、避難のための立退きを勧告・指示し、又は立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難勧告・指示の別
- イ 避難勧告・指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

## 第2 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定権者

- (1) 村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条（1）～（3）の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条 村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

### 2 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたとときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等により警戒区域の表示をしておき、その区域への立ち入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

### 3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

## 第3 避難の誘導

### 1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うも

のであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である村長又は避難指示を発した者がその措置に当たるものとする。

## 2 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項を留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すこと。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努める。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば集落単位で行うこと。

## 3 避難に対する誘導者

幼稚園・小・中学校の幼児・児童・生徒にあつては、各施設の教職員、各施設にあつては、各団体の職員が当たり、その他一般住民については消防機関等の団員が当たる。

### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに高齢者デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

### (2) 在宅者対策

村は、地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

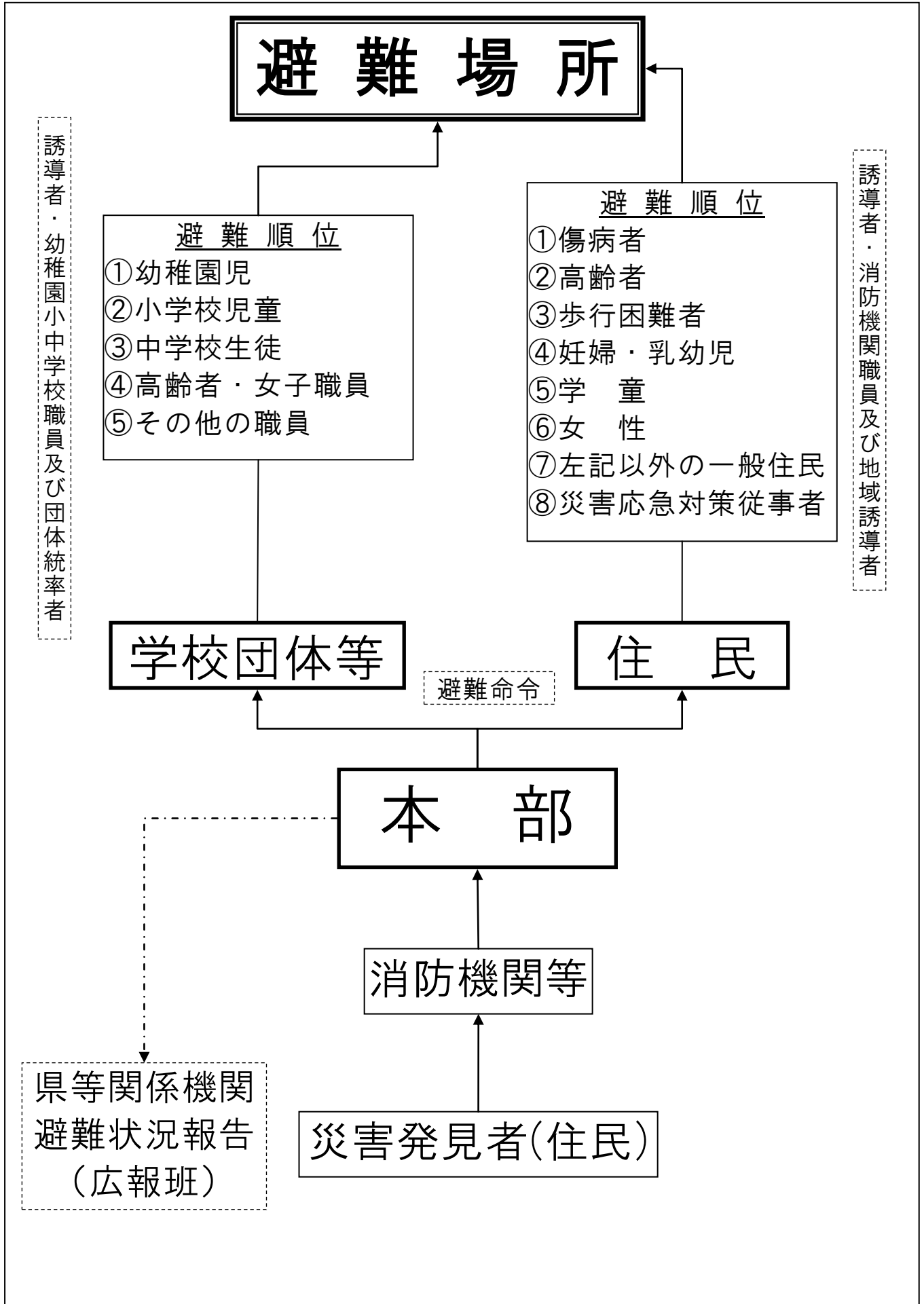
### (3) 外国人に対する対策

村は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導させるものとする。

## 4 避難順位等

避難の順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- (1) 傷病者
- (2) 高齢者
- (3) 歩行困難な者
- (4) 妊婦・乳幼児
- (5) 学童
- (6) 女性
- (7) 上記以外の一般住民
- (8) 災害応急対策従事者





## 5 携帯品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品、（傷病者及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学校の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

なお、避難が比較的長期にわたると予想される場合の携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮してさらに、増加するものとする。

## 第 4 避難所の設置

### 1 実施機関

(1) 避難所の設置は、村長が実施するものとする。

(2) 村が壊滅的な被害が発生し、避難所の設置が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

### 2 避難所の設置要領等

村長は、あらかじめ避難所（資料15）を指定しておくとともに、次の事項により避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所を周知し、収容すべき者を誘導し、保護にあたる。

なお、あらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアル作成に努めるものとする。

#### (1) 避難所の開設

村長は、当計画に基づき、災害の態様を考慮して、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に管理のための責任者を配置し、村職員等を配置、避難所の運営を行うものとする。その責任者は、その都度本部長が指名する。

さらに、避難所に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその収容状況を毎日本部長に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。その報告を受け、本部長は県に報告する。

##### ア 開設報告事項

(ア) 避難所開設の日時及び場所

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

##### イ 整備帳簿類

(ア) 避難所設置及び収容状況（資料21）

(イ) 避難所収容者名簿（資料22）

(ウ) 避難所収容台帳（資料23）

(エ) 避難所用物品受払簿（資料24）

(オ) 避難所開設用施設及び器物借用簿（資料25）

(カ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品払証拠書類

#### (2) 避難所の周知

村長は、避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、県はじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

#### (3) 避難所における措置

避難所における村長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報  
を入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図る。）
- カ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

#### (4) その他の施設の利用

村長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を經由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するものとする。

#### (5) 避難所での生活が長期化する場合の対策

村は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

- ア 畳、マット、カーペット、
- イ 間仕切り用パーティション
- ウ 冷暖房機器
- エ 洗濯機・乾燥機
- オ 仮設風呂・シャワー
- カ 仮設トイレ
- キ テレビ・ラジオ
- ク 簡易台所、調理用品
- ケ その他必要な設備・備品

#### (6) 指定避難所以外の被災者への支援

村は、関係機関等と連携し、相手先の広報等によって得られた情報を下に、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給する。

なお、各種の支援措置が確実にできるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（村施設等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

## 第5 避難所の運営

### 1 避難所の安全確保

避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

### 2 避難所の運営

村長は、行政区長会、婦人消防協力隊、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

### 3 避難所運営の協力体制

行政区長会、婦人会、婦人消防協力隊、ボランティア等は、避難所の運営に関して村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

### 4 避難所運営に係る職員の配置

避難所の運営に関し、あらかじめ定めておいた職員を配置すること。

## 第6 避難行動要支援者対策

### 1 情報伝達体制

#### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

#### (2) 在宅者対策

村は、直接、有線電話を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

#### (3) 外国人に対する対策

村は、ラジオ、テレビ等マスメディア等を通じ多言語で避難等の情報伝達に努めるものとする。

### 2 避難及び避難誘導

#### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用器具等を用いる。

さらに、デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要す。

#### (2) 在宅者対策

村は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

#### (3) 外国人に対する対策

村は消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

### 3 避難所における要配慮者対策

#### (1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）されていない施設を避難所とした場合には、高齢者・障がい者が利用しやすいよう速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することになった場合には、トイレに近い場所を確保するなど要配慮者の生活エリアの確保を図る。

#### (2) 医療・救護、介護・援護措置

村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

#### (3) メンタルヘルスケアの実施

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

#### （４）施設・設備の整備

村は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

## 第 1 1 節 医療（助産）救護 （住民税務課）

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、被災地の住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保してその保護を図るとともに、災害発生時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関、各防災関連機関及び自主防災組織との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を施す必要がある。

### 第 1 医療機関の被災状況等の収集、把握

村は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を村民にいち早く提供するため、県保健福祉事務所、医師会等との連携により、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握に努めるものとする。

### 第 2 医療（助産）救護活動

#### 1 救護班の編成

医療及び助産の実施は、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ、速やかに医療救護班を編成するとともに、必要に応じ近隣地区の医療機関の協力を得て、医療救護班を編成し救護活動を行う。

被害が甚大化し災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたときは、県に対し医療（助産）救護の要請を行うものとする。

また、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、精神科救護所を設置し、メンタルヘルスケアを実施するものとする。医療救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて村長が決定する。

- （１）医療救護班を編成基準：医師 1 名・看護師 1 名・連絡員 1 名の 3 人体制（状況に応じ増員する。）

#### 2 救護班の活動

- （１）診療（死体検索を含む）
- （２）分娩の介助及びその前後の措置
- （３）医療施設への搬送要否の決定
- （４）応急処理、その他の治療及び施術
- （５）薬剤又は治療材料の支給
- （６）看護
- （７）その他医療（助産）救護に必要な措置

#### 3 医療機関、医薬品の調達

- （１）医療機関

近隣市町村医療機関（資料32）を中心とする。

#### （2）医薬品販売店

近隣市町村医薬品販売店（資料33）を中心とする。

### 4 救護所の設置

災害の規模、災害者等の状況により必要に応じて設置する。また、災害救助法が適用された後に、医療・救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により村の能力をもってしては十分でないとき、県に対し協力を要請する。

### 5 医療実施状況の報告

医療班の編成出動及び実施状況並びに患者移送、病院等による医療実施状況を救護班編成、活動記録簿に準じて報告事項発生都度県に報告する。

### 6 整備帳簿類

整備する帳簿類は、資料34～資料40によるものとする。

### 7 傷病者搬送

- （1）医療（助産）救護班の班長は、医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、さらに医療行為を必要とする重傷の患者については、後方医療機関へ搬送する必要があるか否か判断する。
- （2）県、村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。重傷者などの場合は必要に応じて県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に対しヘリコプターの手配を要請する。
- （3）重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、村及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。この際、要請を受けた県、村及び救護班及び医療機関等は、医療機関の被災情報や搬送経路など状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ搬送する。  
また、道路の損壊等ないしは遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

### 8 医療スタッフ等の搬送

村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

## 第3 助産

災害の発生によって助産の実施を要する場合は、救護班、助産機関等により助産の実施に当たるものとし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として助産の実施に当たるものとする。

### 1 助産実施状況の報告

助産実施の都度、その状況を救護班の編成及び活動状況記録簿及び助産台帳に準じて県に報告する。

### 2 整備帳簿類

- （1）助産台帳（資料43）
- （2）助産関係支出証明書類

## 第4 医療品等備蓄供給体制

災害時の救護活動に必要な医療品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱・災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

## 第5 人工透析の供給確保

村は、被災地内における人工透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

### 第12節 緊急輸送対策

#### (総務課、住民税務課、産業建設課)

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

## 第1 輸送計画

### 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療、助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済物資等の運搬のための輸送
- (6) 死体搜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) 応急的資材等の輸送

### 2 緊急輸送活動の対象

- (1) 第1段階
  - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
  - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
  - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
  - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
  - 第1段階に加え、
  - ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

ア 災害復旧に必要な人員及び物資

イ 生活必需品

### 3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

(1) 人命の安全

(2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

## 第2 緊急輸送路の確保

### 1 緊急輸送路の確保

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章第9節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

### 2 陸上搬送拠点の確保

村は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び村物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

### 3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

村は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。なお、避難所と臨時離着陸場の二重の指定を避けること。

## 第3 車両等の確保及び調達

車両等の確保及び調達にあつては緊急を必要とするので迅速かつ適確にするとともに、その配車については総務課長がこれに当たる。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県へ緊急・救援輸送の要請をする。

### 第13節 警備活動及び交通規制措置

(会津坂下警察署、総務課、産業建設課)

大規模災害の発生においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予想される。これに対し、村民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序等の活動が重要となる。

## 第1 警備体制

### 1 職員の招集

会津坂下警察署は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

### 2 災害警備本部等の設置

会津坂下警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

### 3 広域援助隊の運用

会津坂下警察署は、被災状況の全体把握に努めるとともに、広域緊急援助隊（被災都道府県警察本部の要請により出動し、被災情報、交通情報等の収集・伝達及び救出救助活動並びに緊急輸送路の確保、緊急輸送車両の先導等の任務を行う部隊）の援助を必要と認めるときは、県警察本部を通して直ちに隣接（近接）都道府県警察本部等に対して援助の要求を行うものとする。

## 4 警備活動

#### (1) 災害情報の収集

会津坂下警察署は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集確保に当たるものとする。

#### (2) 救出援助活動

会津坂下警察署は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、会津若松消防署等の防災機関と連携して救出援助活動を行うものとする。

#### (3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、村と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

#### (4) 死体見分

会津坂下警察署は、村等と協力し、死体見分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

#### (5) 二次災害防止措置

会津坂下警察署は、二次災害の危険箇所を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

#### (6) 社会秩序の維持

会津坂下警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

#### (7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

会津坂下警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

#### (8) 相談活動の実施

会津坂下警察署は、村等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。



### (9) ボランティア活動の支援

会津坂下警察署は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

## 第2 交通規制措置

### 1 被害状況の把握

#### (1) 交通情報の収集

会津坂下警察署は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の破損状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

### 2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

会津坂下警察署は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混乱緩和のための措置を行うものとする。

#### (1) 被災地区への流入抑制

災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、隣接市町等と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

#### (2) 交通規制の方法等

##### ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

##### イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するための標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

##### ウ 迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要の場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

##### エ 広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

#### (3) 緊急通行車両に係る確認手続

##### ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く）。

#### イ 確認手続

知事又は、公安委員会（会津坂下警察署）は、車両の使用者の申し出により、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

※「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第3号）

#### (4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略するものとする。

ウ 公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

エ 公安委員会は、緊急通行車両の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

### 3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は、駐車しなければならない。

### 4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

## 第14節 防疫及び保健衛生

### (住民税務課)

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

## 第1 防疫活動

### 1 防疫組織

- (1) 県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。
- (2) 知事の指示に従い、感染症予防委員をおく。

### 2 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

### 3 感染症予防委員

感染症予防委員は、各行政区の保健委員を充て防疫活動に従事できる体制を取るよう指導する。

### 4 被害状況の把握

被害状況の把握には衛生班長が当たり、迅速かつ適確に把握するとともに、防疫薬剤等の調達の参考に資するものとする。

### 5 報告

- (1) 被害状況の報告  
警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項を速やかに会津保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。
- (2) 防疫活動状況の報告  
災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式(5)）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

### 6 消毒の実施

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）第27条及び第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき、村が管内における道路、溝きよ、公園等の公共の場所を中心に実施する。
- (2) 実施に当たっては、感染症新法施行規則に従い薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

### 7 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 感染症新法第28条第2項の規定により、知事の指示に基づき実施し、また、薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

- (2) 家屋内においては、殺虫効果のある薬剤を用い、戸外及び塵芥・汚物の堆積地帯に対しては、殺虫・殺蛆効果のある薬剤を使用する。

## 8 生活の用に供される水の供給

- (1) 感染症新法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活に用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

## 9 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

## 10 患者等に対する措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、法の規定により、県の指示を受け、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶等のため伝染病隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない理由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行うこととする。

## 11 避難所の防疫指導等

避難所では、施設の設備が応急仮設的であり、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

## 12 保健指導

村の保健師・栄養士等は、災害の状況によっては避難所等を巡回し、災害時要援護者をはじめとする被災者の健康状態の把握に努め、必要に応じて医療機関と連携をとりながら栄養指導や保健指導を行う。

# 第2 精神保健活動

## 1 精神科医療体制の確保

被害の状況に応じ、関係機関の協力を得ながら、精神科診療体制を確保する。

## 2 被災者のメンタルヘルスケア

被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、必要に応じ、関係機関の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

## 3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

入院医療及び保護を必要とする被災者のため、関係機関の協力を得ながら、精神科病床及び搬送体制を確保する。

### 第 3 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

村は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

### 第 4 動物（ペット）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。

## 第 1 5 節 廃棄物処理対策

### （住民税務課、産業建設課）

災害時には、汚物、動物の死体等、土砂、樹木、などの散乱あるいは堆積等により、衛生環境が悪化し、伝染病流行の原因となるので、災害によって発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

## 第 1 ごみ処理

### 1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと予想される。なお、ごみ排出量の推定には、全壊家屋一戸当たり 5 t、半壊家屋一戸当たり 2 t、落下物等一件当たり 1 t を目安とし、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

### 2 収集体制の確保

村は、被災等における環境保全の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣ごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講じる。

また、ごみ収集車両については、村が委託しているごみ収集業者並びに村保有運搬車両にて行うが、必要に応じて建設業者等の保有車両の応援を要請する。

このため、村は、あらかじめ民間の清掃関連業界並びに建設業関連業界に対し、災害時における人員、資器材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく必要がある。

### 3 処理対策

#### （1）生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集が行われるよう、村は第一にその体制の確立を図る。

#### （2）粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、村は必要に応じて生活環境保全等の支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

### (3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが村のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理する場合には、村が収集処理を行う。

## 第2 し尿処理

### 1 し尿排出量の推定

災害により上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが予想されるので、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、村は、水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるので、一時的には、処理量が増加すると考えられる。そのため緊急における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

予測数値基準として、し尿排出量は1人1月分として42リットルあるものとし、被災世帯の処理量の他に、焼失家屋便槽のし尿分等を加えて推定する。

### 2 収集体制の確保

被災地に対する平常作業から全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的な処理を崩さないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講ずることとする。

また、防疫上、不要になった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び器材の確保を図る。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

### 3 処理対策

#### (1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿、及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

#### (2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水の汲み置き等を指導しておくものとする。また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設け、または民間のリース業者等の協力を得て、共同の

仮設場所を設ける等の対策を講ずるものとする。

### 第 3 がれき処理

#### 1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには、地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

村は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。なお、がれき量の推定には、木造 1㎡当たり 0.35 トン、非木造 1.20 トンを目安とする。

#### 2 処理体制の確保（仮置場の確保・分別収集体制の確保）

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、あらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

また、発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるのでその確保策の検討を行う。

### 第 4 廃棄物処理施設の確保

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、広域事業組合処理施設及び民間廃棄物処理施設に依頼するなど協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

### 第 5 応援体制の確保

村は、被災状況を勘案し、村内の処理が不可能と思われる場合には、県（生活環境部）に支援を要請するものとする。また、震災時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃、し尿処理関連業界及び仮設、トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

### 第 6 被害状況報告

村内における被害状況について、「第 4 節 災害情報の収集伝達」により、県に報告するものとする。

- ア ごみ処理施設及びし尿処理施設被害状況並びに被害見込額
- イ 応急復旧工事に要する概算見積額
- ウ 塵芥、汚泥等の運搬車両の不足台数
- エ 塵芥、汚泥等収集に要する所要人員の明細
- オ し尿汲取に要する車両の不足台数
- カ し尿汲取に要する所要人員の明細
- キ 塵芥、汚物等の収集、処分の方法
- ク し尿の収集、処分の方法
- ケ その他特に必要と認める事項

## 第16節 救援対策

### (総務課、住民税務課、産業建設課)

災害により生活に必要な物資が被害を受け、または流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、村民の基本的な生活の確保、人身の安定を図ることを目的として、生活の維持に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに迅速な援助を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

## 第1 給水援助対策

### 1 供給方針

給水計画は、被災地に対する応急給水について、その供給を円滑ならしめるためのものである。なお、被害甚大等のため給水が困難な場合は知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 2 飲料水供給の概要

村は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して概ね当初被災者1人1日3ℓに相当する量の飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10ℓ、2週目は50～100ℓ、3～4週目は150～200ℓを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目処に復旧し、通水を開始するよう努める。なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行なうものとする。

### 3 飲料水の応急給水活動

#### (1) 飲料水の供給

村長は、当該地域に飲料水供給の実施を必要とする場合は、責任者を定めて給水の実施に当たるものとする。

#### (2) 給水対策

ア 村は、建設土木班に給水部門を組織し、応急給水を実施する。

イ 村は、水道事業者が確保した飲料水ほか、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水タンクを用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

### 4 飲料水供給状況報告

飲料水の供給状況を飲料水供給記録簿（資料26）によって報告する。

## 第2 食料援助対策

### 1 対応の概要

村は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食糧、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

ただし、広地域に及ぶ大災害で災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関



として実施する。

## 2 調達及び供給

村は、調達計画に基づき村内の米穀販売業者（資料20（オ））等が保有する米穀等を調達し、併せて備蓄食料も被災者等に供給する。村内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や傷病者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮するものとする。

## 3 炊き出しその他による食品の給与

炊き出し等による食品の給与を要する場合は、村長が実施するものとする。ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、炊き出しその他による食品の給与対象罹災者を把握し、災害応急措置の給与期間の範囲内において被災者の食生活を保護し得るよう知事を補助するものとする。

なお、災害救助法の適用により炊き出しその他による食品の給与について知事から委任された場合は知事の補助機関として県の指示を受けて村長が実施に当たるものとする。

### (1) 災害救助法による実施基準

#### ア 食品給与対象者

(ア) 避難所に収容された者であること。

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者であること。ただし、親戚、知人等に奇遇しそこで食事のできる状態にある者を除く。

(ウ) 被害を受け一時縁故先などに避難する者であること。ただし、食糧品を喪失しその持合せがない者に対し、応急食糧品を現物をもって支給する。被害を受けるおそれがあるため、他へ避難するものは原則として含まない。

### (2) 食品給与基準

災害救助法の基準に基づき実施するものとする。

### (3) 食品給与算出費目

ア 主食費（米穀等、パン、麺類）

イ 副食費（梅干、たくあん、野菜、味噌、醤油等）

ウ 燃料

エ 品物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等）使用謝金

オ 消耗機材（ラップ類、トレー、はし等）購入費

### (4) 食品給与期間

災害発生の日から7日以内とする。（ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合の応急食糧品の給与は3日分以内とする。）

## 4 食品給与対象者の把握

災害救助法による炊き出し、その他による食品の給与は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障の起こった者に応急的な炊き出しを行い、また、住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者に対し、必要な食糧品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護することを目的とするものであるから、迅速に給与対象者を把握して、災害救助法の適用の場合の給与体制を円滑ならしめるようその状況を県に報告する。

その場合の状況把握は、住民税務課長が当たる。

## 5 炊き出しの炊出器材の使用

炊き出しの際の炊事器材は、学校教育班の協力を得て、給食センター及び炊事場所有施設等の器材を使用するものとする。

# 第3 生活必需物資等救援対策

## 1 供給方法

村は、被災者に対する衣料、生活必需品、被災児童、生徒の学用品その他物資を確保、給（貸）与をして、被災者の応急的な日常生活を確保するため、斡旋又は調達し、供給する。

## 2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとする。

寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル等）、炊事器具（卓上コンロ、ボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

## 3 生活必需物資等の調達及び供給

衣料、寝具その他物資の調達について応急的な日常生活の確保を目的とするため、備蓄物資を活用するとともに、調達に当たっては村内業種別商店（資料20）及び会津若松市等近隣市町村の小売業者等より調達し、被災者へ供給するものとする。

## 4 世帯構成員別被害状況及び災害による生活深刻度の把握

災害救助法による救助物資の給（貸）与は住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができず、日常生活を営むことが困難な者に一時急場をしのぐために行うものであるから、迅速に世帯構成員別被害状況及び各人の深刻度を把握して救護物資の購入計画を立て県に報告する。

## 5 物資の集積場所

物資の集積場所は、災害状況によってその都度村長が定めるものとする。

# 第4 義援物資及び義援金の受入れ

## 1 義援物資の受入れ

村は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を本部及び県並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需用状況を把握し、同リストを逐次改定するように努める。

なお、阪神淡路大震災の教訓を鑑みて、原則として、個人からの義援物資については、受入れを行わないものとする。

## 2 義援金の受入れ

村は、あらかじめ災害義援金の受け入れ計画を整えておくものとする。

## 第17節 被災地の応急対策

### (総務課、住民税務課、産業建設課)

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、住宅を確保できない者に対する応急仮設住宅の建設及び損壊住宅の応急的修理並びに野外応急収容施設の仮設を行う。

また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談業務を行う。

## 第1 障害物の除去

### 1 道路関係障害物の除去対策

#### (1) 実施機関及び方法

ア 産業建設課が中心になって、他の道路管理者、警察等の関係機関と協議し、本計画を定め、原則として道路管理者が行うことになる。なお、国や県管理道路上の障害物除去の要請については、国管理道路は郡山国道事務所、県管理道路は会津若松建設事務所へ要請するものとする。

イ 道路交通に著しい支障を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

#### (2) 障害物除去の方法

ア 障害物除去の優先道路順位は、以下の順位を基準とする。

(ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路(例：避難路)

(イ) 災害の拡大防止上重要な道路(例：延焼阻止のために、消防隊が防御線をはる道路)

(ウ) 緊急輸送を行う上で重要な道路

(エ) その他応急対策活動上重要な道路

イ 除去に必要な車両、機械、器具の確保方法

(ア) 除去に必要な車両、機械、器具は、村内及び近隣市町村の業者等から借り上げるものとする。ただし、不足する場合には、知事又は隣接市町村長の応援を求めるものとする。

(イ) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械器具に併せて確保するものとする。

### 2 住宅関係障害物の除去

#### (1) 実施機関及び方法

ア 浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、村長がその障害物の除去にあたる。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には村が保有する車両、機械、器具、村内の業者等から借り上げ等を使用して、実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、知事又は隣接市町村長の応援を求めるものとする。

#### (2) 災害救助法を適用した場合の除去

風水害等により住居又はその周辺に運ばれた土砂、立木等で日常生活に著しい

支障を及ぼしているものを除去して被災者の保護を図る。

ア 障害物の除去対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等障害物が運び込まれたもので、しかも自らの資力で障害物が除去できないものであること。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 除去戸数

半壊、床上浸水家屋の15%以内とする。

エ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

オ 実施期間

災害発生の日から10日以内

### 3 河川関係障害物の除去対策

風水害により発生した流木等が橋脚などに引っかかり、流れに障害をもたらしたり、橋脚などの構築物を破壊させたりすることも予想される。さらに、ダムアップ（橋脚に引っ掛かった流木などにより、流れがせき止められ、上流側の水位が上昇する現象）による浸水などの危険性も考えられることからことから河川等管理者は相互の連絡を密にし、障害物の除去に努める。

(1) 実施機関及び方法。

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

イ 河川管理者は、河川法第22条第1項に規定する緊急措置を行うものとする。

ウ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行うものとする。

### 4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には、村の設置する廃棄物処分場へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において確保するものとする。

なお、村においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図るものとする。

(1) 交通支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県・村有地の公共用地を選定するものとする。

(2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合において、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

### 5 関係機関との連携

村は、国・県の出先機関等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要因の調達、提供の確保に努める。

## 第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

### 1 応急仮設住宅の設置

村長は、災害によって住民が滅失した戸数、世帯数及び自らの資力では住宅を確

保できない者の状況を把握し、設置戸数を決定するとともに、その建設を指示するものとする。

(1) 実施機関等

- ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、村長が行うものとする。
- イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、村長が行うものとする。
- ウ 村は、応急仮設住宅の建設及び2に述べる住宅の応急修理にあたり、資材の調達及び要因の確保について、(社)プレハブ建築協会、県建設業協会等に対し、県が締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設実施基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を得ることができない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者並びに要保護者。
- (エ) 特定の資産のない失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- (オ) これらに準ずる者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅入居者の決定のため、住家が全壊、全焼及び流失した者のうちから、選定調書によって県が村長の協力を求めて行い、県は状況に応じて村長に事務委託することができるものとする。

なお、選定に当たっては、高齢者及び身体障がい者等を優先する。

応急仮設住宅該当対象者選定調書の報告書は、資料28のとおりとする

ウ 設置戸数

全焼、全壊及び流失世帯数の3割以内

エ 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

- (ア) 一戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。
- (イ) 応急仮設住宅の設計にあたっては、高齢者や障がい者等のすべての入居者にとって利用しやすいユニバーサルデザインを用いる。
- (ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

オ 建設場所

早期着工できるよう建設適地の把握に努め、災害の状況により選定する。

なお、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられるよう配慮するものとする。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れ、原則として前住所地に設置するものとするが、前住所地に建設できないものについては、村有地等で、できる限り集団的に建設できる場所に設置するものとする。

設置を要する場合は、設置場所の略図(一般人の土地を借上げした場合は、土地貸借契約書を添付)を添えて県へ報告するものとする。

カ 着工及び完成の時期

- (ア) 災害発生の日から20日以内に着工し速やかに建設する。

## (イ) 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

## キ 建設が遅れた場合の措置

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、厚生労働省と協議の上、公営住宅の一時使用、民間アパートの借り上げ等により住宅の供与を行う。

## ク 応急仮設住宅収容該当者の報告

応急仮設住宅の入居該当者を応急仮設住宅入居該当者調（資料27）により、災害発生後できるだけ早急に県に報告するものとする。

## ケ 整備帳簿類

応急仮設住宅入居者台帳は資料29のとおりとする。

## 2 住宅の応急修理

村長は、災害の発生により住宅の応急修理を要する場合は、応急修理を行い、災害救助法が適用された場合は、応急修理戸数、世帯名、深刻度を県に報告するとともに、住宅の応急修理について、知事の委任があった場合は、その修理に当たる。

## (1) 実施機関等

ア 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、村長が行うものとする。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、村長が行うものとする。

## (2) 災害救助法による住宅の応急修理

災害援助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本事項は、次のとおりとする。

## ア 応急修理対象者

住宅が半焼し、又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では、応急修理ができない者であること。

## (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者

## (ウ) 前各号に準ずる者

## イ 応急修理の戸数

(ア) 限度戸数は、半壊、半焼世帯数の3割以内とする。

(イ) 災害状況により特に必要がある場合は例外措置として、国の承認を得て修理戸数の限度を引き上げることがあるものとする。

## ウ 応急修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限度とする。

(イ) 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

## エ 応急修理期間

原則として災害発生の日から1カ月以内に完了

## オ 応急修理の方法

直営工事又は請負工事を実施し、次の帳簿類を整理するものとする。

## (ア) 整備帳簿書類

住宅応急修理記録簿（資料30）

住宅の応急修理該当者調（資料31）

住宅応急修理のための契約書（請書）、仕様書等

### 3 公営住宅等のあっせん

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

### 4 建築物応急危険度判定の実施

建築物に被害が生じた場合、余震等による建築物の倒壊、落下、転倒等による二次災害が発生する危険性がある。

このため、村は、二次災害を防止するため、今後も建築物が使用可能かどうか判定する必要がある場合には、県へ「応急危険度判定士」の派遣要請を行うとともに、応急危険度判定士の活動が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保に努め、宅地及び建築物の位置、判定士への活動範囲の伝達等を的確に行うものとする。

## 第3 災害相談対策

### 1 臨時災害相談所の開設

災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。村は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

### 2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員党派、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

### 3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること。(被災者の安否の確認に関すること。)
- (4) その他住民の生活に関すること。

## 第4 応急金融対策

### 1 各金融機関の措置

各金融機関は、日本銀行福島支店並びに福島財務事務所等関係行政機関と協議の上、応急金融対策を講じるものとする。また、金融機関及び報道機関と協力して速やかに金融対策内容の周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

- (1) 預金通帳を滅(紛)失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対し定期預金、定期積金等の期日前払戻し、又は預金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災したために支払期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができること。また、災害関連手形の不渡り処分について適宜配慮すること。
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引換えについて、状況に応じ必要な措置をとること。
- (5) 被災者への融資等に対し、相談所を開設し、手続き等の簡素化、貸出等の迅速化等の措置をとること。

## 2 郵便局の措置

非常災害時における被災者の緊急な資金需要等に応じるため、日本郵政公社（日本郵政公社福島中央郵便局）からの指示に基づき、次のとおり非常取扱いを行うものとする。

### (1) 為替貯金業務関係

取扱時間、取扱時間の範囲を指定して、払戻し等の便宜措置を行うものとする。

### (2) 簡易保険・郵便年金業務関係

取扱時間、取扱事務の範囲を指定して、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金、貸付金等の非常即時払等の取扱いを行うものとする。

## 第18節 死体の搜索、遺体の処理等

(総務課、住民税務課)

災害により既に死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬等に付し、人心の安定を図る。このため、村は、警察・消防団及び村民の協力を得て、死体の搜索、遺体の処理等を実施するものとする。

## 第1 全般的な事項

### 1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

### 2 広域的な遺体処理体制の整備

村は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用ができない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要となる。

## 第2 遺体の搜索

### 1 搜索活動

村は、県（保健福祉部）、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て搜索を実施する。

この場合において、村は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

#### (1) 搜索対象

- ア 行方不明の者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の場合
- イ 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ウ 災害の規模が非常に広範囲にわたり特定の避難場所等の地域以外は潰滅してしまったような場合
- エ 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であったような場合



オ 災害発生後、ごく短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合

カ 搜索実施期間

災害発生の日から10日以内

## 2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法適用の場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。
- (3) 他市町村への応援要請等  
村で被災し、村のみで搜索の実施が困難な場合又は死体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合、関係市町村等に対し、搜索依頼を要請する。
- (4) 搜索状況の報告  
死体搜索実施の都度、その状況を死体搜索状況記録簿（資料47）に準じて報告する。

## 第3 遺体の収容

### 1 遺体の搬送

警察官による検視及び救護班による検索を終えた遺体は、村が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

### 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

- (1) 遺体収容所（安置所）の開設  
災害により死亡した者の収容処理は、一時適当な場所に収容するが、その場合村長は、被害現場付近の適当な場所（学校敷地、寺院境内等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、前記収容所に遺体収容のための既存建物が無い場合は、天幕及び幕張り等設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。  
また、必要に応じて医師、消防団及び一般住民の協力を得るものとする。死体処理台帳は資料48のとおりである。
- (2) 遺体の収容  
収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

### 3 災害救助法適用の場合の遺体処理

災害救助法を適用した場合、災害の際死亡した者についての遺体に関する処理は、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合又は消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案（原則として医療救護班によって行う。）

## 第4 遺体の火葬・埋葬

引受人の判明しない遺体又は引取人が判明しても火葬・埋葬することが困難な

遺体については、応急的に火葬・埋葬を行うこととなるが、村長は、火葬場及び墓地の所在を把握しておき、災害の発生により埋葬を要する場合は、埋葬用品を調達し、消防団その他一般住民等の協力を得て埋葬を実施する。

(埋葬台帳は資料49のとおり。)

なお、身元が判明し災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬に当たっては、村は火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

### 1 遺体の火葬

- (1) 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

### 2 火葬場の調整

- (1) 村は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣市町村との連携により少数の施設に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。
- (2) 村は、火葬許可に当たっては所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し適正に処理できるよう火葬場を指示する。

### 3 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

- (1) 火葬・埋葬は、知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として、原則として村で実施する。
- (2) 他の市町村(法適用地外)の遺体が漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、混乱のため引き取ることができない場合は、知事の行う救助を補助する立場に於いて火葬・埋葬を実施するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施する。
- (4) 費用期間等
  - ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は、棺材等の現物を持って実施する者に支給するものとする。
    - (ア) 棺(付属品を含む。)
    - (イ) 埋葬又は火葬
    - (ウ) 骨壺又は骨箱
  - イ 支出できる費用  
福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

## 第5 災害弔慰金の支給

村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合には、条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

### 第19節 生活関連施設の応急対策

(総務課、産業建設課、東北電力(株)会津若松支社、各LPガス事業者、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)会津若松支店、各通信事

## 業者、会津若松市水道部)

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、上下水道、電力、公衆電気通信等生活関連事業者等は、施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じ、各々その供給確保を図るものとする。

## 第1 上水道施設等応急対策（会津若松市水道部）

上水道事業者又は水道用水供給事業者は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

### 1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害復旧状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い給水施設や設災害復旧・復旧対策の中核となる官公庁などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

(1) 配水管路の応急復旧は、順位は次のように考える。

- ア 給水地点までの配水管
- イ 緊急利水施設への配水管
- ウ その他の配水管

### 2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

### 3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

## 第2 下水道施設等応急対策

下水道管理者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

### 1 要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

### 2 応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

### 3 復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資機材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

### 4 広 報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

## 第3 電力施設等応急対策

応急措置については各施設の事業者とあらかじめ協議した、次の要領により実施する。

### 1 災害対策組織の設置

- (1) 災害により電力施設に被害が発生するおそれがある場合は東北電力（株）が策定した「非常災害対策実施基準」に基づいて災害対策組織を設置する。
- (2) 災害対策組織の長は、情報連絡、警戒指令、及び復旧方針等の災害対策の基本方針を決定し迅速的確な応急対策を実施する。

### 2 人員の確保

災害対策組織の長は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する

### 3 応急復旧用資機材の確保等

災害対策組織の長は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定車両の確保に努める。

### 4 被害状況の把握

災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。

### 5 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況、停電地域及び復旧の見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故等を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。
  - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
  - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社へ通報すること。
  - ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
  - エ 漏水、雨漏りなどのより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため 使用しないこと。
  - オ 屋外へ避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
  - カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報車等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

## 6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、災害対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

## 7 復旧計画等

- (1) 災害対策組織は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧態勢を確立し応急対策を実施する。
- (2) 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。
- (3) 復旧作業は、病院、交通、通信、ガス、災害対策の中核となる官公署報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、災害の状況及び各施設の復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

# 第4 ガス施設（L Pガス）応急対策

## 1 出動体制

台風等風水害の発生が予想される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出動し二次災害の防止等の措置を講ずるものとする。

## 2 (社)福島県エルピーガス協会会津支部坂下方部会による災害対策組織の設置及び人員の確保

- (1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等  
台風等風水害により災害が発生し、被害の状況がB級事故以上等の規模になると認められる場合又は会員のみで自力措置を行うことが困難な場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策組織を設置するものとする。
- (2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県L Pガス災害対策要綱」に基づき要員を要請するものとする。

## 3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

- (1) 平常時の広報活動  
需用家に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及びガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレットのほか、領収書等を利用して直接PRを行うものとする。
- (2) 二次災害防止等の広報活動  
広報車等により需要家へ次の注意事項について広報するものとする。
  - ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。
  - イ L Pガス事業者が安全を確認するまではガスを使用しないこと。

#### 4 被害状況の把握

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに本部等に報告するものとする。

- (1) 需要家からの情報
  - ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集
  - イ 需要家の家屋被害状況
- (2) 一般被害状況に関する情報
- (3) 特定供給設備の被害情報

#### 5 復旧計画等

- (1) 災害対策組織は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てると共に、その内容を本部に速やかに報告するものとする。
  - ア 被害状況の概要
  - イ 復旧応援要員の要請
    - (ア) 救援を必要とする作業内容
    - (イ) 要員
    - (ウ) 資機材及び工具車両
    - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所
  - ウ 復旧作業の日程
  - エ 仮復旧の見通し
  - オ その他必要な対策
- (2) 復旧計画の策定については、原則として現地災害対策組織が行うものとするが、本部並びに協会内災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、現地災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易度等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

### 第5 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）応急対策

#### 1 災害応急体制の確立

- (1) 災害応急体制の確立  
災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。
- (2) 通信設備等の整備  
関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害、地震に関する警報装置の整備に努める。
- (3) 旅客及び公衆等の避難
  - ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。  
また、災害の発生に伴う、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があったとき及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう誘導する。
  - イ 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き沈静化に努める。
- (4) 消防及び救助に関する措置

- ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び村に対する応援要請を行なう。

## 第6 電気通信施設等の応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

### 1 電話（通信）の確保

#### (1) 災害対策本部の設置

災害により電気通信施設が被害を受け、又はそのおそれがあるときは「災害対策内規」に基づき、その規模、状況により災害情報連絡室または災害対策本部を設置する。

#### (2) 情報収集及び連絡

- ア 施設の被害状況は、機械、線路調査により、把握するとともに、関係機関から道路状況及び災害情報を収集する。
- イ 施設の被害状況及び完全復旧状況は、本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

### 2 電話（通信）の応急措置

#### (1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 非常用対策機器（無線機器等）の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 施設の巡回、点検による被害状況の把握

#### (2) 応急措置

災害により、公衆通信施設が被害を受けた場合は、「災害対策内規」に基づき復旧班を出動させるとともに、状況によっては上部機関及び関係工事業者へ応援を要請し、速やかに施設を応急復旧し公衆通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 可搬無線機により公衆電話の設置
- エ 可搬無線機により中小局間の通信回路の開設
- オ 移動電源車、携帯用ガソリン発電機により中小局の電源確保
- カ 必要により、本部、警察、消防機関等の通信回路の開設

#### (3) 応急復旧対策

ア 被災した電気通信設備の状況により復旧を行う。

- (ア) 応急復旧工事
- (イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

## (ウ) 本復旧工事

## 第20節 文教対策 (教育委員会)

教育委員会は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するとともに、文教施設の被害状況を把握し、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を策定し、効率的な運用を期するものとする。

### 第1 生徒等の保護対策

#### 1 学校の対応

- (1) 学校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- (2) 生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。  
また、交通機関の利用者、留守家庭等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

#### 2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、生徒等を教室に集める。
- (2) 生徒等の避難・誘導に当たっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携帯し、対策本部の指示により、所定の場所へ避難・誘導させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等組織を作るなど十分に配慮をする。
- (5) 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡し方法で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

### 第2 応急教育対策

#### 1 応急教育の実施

教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

#### 2 被害状況の把握及び報告

各小・中学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

#### 3 応急教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、施設



の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応も検討しておくものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理  
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 公立学校の相互利用  
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置  
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用  
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

#### 4 生徒等並びに教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 教育委員会は、各校の生徒等並びに教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握するとともに調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を総括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずるものとする。
- (2) 教育委員会は、生徒等並びに教職員の心の健康に関する相談窓口を開設し、災害後も必要に応じて継続的に、生徒等並びに教職員の心身の健康に関する実態を把握することに努める。

#### 5 教員の確保

教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として教員を把握し、確保する。

- (1) 臨時参集  
教員は原則として各所属に参集するものとする。  
ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校等（園・小・中の別）に参集する。
- (2) 退職教員の活用  
災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

#### 6 学用品の確保のための調査

- (1) 教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し県へ報告する。また、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県へ協力要請する。
- (2) 被害生徒等の不足教材、学用品は災害の発生と同時にその実態を品目別、数量を児童、生徒の個人別表により把握集計して購入配給計画を策定するものとする。その場合の業務担当は教育委員会職員とし、教科書については教科書会社及び販売店との連絡を密にして調達、配給の確保に努める。
- (3) 調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県へ協力要請する。

#### 7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため総務課、教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避

難所運営についての学校側の担当職員を定め、村担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

## 8 授業料の減免

被災によって授業料の減免等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講ずる。

# 第3 社会教育施設（文化財）の応急対策計画

## 1 建物及び搬出不可能な文化財等の対策

この対策については常に防災診断等を行い、予防及び応急対策の計画を立て文化財等の保全に努める。

## 2 搬出可能な文化財等の場合

各文化財等については、その管理者の中から責任者を定め、搬出に当たっての安全を期すること。

## 3 史跡等の応急対策

史跡等の応急対策については、史跡の管理を中心としてその性質等によって災害時の応急措置ができるよう計画すること。また、被災した場合には、教育委員会は、被害状況の調査を行い、県教育委員会へ報告する。なお、被害が発生した場合は、次の事項を早急に進めるものとする。

- (1) 被害が小さいときは、至急、応急修理を行う。
- (2) 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

# 第21節 村管理施設の応急対策

## （総務課、住民税務課、産業建設課、教育委員会）

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な、又は影響の大きい村管理施設の速やかな機能回復及び復旧を図るものとする。

# 第1 建築物等の応急対策

役場庁舎、集会所等の多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等においては、災害が発生した場合、村は当該施設の管理者としてあらかじめ定められた防災計画等の計画に基づき、利用者の安全対策、避難誘導、施設点検、被害状況の報告等の応急対策を行うこととなるが、次のような施設については、各施設の管理者の指示するところによるものとする。

## 1 役場庁舎

- (1) 住民、職員等の避難、誘導方法
- (2) 負傷者の措置方法
- (3) 電気施設の点検及び修復方法
- (4) 電話施設の点検及び修復方法
- (5) 無線通信施設の点検及び修復方法
- (6) 給排水施設の点検及び修復方法

- (7) 冷暖房設備の点検及び修復方法
- (8) 建築物の点検及び修復方法

## 2 幼稚園・学校・社会教育施設

第20節文教対策による

## 3 保育所

- (1) 保育所の被害状況の把握方法
- (2) 保護者への連絡・引き渡し方法
- (3) 被害調査及び安全確保方法
- (4) 応急復旧の方法

## 4 村営住宅

入居者の生活に必要な最小限の施設・設備機能を確保するための方法

## 5 社会福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置

## 6 保健福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置

# 第2 土木施設の応急対策

## 1 道路、橋梁

災害時に交通施設を確保することは特に重要であり、ここでは道路及び橋梁の被害状況、危険箇所の把握方法、被害箇所の応急措置方法、代替道路の確保方法等について定める。

### (1) 道路、橋梁の危険箇所の把握

#### ア 村の管理する道路

村の管理する道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な措置をとる。

#### イ 国、県の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道及び県道の被害状況、復旧見通し等の情報を村が収集する。

### (2) 応急措置

#### ア 村の管理する道路に対する措置方法

村長は、村の管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路がある場合はこれにより交通の確保をする。

#### イ 国、県の管理する道路に対する措置要請

国道及び県道に対する措置が実施される必要がある場合は、国や県に対し措置要請を行う。

a 要請先

b 要請事項

c 要請理由

## 2 河 川

災害が発生した場合は、管渠、ポンプ場、処理場等の被害を防止するとともに被害が発生したときは、その応急復旧を行い河川施設の損壊や浸水の防止等を図る。

### (1) 被害状況の把握

### (2) 応急復旧要員の確保方法

(3) 応急復旧用資材の確保方法

(4) 応急措置方法

### 3 用水路等

施設に破損又は決壊の危険が生じた場合を考慮して以下の項目について定める。

(1) 被害状況の把握方法

(2) 危険性の通報・避難方法

(3) 関係機関との連絡調整後の緊急放流

(4) 雨水進入防止対策（土のう積み、シート掛け）

(5) 監視体制の強化（二次災害の防止）

### 4 上水道

第19節生活関連施設の応急対策による

### 5 下水道

第19節生活関連施設の応急対策による

## 第22節 要配慮者対策

（総務課、住民税務課、社会福祉協議会）

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要がある、災害発生後、速やかに要配慮者を把握し、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

### 第1 要配慮者に係る対策

#### 1 要配慮者の把握

在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の避難行動要支援者名簿を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

#### 2 要配慮者への措置

要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。

(1) 避難所へ移動すること。

(2) 指定福祉避難所、社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

(3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

(4) 障がい者及び要介護高齢者等の避難には、リフト車などの特殊車両が必要となるので、必要に応じ、指定居宅介護支援事業者や指定居宅サービス事業者等に輸送協力を要請する。

### 3 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供

要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。

## 第2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- (2) 被災社会福祉施設等は、水、食糧品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、村、県等に支援を要請する。
- (3) 村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
  - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
  - イ 復旧までの間、水、食糧品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
  - ウ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

## 第3 障がい者及び高齢者に係る対策

村は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を地域住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。

### 1 障がい者等の把握

被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。

### 2 情報等の提供

掲示板、広報誌等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や生活可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

### 3 物資等の調達

避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。

### 4 物資等の確保

関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行なう等当該物資の確保を図ること。

### 5 障がい者等のニーズへの対応

避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等の必要な措置を講ずること。

## 第4 児童に係る対策

### 1 要保護児童の把握

村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、村に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。  
また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

## 2 児童のメンタルヘルスケアの確保

被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、メンタルヘルスケアを実施する。

## 3 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、遺児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況等についての的確な情報提供を行う。

# 第5 外国人に係る対策

## 1 避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

## 2 安否確認

安否について、相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら調査班を編成し、外国人登録原票等に基づき外国人の安否確認に努める。

## 3 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティア、村国際交流協会等の協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供をチャシ、インターネット通信等を活用し、外国語による情報提供を含めて行う。

## 4 相談窓口の開設

語学ボランティア、村国際交流協会等の協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

## 第23節 ボランティアとの連携

### (住民税務課、社会福祉協議会)

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

## 第1 ボランティア団体等の受入れ

### 1 ボランティアの受入れ

ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には迅速かつ的確に受け入れるものとする。

また、被災地外からのボランティアの受け入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会、県内ボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを本部が指定する施設内に設置し、対応に当たる。

なお、組織化されていないボランティアについての受け入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行ったうえ、被災地へボランティア派遣の申し出を行う。あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図るものとする。

### 2 情報提供

ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、本部の中にボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。

特に、発災直後においては、近隣地方公共団体や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

### 3 活動拠点の提供

必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設の提供を行うものとする。

## 第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

### 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達

### 2 炊き出し、その他の災害救助活動

### 3 医療、看護

### 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳

## 5 清掃及び防疫

## 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

## 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

## 8 災害応急対策事務の補助

## 9 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定

## 10 無線による情報収集及び伝達

### 第 3 ボランティア保険の加入促進

村、社会福祉協議会及びボランティア団体は、ボランティア保険への加入を、広報等を通じて呼びかけるとともに、村は、災害態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

## 第 2 4 節 災害救助法の適用等 (総務課)

### 第 1 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が目的であり、国の責任において行われるものであるが、その実施にあたっては県知事があたることとされている。この場合、災害救助法に基づく救助の部分については村長が県知事に権限の一部を委任され、また、県知事を補助して行うものである。
- (2) 救助の実施を市町村長に委任した方が、より迅速に災害に対処できると判断されるような場合には、県知事は、救助に関する権限の一部を村長に委任することができる。(法第 30 条)

#### 2 災害救助法における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が村長の要請に基づき、村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

### 第 2 災害救助法の適用基準

#### 1 適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した村の人口に応じ、住家が滅失した世帯



の数が一定の基準を達するとともに被災者が現に救助を必要としている状況にあるとき適用される。

- (1) 住家の滅失した世帯の数が村域内で30世帯以上に達した場合
- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が2,000世帯以上に達し、本村における被害世帯数が15世帯以上に達した場合
- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上に達し、本村における被害世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

## 2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

被害の認定基準については、資料編「災害の被害認定基準」（資料4）のとおりである。

## 第3 災害救助法の適用手続き

### 1 災害救助法適用基準該当する場合の県知事への報告

災害救助法による救助は、村の区域単位で実施されるものであり、村における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、村長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

## 第4 災害救助法による救助の種類等

### 1 救助の種類

救助の種類等は、福島県災害救助法施行細則による以下の救助を行う。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出し等による食品及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具等の生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具、資料の給与・貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜査及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 2 救助費の繰替支弁

災害救助法第44条の規定により、村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

## 第4章 災害復旧対策計画

災害復旧対策の計画については、応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、今後、災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

### 第1節 公共施設の災害復旧（対策）計画 （総務課、住民税務課、産業建設課、教育委員会）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

#### 第1 災害復旧事業計画の作成

村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

##### 1 災害復旧計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりとする。

###### (1) 災害の再発防止

災害発生後、被災した各施設の被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生を防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り計画を作成する。

###### (2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### 2 災害復旧対策計画の事項別項目

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 道路公共土木施設事業復旧計画
- (2) 農林水産業施設事業復旧計画
- (3) 都市災害復旧計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 下水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 災害復旧金融、資金計画
- (11) 被災中小企業振興計画
- (12) 被災者の生活確保計画
- (13) その他の災害復旧事業計画

## 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるため査定計画を作成し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

### 1 法律に基づく一部負担又は補助事業

- (1) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症新法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

## 第3 激甚災害の指定

村は、県が行う激甚災害及び極地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

## 第4 災害復旧事業の実施

村は、復旧事業を早期に実施し災害により被害を受けた施設の復旧を迅速におこなうため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

### 第2節 被災者の生活安定対策

(総務課、住民税務課、産業建設課、社会福祉協議会)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

#### 第1 義援金の配分

##### 1 義援金の受け入れ配分

村に付託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議のうえ被災者へ配分する。

##### 2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害(全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

#### 第2 被災者の生活確保

##### 1 公営住宅の一時使用

###### (1) 実施機関等

ア 災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、既設公営住宅を一時使用し、住居の確保を図るものとする。

イ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

###### (2) 実施方法等

###### ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は、流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。

(エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。

(オ) これらに準じる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用の選定については、村長が行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。
- ウ 一時使用の期間
  - 一時使用の条件は、原則として村が次の事項に留意し定めるものとする。
  - (ア) 一時使用の期間
  - (イ) 家賃及び敷金の負担者
  - (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
  - (エ) 退去時の修繕義務その他は、公営住宅法、同法施行令、湯川村住宅等条例を準用する。
- エ 一時使用される住宅の戸数
  - (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
  - (イ) 村は、提供する住宅が不足している場合は、周辺の地方公共団体が所有する公営住宅等の提供を依頼するものとする。
  - (ウ) 村が、前項の依頼を受けた場合、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、村長の承認を受け、被災者に提供する。
- オ 正式入居の措置
  - 一時使用を行った者については、公営住宅法の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条に基づく特定入居として正式な入居とする。

## 2 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法又は湯川村被災者に対する村民税及び国民健康保険税の減免に関する条例等の規定により、租税の徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずるものとする。

## 3 職業の斡旋

被災者が災害のため、転職又は一時的に就職を希望している場合は、会津若松公共職業安定所と連絡協力して、職業の斡旋に努めるものとする。

## 4 郵便関係の措置等

湯川郵便局は、災害が発生した場合には、湯川村との災害時における相互協力に関する覚書により災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

# 第3 被災者への支援

## 1 被災者生活再建支援法に基づく支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものとする。

## 第4 資金の融資等

### 1 農林漁業資金の確保

被災した農林漁業者等の経営の維持等に必要な資金及び被災した施設の復旧に必要な資金の融通が円滑に行われ、農林漁業の再生産力を確保し経営の維持安定を図るため会津みどり農協及び関係機関の協力を得て次の措置を講ずるものとする。

- (1) 国及び関係機関に対する天災融資法の発動要請並びに同法による天災資金（経営資金）の斡旋、活用並びに同資金に対する利子補給の実施
- (2) 災害に対処するために設けられている農林漁業金融公庫資金斡旋、活用
- (3) 天災資金等の農林漁業制度資金を借り入れるまでに必要なつなぎ資金の斡旋、活用
- (4) 農協等融資機関に対する既往資金の返済条件等の緩和要請

### 2 中小企業資金の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、商工会及び関係機関の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害復旧貸付」の円滑な融資を関係金融機関に対し要請する。
- (2) 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向融資の配慮、信用保証協会の保証枠の拡大等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。
- (3) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

### 3 住宅金融公庫資金の確保

村は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、住宅金融公庫から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、被災者の住宅再建を支援する。

### 4 福祉関係資金の確保

#### (1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

村社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を融資するものとする。

#### (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

村は、「災害弔慰金の支給に関する法律」及び「湯川村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害弔慰金を支給する。

## 第5 被災証明書等の交付

村は、あらかじめ被害認定及び被災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

## 第5章 震災対策計画

### 第1節 総 則

#### 第1 計画の目的・位置づけ

##### 1 計画の目的・位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大地震が発生した場合にとるべき地震災害応急対策を中心に、日常の啓発、訓練及び緊急整備事業等について地震防災計画を作成する等地震防災体制の推進を図るものとする。

また、大地震が発生した場合、木造建物の倒壊及び火災による消失等の被害は大きく、その他崖崩れ等の被害も予想され、阪神・淡路大震災などの大規模震災の例に見られるような電気、水道、道路などライフラインの寸断、交通の混乱等が予測される。

この計画は、地震予防対策、地震災害応急対策等に係る措置、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、大震災に係る防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等について定め、これを推進することにより村民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

##### 2 計画の推進及び修正

村は、地震防災対策の強化を図るため、「地震防災対策特別措置法」の規定により、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して策定された「福島県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、消防用施設の整備、緊急輸送道路の整備等の事業を積極的に推進する。

また、村は、毎年当該計画を検討し、必要と認めるときは計画を修正する。

##### 3 計画の周知徹底

防災関係機関に対して、日頃からこの計画の周知徹底を図り、防災関係機関等は、平素から訓練、研究、教育その他の方法により、この計画及び関連する他の計画を習熟するものとする。

#### 第2 基本方針と活動目標

##### 1 基本方針

- (1) 本計画は、大地震の発生に伴う被害の防止並びに軽減を図るため、村及び防災関係機関の構すべき措置を定めるものとする。
- (2) 本計画は、震災時における応急対策を中心に作成ものとする。併せて教育、広報、訓練及び緊急整備事業等平常時における対策についても計画化するものとする。
- (3) 本計画は、防災関係機関等とともに引き続き研究協議し、検証を行い、計画内容の充実を図るものとする。

## 2 地域自立型防災体制の推進

阪神淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくには、行政の力だけに頼らない地域住民による自主的な活動やボランティア活動を柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものとする。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」を目指す。

## 3 災害対策本部の応急対策能力の強化

大規模な地震災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ確かな判断に基づく対応が取れるよう準備しておくことが重要と考える。つまり、被害の断片情報を被害の全体像に結びつける能力を養成することが重要である。そのためには、平常時からより詳細な地域の特性を把握した上で、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。

## 4 職員の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

## 5 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、阪神・淡路大震災等大規模震災の教訓等の反映に努めるとともに、体制整備に努めていく必要がある。

具体的には、本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、応急的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

## 6 発災直後及び発災後の活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各自体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため発災後の期間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。



発災後フェーズ		活 動 目 標
直 後	即 時 対 応 期	初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応
直 後～ 数時間以内		生命・安全の確保（瞬時の対応） ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・ 広域的な応援活動の要請
1 日目 ～ 3 日目	緊 急 時 対 応 期	生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・ 専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・ 道路警戒、治安維持に関する対策 ・ 有害物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策
4 日目 ～ 1 週間	応 急 対 応 期 I	被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
1 週間 ～ 1 ヶ月	応 急 対 応 期 II	被災者の生活の安定（日常活動環境） ・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1 ヶ月 ～ 数 ヶ月	復 旧 対 応 期	地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ がれき等の撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
数 ヶ月 以 降	復 興 対 応 期	地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

### 第3 湯川村の概況と災害要因の変化

「第1章 第3節 湯川村の概況と災害要因の変化」のとおり

### 第4 会津盆地の地質構造

会津盆地は、周りを新第三紀の各種堆積岩類及び火山岩類よりなる山地と第四紀の猫魔火山により囲まれ、盆地の基盤もまた新第三系の地層より形成されている。

これらの地層は、時代未詳の古生層（又は中生層）花崗岩を基盤に新第三紀最下部層の闇川層（安山岩熔岩をはさむ緑色凝灰岩や凝灰角礫岩）及び大検沢層（礫岩を主体とし安山岩熔岩をはさむ暗緑色凝灰岩、砂岩、頁岩を含む）の上位に累重している。黒岩層や上三寄層の堆積が開始された時期から本地域は、本格的な堆積盆地に成長しはじめ、まもなく地域全域に海進が及んで厚い海成層が堆積している。

火山活動は、新第三紀の間を通じてほとんど連続的に行われた。火山活動は、檜原湖北東部や会津盆地東縁部や北縁部の西部で活発であった。闇川層が利田層、荻野凝灰岩堆積時には、ほとんど全域に広がった。この間に、岩質は安山岩質から流文岩質に移り変わっている。

また、この直後には変形運動を伴う流文岩や石英安山岩の活動が、局地的に行われているが、この期間には、再び安山岩の活動も始まっている。

塩坪層の堆積時になると、また、流文岩や石英安山岩の活動が行われ、隆起運動を伴いながら、藤峠層の堆積時まで継続している。鮮新世に入って多量の熔岩凝灰岩で特徴づけられる石英安山岩の活動が、当時の堆積盆地の周辺の地背斜化したところで、開始されているが、この活動は、山都層群（藤峠層～七折坂層）堆積時をとおして継続した。会津盆地の原形は、山都層群の堆積が始まるころにその萌芽が表れ、造盆地運動を伴いながら、厚さ最大700mに及ぶ山都層群がここに堆積した。山都層群堆積後に断層褶曲運動が起こり、その結果生じた盆地部に厚い洪沖積層が堆積した。この時期に猫魔、磐梯火山の活動が始まった。

盆地面下の堆積物は、層相変化の激しい砂礫層が優勢で砂層や粘土層をはさむ第四紀層である。構造的には、会津盆地西縁に達する褶曲構造であり、大規模な地震が予想される。

### 第5 既往の地震災害と地震発生の特性

#### 1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

##### （1）活断層の分布

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部、会津盆地東縁部に認められており、隣接する会津坂下町には、その中で会津盆地西縁部が横断している。

会津盆地西縁活断層の丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は、一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう局崖が明瞭である。

## (2) 地震発生履歴

ア 1611年（慶長16年）8月（会津地方）

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼郡、南会津の3郡で被害が多かった。神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余戸）、死者3,700名余りとなった。阿賀川、日橋川がせき止められ、山崎付近では、16平方キロメートルほどの山崎湖が出現した。

イ 1659年（万治2年）（会津地方）

会津地方で大地震があり、39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

ウ 1821年（文政4年）11月（大沼郡）

2 海洋型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

## (1) 福島県沖における地震発生特性

海洋型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

## (2) 地震発生履歴

ア 1964年（昭和39年）6月 新潟地震

県下全域に震度4～5の強い地震があり、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出した。

イ 2011年（平成23年）3月 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、会津地方、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

3 地震の想定

## (1) 想定地震の設定

福島県は、平成7年度から3カ年を費やし、地震・津波被害想定調査を実施した。地質調査総合センターは、地質や地盤の状況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行い、次に想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。

・会津盆地西縁活断層を震源とする地震

マグニチュード 7.4程度

震源の深さ等 震源の深さ 10km

長 さ 20km

幅 5km

4 地震被害発生の特性

2(1)において設定した想定地震が発生した場合、地域の特性により様々な被害が想定される。

## (1) 会津盆地西縁活断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地をはじめ、猪苗代湖北岸及び西岸周辺等広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町（旧会津高田町）北部から喜多方市南部至る地域を中心として、最大で地震の規模は、M7.4程度の強い地震動の発生が予想されることから、交通網の寸

断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回る極めて深刻な被害がもたらされると想定している。

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺には、冬期間において豪雪等の影響により交通等の都市機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火等様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれがある。

## (2) 会津盆地西縁断層帯評価

平成17年2月文部科学省地震調査委員会発表によると、会津盆地西縁断層帯の平均的な上下方向の速度は、概ね1m/千年と推定され、最新の活動は1611年（慶長16年）の会津地震であった可能性がある。活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に4～5m程度隆起した可能性がある。本断層帯の平均活動間隔は、約7千6百～9千6百年であった可能性がある。

### 断層帯の将来の活動

項 目	特 性	信頼度 (注1)	根 拠 (注2)
(1)将来の活動 時の地震の規模	活動区間	断層帯全体で1区間	断層の長さから推定 過去の活動から推定
	地震の規模	マグニチュード7.4程度	
	ずれの量	4～5m程度(上下成分)	

注1：信頼度は、特注欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）

## 第6 調査研究推進体制の充実

「第1章 第4節 防災ビジョン」のとおり

## 第7 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

「第1章第6節防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」のとおり

### 第2節 災害予防計画

#### 第1 防災組織の整備・充実（総務課）

##### 1 村防災会議

###### (1) 防災会議

- 「第2章 第1節 防災組織の整備・充実」のとおり)
- (2) 災害対策本部
  - 「第3章 第1節 応急活動体制」のとおり
- (3) 水防本部
  - 「第3章 第7節 水防計画」のとおり

## 2 防災関係機関の防災組織

「第1章 第6節 防災関係機関の実務責任と処理すべき業務の大綱」のとおり

## 3 自主防災組織

「第2章 第14節 自主防災組織の整備」のとおり

## 4 応援協力体制

- (1) 行政機関に対する応援要請
  - ア 知事等に対する応援の要請等について迅速な対応をとれるよう努める。
  - イ 他の市町村長等に対する応援の要請等について迅速な対応をとれるよう努める。
  - ウ 他の消防機関に対する応援の要請について迅速な対応をとれるよう努める。
- (2) 防災関係民間団体等に対する応援要請
  - 応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整える。

## 第2 防災情報通信網の整備（総務課）

村防災行政無線の整備検討、福島県総合情報通信ネットワークの活用、職員参集システム等の導入検討により、今後もさらに、行政機関との連絡通信回線、地域住民に対する災害・被害情報の提供、収集伝達手段の充実に努める。

（「第2章 第2節 防災情報通信網の整備」のとおり）

## 第3 地震観測計画（総務課）

地震の発生が予知されることが地震被害の軽減に極めて有効であり、計測震度計を設置するなど観測体制を整備し、地震時の基礎データの充実及び初動体制の確立を図ることが重要である。

このことから村は、県の震度情報ネットワークシステムにより震度情報を収集し、防災関係機関の初動活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、震度4以上の震度情報については、地域住民への広報、応援等の対応方針等の検討に役立てるものとする。

## 第4 住宅密集地の防災対策（産業建設課）

被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、計画的な街路整備及び輸送路の確保等に取り組み、災害に強い安全な街づくりを積極的に推進する。

### 1 既存建築物総合防災対策推進計画の策定

村は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な防災対策計画を策定する。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 防災診断及び防災改修対策
- (3) 落下物対策
- (4) ブロック塀等安全対策
- (5) 定期調査報告及び維持保全計画の推進

## 2 建築物の耐震性確保

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状であり、建築物の所有者又は、管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

### (1) 防災上重要な建造（築）物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が基本（必要）となるので、本村は、次の村有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努めるものとする。

- ア 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる役場庁舎、村体育館、村公民館及びユースピアゆがわ等の村有施設
- イ 震災時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる小中学校等

### (2) 一般建築物の耐震性確保

一般建築物の耐震性について、広く村民の認識を深めるとともに、耐震化の指導に努める。

### (3) ブロック塀の倒壊防止対策

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすることを指導する。

- ア 村は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを作成し、知識の普及を図る。
- イ 村は、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ウ 村は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- エ 村は、ブロック塀を新設又は、改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

### (4) 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物危険度判定士制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を図るものとする。

### (5) 窓ガラス等の落下物防止対策

- ア 村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。
  - (ア) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
  - (イ) 建築物の所有者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

## 第5 各施設の対策

村並びに不特定かつ多数の者が出入りする事業所等は、地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため管理する施設、設備については、第三者（来庁者）に対し危険を及ぼさないことを第1目標に、対策を実施するものとする。なお、具体的な措置内容は施設管理者が別に定める。

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

- (1) 公共施設
- (2) 商業施設
- (3) 集会所

### 2 各施設等に共通する事項

- (1) 地震情報等の入場者への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 火気使用設備の点検
- (4) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止の措置
- (5) 発火流失、爆発のおそれのある危険物等の点検
- (6) 受水槽等の緊急貯水
- (7) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (8) 防災活動上必要な資機材等の確保
- (9) 通信手段の確認と確保
- (10) その他、管理する施設、設備について特に必要な点検

### 3 個別事項

- (1) 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (2) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置

### 4 広域避難場所等の安全確認

村は、発災に備えて避難場所等の安全確保の確認を行う。

### 5 地震災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。
  - ア 自家発電装置等による非常電源の確保
  - イ 通信手段の確保
  - ウ その他の必要な措置

## 第6 上下水道施設災害予防対策(産業建設課、会津若松市水道部)

上下水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することとする。

### 1 上水道施設予防対策(会津若松市水道部)

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により地震被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・

制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。

(4) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧用資機材の備蓄の推進と備蓄状況の把握に努める。

(5) 応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくよう努める。

## 2 下水道施設予防対策

(1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度地震被害を想定し、機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど復旧対策に重点を置いた整備を図るものとする。

また、液状化対策も事前に講じておくものとする。

(2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の配水機能が確保されるよう整備を図るものとする。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう努める。

(3) ポンプ場及び処理場での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。

(4) 応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくよう努める。

## 第7 電気、ガス施設災害予防対策(東北電力(株)、LPガス事業者)

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

また、災害が発生した場合には直ちに出勤し、二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

## 第8 鉄道施設災害予防対策(東日本旅客鉄道(株) 笈川駅)

旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し被害を最小限に止めるよう施設毎に予防措置を講ずるものとする。

(1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、組織内において災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくものとする。

(2) 災害の情報を迅速かつ的確に把握し、報告事項の基準を定めておくとともに、村及び関係機関と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておくものとする。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、村及び防災関係機関が行う合同訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

## 第9 電気通信施設等災害予防対策(東日本電信電話(株)会津若松支店)

災害時においても、通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、災害が発生した場合に備えて東日本電信電話(株)会津若松支店に迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

## 第10 道路及び橋梁等災害予防対策(産業建設課、道路管理者)

村並びに各施設等の管理者は、日頃から道路施設の危険箇所(point)の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施



設の確保に努める。

### 1 道路の整備

道路の法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所については、対策工事を実施する。

### 2 橋りょうの整備

日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに震災点検に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

今後、構造物等の耐震設計は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置（平成7年5月付建設省通知）」を当分の間、準用するものとする。

### 3 村管理の道路及び橋梁災害予防対策

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面防護工の設置、落石防止工の設置を進める。

老朽橋、耐震設計を満足しない橋梁については、架け替え、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

### 4 農道・及び橋梁災害予防対策

農村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、老朽橋については架け替えや補強等工事を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

### 5 道路付帯施設災害予防対策

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。  
主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

### 6 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備できるよう体制を整備する。

## 第11 火災予防対策（総務課）

地震発生時における被害防止を防ぐためには、火災を最小限に止めることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化等の対策を実施する必要がある。

### 1 出火防止対策

#### （1）防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

#### （2）住宅防火対策の推進

地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備・器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

#### （3）防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、出火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を

確立する必要がある。

## 2 初期消火体制の整備

### (1) 消火器等の普及

災害時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう推進する。

### (2) 自主防災組織の初期消火体制

地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

## 3 火災拡大要因の除去計画

### (1) 道路等の整備

計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

### (2) 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓発指導する。

### (3) 薬品類取扱施設対策

地震発生時には、教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発し、被害を拡大する危険性があるため、これらに対し薬品類の管理及び転落防止について指導する。

## 4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

消防の資機材については国の補助等を積極的に活用して充実を図り、また、第一線において消防活動を行う消防団員については、技術の向上と組織の活性化に努め、地域の実情に応じた適正な配置を行うよう指導を行う。

また、隣接市町との既存の消防相互応援協定について随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

## 5 消防水利の整備

地震による消火栓等人工水利の障害に対応すべく耐震性の貯水槽の整備の導入、また、河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努めるものとする。

## 6 救助体制の整備

自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材等を整備し、定期的に訓練を行い、初期救助の体制整備を図る。

## 第12 積雪・寒冷対策（総務課、産業建設課、各道路管理者）

積雪・寒冷期において地震が発生した場合は、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生じる場合が想定される。

このため、村及び関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

### 1 交通の確保

地震発生時には、村と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、一般国道、県道及び村道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の密接な連携の下に除雪計画を策定するとともに、防雪施設、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路の確保に努めるものとする。

## 2 雪に強いまちづくりの推進

### (1) 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等防止のため、住宅の耐震性を確保する。

また、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力及び地域における相互援助体制の確立に努める。

### (2) 積雪時における避難路・避難場所の確保

村及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

## 3 寒冷対策の推進

### (1) 避難所対策

避難施設には、ストーブ等の電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪寒冷時を想定した資機材（長靴、防寒具等）の備蓄に努める。

### (2) 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用具の整備に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のために早期着工が困難となることや、避難生活が長期化することが予想されることから、生活確保のため長期対策を検討しておく必要がある。

## 第13 緊急輸送路等の指定（総務課、産業建設課、会津坂下警察署、県、東北・北陸地方整備局）

村は、災害応急対策活動を実施するために必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

（「第2章 第8節 緊急輸送路等の指定」のとおり）

### 1 緊急輸送ルート

本村における緊急輸送ルートは次のとおりである。

#### (1) 県の指定する第1次確保路線

路 線 名	区 間
国道49号	村内の区間全線
国道121号	

#### (2) 村が指定する第1次確保路線

路 線 名	区 間
県道会津坂下河東線	村内の区間全線
県道浜崎高野会津若松線 県道熊ノ目浜崎線 県道会津坂下塩川線	村内の区間全線
一級村道浜崎高瀬笈川線 一級村道笈川・堂畑線 一級村道勝常・王領線 一級村道亀ヶ代中ノ目線	第2章第8節別表1で定める区間

（注） ただし、上記路線・区間には、重複するルートは表記していない。

(ア) このルートは、緊急輸送に備え、役場より各地区避難場所等を結ぶルートを指定する。

(イ) 本ルートの通行に支障を生じたときは、補助ルートを使用するものとする。

### (3) 第2次確保路線

路 線 名	区 間
その他村道長瀬中線 その他村道長瀬南線	第2章第8節別表1で定める区間

この路線の他、逐次指定を行っていくものとする。

### (4) 第3次確保路線

今後、逐次指定を行っていくものとする。

## 2 ヘリコプター臨時離着陸場

番	名 称	所 在 地	管理者	連絡先	電話番号
1	湯川中学校グラウンド	大字筵川字殿田37番地	学校長	学 校	27-2842
2	筵川小学校グラウンド	大字筵川字館24番地	学校長	学 校	27-3266
3	勝常小学校グラウンド	大字勝常字堂後827番地	学校長	学 校	27-4158
4	湯川村営野球場	大字三川字的場50番地	教育長	公民館	27-4107
5	阿賀川防災ステーションヘリポート	会津坂下町大字宮古字下川原118番地	阿賀川河川事務所長	管理課	26-6873

## 3 広域陸上輸送拠点

管 内	施設名称	所在地
湯川村	道の駅あいづ 湯川・会津坂下	湯川村大字佐野目字五丁ノ目78番地1
会津地方振興局	会津若松トラックセンター 会津総合運動公園	会津若松市インター西20 会津若松市門田村大字御山字村山164

### 第14 避難対策（総務課、住民税務課、教育委員会）

大地震による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、村及び防災関係機関等においては、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

（「第2章 第9節 避難対策」のとおり）

### 第15 医療(助産)救護・防疫体制の整備(総務課、住民税務課)

地震発生時には、広域的あるいは局地的に救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。村においては、救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

（「第2章 第10節 医療（助産）救助・防疫体制の整備」のとおり）

### 第16 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備（総務課、産業建設課、住民税務課）

住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、村民は3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくよう推進する。

なお、今後、災害時における生活必需物資の確保のため村内の商店等と協定を締結するよう努める。

（「第2章 第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」のとおり）

## 第17 防災教育・広報（総務課、住民税務課、教育委員会、会津坂下警察署）

地震による災害発生の防止、或いは災害発生時における被害の軽減を図るため、日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、村民一人一人が自らの生命と財産を守るため、地域の中で積極的な防災活動の推進に努める。

また、地震災害対策の円滑なる実施を図るためには、村をはじめ防災関係機関の職員はもとより、各種団体、事業所、住民等地域のすべての人々がそれぞれの役割に応じた活動主体として大地震に関する警告という事態を正しく認識し、大地震に関する予報等が出された場合の具体的な行動について習熟するよう不断に努力することが必要である。

このため、村は、自主的又は各種団体、事業所及び地域の自主防災組織等と協力し、地震災害上必要な教育、広報及び防災訓練を繰り返し実施して、地震災害応急対策に関する知識の普及及び大地震が発生した時の的確な行動に資するものとする。

（「第2章 第12節 防災教育・広報」のとおり）

### 1 村職員に対する教育

#### （1）教育の方法

村は、地震災害応急対策の万全を期するため、職員に対し講演会、職員研修等の機会を活用して必要な防災教育を実施する。

#### （2）教育の内容

- ア 地震災害の特徴
- イ 予想される内陸型活断層地震に関する知識
- ウ 地震が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員が果たすべき役割
- オ 地震発生後における溜池等の決壊の二次災害の防止
- カ その他、地震対策の必要な事項

### 2 住民等に対する教育、広報

#### （1）教育、広報の方法

- ア 広報紙等による広報及び参考資料の配布
- イ 住民集会等の開催
- ウ 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力

#### （2）教育、広報の内容

- ア 地震災害の特徴
- イ 予想される内陸型活断層地震の被害想定に関する知識
- ウ 地震情報等の正確な情報の入手方法
- エ 大地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

オ 日頃から備え、実施しうる生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋、付属施設の補強、家具、危険物等の転倒防止等の内容

(3) 児童、生徒等に対する教育

教科、学級活動、学校行事等教育活動全体を通して、地震の基礎的な知識及び対策の教育を行う。

(4) 自動車運転者に対する教育

村交通対策協議会、交通安全協会等を通して、大地震が発生した場合における自動車の運行等の措置について徹底を図る。

## 第18 防災訓練（総務課、防災関係機関）

村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、当計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るとともに、地震災害対策の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織体制上の強調体制の強化を目的として、大地震を想定した防災訓練を併せて実施するものとする。

（「第2章 第13節 訓練に関する計画」のとおり）

### 1 総合防災訓練

次に掲げる内容を組み合わせ、独自又は県及び隣接市町と共同し、地域の自主防災組織の参加を得て、隔年1回以上実施する。

(1) 概要

村は、大規模な地震の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施する。

(2) 訓練項目

- ア 地震情報等の受伝達（非常招集及び自主参加、災害対策本部の設置、情報の収集、被害状況調査、広域応援要請、火災等の通報、無線通信）
- イ 避難誘導（自主避難、避難誘導（災害時要援護者誘導を含む）、救助、救急）
- ウ 初期消火（地域住民による初期消火）
- エ 避難所運営（避難所の設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティアの受入れ、応急物資緊急輸送及び受入れ・仕分け等）
- オ 緊急路の確保（交通規制、障害物の除去、道路応急架橋）
- カ 応急復旧作業（上下水道施設応急復旧、水質検査、電力・電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧）
- キ その他、応急対策等に関する内容

### 2 個別防災訓練

次に掲げる防災訓練を重点として随時計画的に実施する。

(1) 県及び村防災行政無線等による通信情報訓練

(2) 地震災害対策本部の運営

災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部運営を適切に行うための訓練を実施する。

(3) 職員の動員、参集訓練

### 3 緊急初動訓練

村は、大地震が発生した場合の緊急な事態に対応した臨機即応の初動体制を図るため、次の項目を重点とする事前に予告しない緊急初動訓練を実施するものとする。

(1) 勤務時間内における訓練

- ア 地震情報等の伝達訓練
- イ 職場安全点検訓練
- (2) 勤務時間外における訓練
  - ア 地震情報等の伝達訓練
  - イ 職員参集訓練

## 第19 自主防災組織の整備（総務課）

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、防災対策を講じるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家具からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

また、大地震が発生した場合、村の応急対策の推進を図り、地域住民及び事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。

このため、村は、自主防災組織の整備、育成を推進するとともに、事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図る。

（「第2章 第14節 自主防災組織の整備」のとおり）

### 1 自主防災組織の育成指導

#### (1) 村の役割

村は、地域防災活動の推進を図るため、区長会（行政区）を中心とした自主防災組織の設置及び育成を推進するものとする。

#### (2) 研修会の開催

村は、地域リーダーを対象に自主防災組織の育成に必要な研修会、懇談会等を開催し、地震に対する意識の啓発、地震に関する知識の普及に努める。

### 2 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、地域住民の合意の上、おおむね次のとおりとする。

#### (1) 自主防災組織の編成単位

編成単位は、原則として各行政区単位とする。

#### (2) 自主防災組織の組織及び役割分担

自主防災活動を迅速かつ効果的に実施するため、原則として次のような組織を編成するものとする。

### 3 自主防災組織の活動

#### (1) 防災知識の普及

万一の地震発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての家具の転倒防止、非常持出品の準備や地震に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路等を確認し、地域の防災マップを作成する等地域の防災環境の共有化に努める。

#### (2) 防災訓練の実施

##### ア 地震災害情報の収集伝達訓練

地震災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれら関係機関に正確に通報する訓練を実施す

る。

イ 消火訓練

ウ 救出、応急手当訓練

大規模な地震発生時においては、多くの家屋が倒壊することが想定され、倒壊家屋の下敷きとなった人の早期救出が重要であることから、救出用資機材の使用方法等について習熟に努める。

エ 給食給水訓練

オ 避難訓練



# 自主防災組織図

湯川村地震災害対策本部

自主防衛対策本部長  
( 防 災 部 長 )  
( 区 長 会 長 等 )

副本部長  
(副会長等)

本 部 班  
(区長会役員等)

各行政区長等

- ・ 情報収集伝達班
- ・ 消火班
- ・ 救出救護班
- ・ 避難誘導班
- ・ 給食給水班
- ・ 衛生班

## 自主防災組織の役割分担

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集 伝達班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の普及に関する事。</li> <li>2 情報収集伝達訓練の計画実施に関する事。</li> <li>3 必要資機材の整備、点検に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、伝達に関する事。</li> <li>2 指導、命令等の伝達に関する事。</li> <li>3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事。</li> </ol>
消 火 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の安全点検に関する事。</li> <li>2 消火訓練の計画、実施に関する事。</li> <li>3 必要資機材の整備に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火防止と初期消火に関する事。</li> </ol>
救出救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の安全点検に関する事。</li> <li>2 救出救護訓練の計画、実施に関する事。</li> <li>3 必要資機材(救助用具、医薬品等)の整備点検に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 負傷者の救出及び搬送に関する事。</li> <li>2 負傷者の応急手当に関する事。</li> <li>3 仮設救護所の設置に関する事。</li> </ol>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の安全点検に関する事。</li> <li>2 避難路、避難場所の設定に関する事。</li> <li>3 必要資機材の整備点検に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全な避難誘導に関する事。</li> </ol>
給食給水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 井戸の状況把握に関する事。</li> <li>2 給食・給水訓練の計画、実施に関する事。</li> <li>3 必要資機材の整備点検に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 炊き出しに関する事。</li> <li>2 食糧、飲料水、生活必需品等の配分に関する事。</li> <li>3 ろ水機の運用に関する事。</li> </ol>
衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生処理訓練の計画、実施に関する事。</li> <li>2 必要資機材の整備点検に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設トイレに関する事。</li> <li>2 ごみ処理及び消毒に関する事。</li> </ol>

## 第20 要配慮者予防対策（総務課、住民税務課、社会福祉協議会）

地震災害時において、高齢者、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。こうした状況を踏まえ、今後は要配慮者の防災対策を積極的に推進する。

（「第2章 第15節 要配慮者予防対策」のとおり）

## 第21 ボランティアとの連携（住民税務課、社会福祉協議会）

大規模な地震災害発生時には、多くの善意の支援申し入れが寄せられ村及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。また、ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう努める。

（「第2章 第16節 ボランティアとの連携」のとおり）

# 第3節 地震災害応急対策

村及び防災関係機関等は、地震災害の発生防止、または地震災害が発生した場合における被害の軽減を図るため必要な地震災害応急対策を実施するものとする。

## 第1 応急活動体制

### 1 災害対策本部の設置基準

#### （1）災害対策本部の設置等

村長は、地震が発生した場合において、次の基準により災害対策本部を設置する。また、災害の危険がなくなったとき、本部を解散する。

設 置 基 準	
1	村内で震度6（弱）以上を観測したとき。【自動設置基準】
2	村内で震度5（弱、強）を観測し、大規模な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき。
3	気象庁の発生にかかわらず、村内に地震による大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。



#### （2）災害対策本部の業務

- ア 村民への情報提供と呼びかけ
- イ 地震情報等の受伝達
- ウ 防災関係等の業務に係る連絡調整
- エ 発災後における応急対策の準備
- オ その他地震災害応急対策の実施

#### （3）災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、湯川村災害対策本部条例の定めるところによる。

（「第3章 第1節 応急活動体制」のとおり）

## 第2 職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

(「第3章 第2節 職員の動員配備」のとおり)

### 1 災害対策本部の非常配備体制

(1) 村長は、地震災害応急対策に係る措置を要する場合、非常配備の体制をとるものとする。

(2) 配備体制及び参集場所は、村長が別に定める。

(3) 職員は、地震情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに動員を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

※ 災害対策本部(各部班)の分掌事務については、一般災害対策本部事務分掌に準ずる。

### 2 組織内の伝達

(1) 勤務時間内

ア 庁舎内 内線電話等により伝達する。

イ 出先機関 放送を受けた各連絡員は、電話等により関係出先機関に伝達する。

(2) 勤務時間外、休日の伝達

勤務時間外、休日においては宿日直者が消防・防災担当へ連絡し、防災電話又は使送により関係職員に伝達する。

(3) 村教育委員会の伝達

教育委員会より各村立学校等の伝達系統は、教育委員会において別に定める。

### 3 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各所属長は、所属職員の配備状況及び参集状況を本部庶務広報班に報告する。本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認めるときは、関係部長を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各所属長は、職員や家族の安否確認を併せて行うものとし、その状況を本部庶務広報班に報告する。

## 第3 災害情報の収集伝達(総務課)

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑に、さらに確実に伝達する。また、災害が発生した場合、災害状況の調査及災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

(「第3章 第3節 災害情報の収集伝達」のとおり)

## 第4 通信の確保(総務課)

地震災害時には、正確な情報の伝達が求められることから、通信設備等を災害から防御するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確立する。

(「第3章 第4節 通信の確保」のとおり)

## 第5 相互応援協力（総務課）

地震発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

（「第3章 第5節 相互応援協力」のとおり）

## 第6 災害広報（総務課）

地震災害において、被災地住民、地域住民及び関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、村は発生直後、速やかに広報部門を設置し広報活動を展開する。

（「第3章 第6節 災害広報」のとおり）

### 1 広報活動

村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し広報車、テレビ・ラジオの報道機関等の協力を得ながら、広報活動を行う。

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
  - ア 避難勧告に関すること。
  - イ 収容施設に関すること。
  - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 応急対策活動に関する情報
  - ア 救護所の開設に関すること。
  - イ 交通関係及び道路の復旧に関すること。
  - ウ ライフラインの復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
  - ア 給水及び給食に関すること。
  - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
  - ウ 防疫に関すること。
  - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。

## 第7 消火活動（総務課、会津若松消防署）

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震による被害を少なくするため、村は消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消火活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

### 1 会津若松消防署（消防本部）による消火活動

会津若松消防署は、第1線の消火活動機関であり、地震火災に対し最も中心的役割を果たすとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

- (1) 災害情報収集活動優先の原則
- (2) 避難地及び避難路確保優先の原則

- (3) 重要地域優先の原則
- (4) 消火可能地域優先の原則
- (5) 市街地火災消防活動優先の原則
- (6) 重要対象物優先の原則
- (7) 火災現場活動の原則

## 2 消防団による活動

会津若松消防署（消防本部）と連携をとりながら以下の活動を行う。

- (1) 情報収集活動
  - 管内の災害情報の収集
- (2) 出火防止
  - 地震発生により、火災等の災害発生が予想された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。
- (3) 消火活動
  - 消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。
- (4) 救助活動
  - 消防本部による活動を補佐し又は自ら積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。
- (5) 避難誘導
  - 避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡を取りながら、住民を安全に避難誘導する。
- (6) 組織及び分担業務
  - 消防団の組織及び分担業務は、資料8によるほか、事態に即してその都度対応する。

## 3 消防防災ヘリコプターの応援要請

村長は、次の基準に該当する場合に県（生活環境部）、会津若松消防署（消防本部）を通して要請するか、直接消防防災航空隊へ要請する。

- (1) 地震等による災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。
- (2) 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合。
- (3) 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急かつ広範囲にわたり住民等に対し危険のおそれがあると認められた場合。
- (4) その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

## 4 他都道府県等への応援要請

- (1) 村長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。
  - ア 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）
    - 村長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。
    - (ア) 火災の状況及び応援要請の理由
    - (イ) 緊急消防援助隊の派遣要請期間
    - (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
    - (エ) 進入経路及び集結場所

### イ 緊急消防援助隊の受入れ態勢

村長は、他都道府県緊急消防援助隊、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

#### (ア) 緊急消防援助隊の誘導方法

(イ) 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確保

(ウ) 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

### (2) 隣接協定及び県内統一応援協定による応援

会津若松消防署（消防本部）は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応ができない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

## 第8 救急・救助（総務課、住民税務課、教育委員会、会津若松消防署（消防本部））

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出てくることが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を最優先して投入し、救助活動を実施する。

（「第3章 第8節 救急・救助」のとおり）

### 1 平常時からの措置

村は、予想される災害、特に建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
- (2) 自主防災組織、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (3) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (4) 救助技術の教育、救助活動の指導

### 2 広域応援

村長は、大規模な災害が発生した場合、県（生活環境部）を通じて消防庁長官に対し、緊急消防応援隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

## 第9 自衛隊災害派遣（総務課）

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

（「第3章 第9節 自衛隊災害派遣要請」のとおり）

### 1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

#### (1) 災害派遣要請基準

村長は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するため、自衛隊の派遣を知事に要請する。

#### (2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣要請の範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とする。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

## 第10 避難（総務課、住民税務課、教育委員会）

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

（「第3章 第10節 避難」のとおり）

## 第11 医療（助産）救護（住民税務課）

村は、当計画に基づき救護所の開設を行い、医療救護活動に必要な医療器材、医薬品の緊急調達を行うものとする。

（「第3章 第11節 医療（助産）救助」のとおり）

## 第12 道路の確保（道路障害物除去等）（産業建設課）

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

（「第3章 第17節 第1障害物の除去」のとおり）

### 1 優先開通道路の選定

開通優先順は、「第2章 第8節 緊急輸送路等の指定」の中で指定した順位により路線を確保する。

### 2 障害物の状況調査

村は、区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

## 第13 緊急輸送対策（総務課、住民税務課、産業建設課）

地震災害時には、迅速な応急対策を講じる必要があるため、その応急対策活動の根幹となる人員及び物資の輸送の確保は極めて重要な課題である。このことから、防災関係機関等は、人命の安全、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を実施する。

（「第3章 第12節 緊急輸送対策」のとおり）

### 1 緊急輸送の対象人員、物資等

緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりである。

- （1）地震災害応急対策実施要員
- （2）地震災害応急対策の実施に必要な食糧、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- （3）その他地震災害対策本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

### 2 緊急輸送の実施、調整

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないように緊急輸送関係及び実施機関相互の連絡協力体制を十分整備するものとし、緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、村災害対策本部において必要な調整を行うものとする。



### 3 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者は、計画に基づきその施設の整備に努める。

### 4 緊急輸送ルート

本村における緊急輸送ルートは、「第2章 第8節 緊急輸送路等の指定」で定める路線とする。

### 5 ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入れ拠点としては、「第2章第8節 別表2 臨時ヘリポート」とする。

### 6 緊急輸送車両等の確保

- (1) 村及び関係機関は、緊急輸送に必要な輸送車両などについては、村内運送業者と災害支援協定締結等によって確保を図るものとする。  
確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段は別に定める。
- (2) 村は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対し要請及び調達・斡旋を依頼する。

## 第14 警備活動及び交通規制措置（総務課、会津坂下警察署）

大規模な地震発生時には、様々な社会的混乱や交通混乱が予想される。これに対し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

（「第3章 第13節 警備活動及び交通規制措置」のとおり）

### 1 警備活動

警察は、地震の発生に係る住民の危惧、不安感等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に災害対策体制を確立し、警察の統合力を発揮して迅速的確な地震災害応急対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産の保護行動に努め、治安維持の万全を期する。

### 2 道路

安全、円滑な避難及び緊急輸送を確保するため、車両を使用しないことを前提としながら、次の交通対策を実施するものとする。

#### (1) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(ア) 地震の発生を覚知した場合は徐行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車させること。やむを得ず道路上において避難するときは、他の車両等の通行に支障なき場所に停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

#### (2) 交通規制措置等

ア 基本方針

(ア) 災害危険区域内への一般車両の走行は極力抑制する。

(イ) 災害危険区域への一般車両の流入は極力抑制する。

(ウ) 災害危険区域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

- (エ) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。
- イ 交通規制箇所
- (ア) 災害危険区域への車両の流入は、原則として災害危険区域と災害危険区域外との境界付近の交差点において規制する。
- ウ 交通規制の実施
- 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制は、会津坂下警察署と連絡を取りながら実施する。
- エ 交通規制は、災害対策基本法に定められた標識等を設置し実施する。ただし、緊急を要し標識等を設置するいとまがないとき又は標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行うものとする。
- オ 緊急輸送車両の確認手続
- (ア) 緊急輸送車両は、災害対策基本法第76条に規定する地震災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。
- a 避難勧告、指示
  - b 消防、水防その他の応急措置
  - c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
  - d 施設及び設備の整備及び点検
  - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大地震により、地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持
  - f 緊急輸送の確保
  - g 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
  - h その他の災害応援対策又は被害の軽減を図るための措置
- カ 緊急輸送車両の確認申請
- (ア) 緊急輸送車両の確認申請は、会津坂下警察署に対して行うものとする。

## 第15 防疫及び保健衛生（住民税務課）

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

（「第3章 第14節 防疫及び保健衛生」のとおり）

### 1 防疫活動

村は、防疫対策組織を設置し、防疫活動を実施する。

### 2 食品衛生監視並びに栄養指導

村は、県の指導のもと、避難所等での炊き出し、給食施設での管理指導等を行う。

## 第16 廃棄物処理対策（住民税務課、産業建設課）

地震災害時におけるごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

（「第3章 第15節 廃棄物処理対策」のとおり）

## 第17 救援対策（総務課、住民税務課、産業建設課）

震災により、被害が大規模になれば指定避難所以外に多くの住民が避難することとも予想されることから、避難状況に応じた供給を実施する必要がある。

（「第3章 第16節 救援対策」のとおり）

### 1 生活用水の確保

#### （1）供給量の確保

村は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水も確保するため、関係機関の協力を得て、各家庭その他の施設等に対して緊急貯水を要請する。

#### （2）応急給水体制

村は、給水に必要な水量の確保を行う。

### 2 調達・供給

被害状況によっては、避難生活が長期化する事も予想されることから、村は、長期化にも対応した調達計画を策定するとともに、計画に基づき地元業者等保有の食料等を調達し、備蓄品と併せて被災者等に供給する。

## 第18 被災地の応急対策（総務課、住民税務課、産業建設課）

被災地内の住民の生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、建築物応急危険度判定実施による二次災害の防止や、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設や住宅の応急修理等を行う。

（「第3章 第17節 被災地の応急対策」のとおり）

## 第19 死体の搜索、遺体の処理等（総務課、住民税務課）

災害により既に死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬等に付し、人心の安定を図る。このため、村は、警察・消防団及び村民の協力を得て、死体の搜索、遺体の処理等を実施するものとする。

（「第3章 第18節 死体の搜索、遺体の処理等」のとおり）

## 第20 生活関連施設の応急対策（総務課、産業建設課、東北電力(株)、LPガス事業者、東日本旅客鉄道(株)、日本電信電話(株)、各通信事業者、会津若松市水道部）

上水道などの生活に密着した施設等が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧対策を図るための対策を確立するものとする。

（「第3章 第19節 生活関連施設の応急対策」のとおり）

### 1 上水道施設の応急対策（会津若松市水道部）

上水道施設は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対して給水を確保継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震災害応急対策計画等に従って地震防災上の措置を実施するものとする。

#### （1）家庭用水の確保

ア 災害区域内における井戸を速やかに掌握し、塩素消毒を直ちに実施するとと

もに利用計画を策定する。

イ 流水使用（飲料不適井戸を含む。）の場合は、ろ過機の配置及び利用計画を策定する。

ウ タンク車の応援要請及び配車利用計画を策定する。

エ 水道法第40条に基づく緊急応援の要請及び配管並びに利用計画を策定する。

オ 給水量は、生活上最小限度を確保するものとし、1日1人3リットルとする。

## （2）復旧計画

ア 復旧用資材の確保

（ア）隣接市町水道事業所に対し、手持資材の供給要請

（イ）製造業者よりの資材の確保

イ 資材の輸送体系の確立

資材を迅速に輸送するため車両の確保に努める。

ウ 復旧技術者の確保

隣接町の水道事業所及び関係機関等の協力を要請し、復旧技術者の確保を図る。特に配管工等特種技術者の確保を重点とする。

エ 第1次復旧

最小限度の給水可能な程度の復旧を目標とし実施する。

各施設の被害状況を速やかに掌握し、とりあえず一部通水可能な限度の復旧作業を行うものとし、配水、浄水施設等については応急復旧作業程度の工事を行い、配管は露出配管により通水する。

消毒は、完全実施を行い得るよう他の工事に優先して実施し、遊離残留塩素0.4PPMを確保する。

配水量は、1人1日最小限10リットルとし、被災地区に均等に配水し得るように考慮し配水計画を立てその旨周知徹底する。

オ 第2次復旧

浄水能力の復旧を目標とし、併せて主要配水管系の復旧を行う。

カ 第3次復旧

被害前の状況に復旧し配水規制を解除する。

完全復旧に当たっては、被害時の状況を十分検討し、将来を考慮し適切な補強工作を行うよう配慮する。

## 2 下水道施設の応急対策

下水道施設は、管渠と処理場・ポンプ場から成り、管路施設においては、ほとんどが地中構造物であるため、大地震が発生した場合、短時間で被災状況を把握することは困難なので、情報交換を密に行い、二次災害の防止に努めなければならない。

### （1）応急対策

ア 災害により、下水道施設に災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合は、村災害対策本部設置基準に準じ災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、福島県（湯川村）下水道防災計画に定める非常配備（3号配備）体制により、応急対策を実施する。

ウ 災害対策本部長は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針を決定し、迅速・的確な応急対策を実施する。

エ 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは応急復旧が困難な場合、県に応援の要請をするとともに、施設の施工業者、管理委託業者及び下水道業者等に対して協力を要請する。

### （2）情報収集及び連絡

ア 管渠の状況

（ア）道路面からマンホールの浮上沈下

- (イ) マンホールごとの目視調査
- (ウ) TVカメラによる調査
- イ 処理場・ポンプ場の状況
  - (ア) 構造物のクラック、エキスパンションジョイント部の異常、地盤沈下
  - (イ) 設備機械、配管バルブ等の調査
  - (ウ) 処理場・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
- ウ 住民からの情報
- (3) 応急復旧
  - ア 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し、応急対策を実施する。
  - イ 復旧作業は、各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。
  - ウ 復旧作業は、病院、社会福祉施設及び避難所等を原則的に優先する。  
また、災害の状況及び施設復旧の難易等を考慮して、復旧効果の最も大きいものから実施する。

### 3 電力施設の応急対策

大地震が発生した場合、電力の各施設を点検し、応急措置を講じ、供給確保を図るものとする。

#### (1) 実施責任者

- ア 地域内における施設の応急対策は、事業所が行うものとする。
- イ 村長は、応急措置が必要と認めた場合、事業所に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

#### (2) 応急措置要領

応急措置については、施設の事業者とあらかじめ協議し、次の要領により実施する。

##### ア 災害対策本部の設置

- (ア) 災害により電力施設に被害が発生するおそれがあるとき又は発生した場合は、東北電力(株)が策定した「非常災害対策実施基準」に基づいて災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、非常配備の体制により応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部長は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
- (エ) 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。
- (オ) 災害対策本部は、応援復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートの選定及び車両の確保に努める。

##### イ 情報収集及び広報

- (ア) 大地震が発生した場合、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ) 大規模な地震災害の事例を踏まえ、通電後の火災発生予防等、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

##### ウ 応援復旧

- (ア) 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。
- (イ) 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

(ウ) 復旧作業は、病院、交通、通信、災害対策の中核となる官公署報道機関及び避難所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

#### 4 ガス施設（L Pガス）応急対策

##### (1) 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直に出動し二次災害の防止等の措置を講ずるものとする。

##### (2) (社)福島県エルピーガス協会会津支部坂下方部会による災害対策組織の設置及び人員の確保

###### ア 地震等による災害が発生した場合等

地震により災害が発生し、被害の状況がB級事故以上等の規模になると認められる場合又は、震度5以上の地震が発生した場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速活かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策組織を設置するものとする。

##### (3) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県L Pガス災害対策要綱」に基づき要員を要請するものとする。

#### 5 鉄 道

##### (1) 運行方針

鉄道機関は、大地震発生時の交通規制について次の方針を原則として対処するものとする。

ア 災害危険区域へ進入する予定の列車に対しては、進入を制限する。

イ 災害危険区域を運行中の列車に対しては、最寄りの駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機する等の措置をとるものとする。

##### (2) 列車の運転規制等

ア 大地震が発生した場合、列車の運転規制手配は次のとおりとする。

(ア) 災害危険区域への列車の入り込みを規制する。

(イ) 災害危険区域を運転中の列車は、原則として地震防災上、安全な最寄り駅又は駅付近の指定する箇所へ停止させる。

(ウ) 運転再開は、東日本旅客鉄道(株)東北地域本社福島支店(以下「JR」という。)災害対策本部長の指示による。

##### (3) 旅客の待機、救護等

ア 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客については、駅内又は車内放送、掲示等により地震情報等を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。

この場合、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。

イ 旅客の待機が長期間となった場合、危険が見込まれる場合及び発生後は、村の定める避難地へ旅客を避難させることとし、このことについては、あらかじめ村と協議をしておくものとする。

ウ アに掲げる旅客に対しては、食事の斡旋を行うこととし、あらかじめ指定した駅周辺の食料品店、食堂等の食事供給能力について調査をし、その供給能力について協力体制を整えておくものとする。

なお、食事の斡旋が不可能となった場合は、村に給食を要請する。このことについては、あらかじめ村と協議をしておくものとする。

エ 前各号に掲げるJRの保護下にある旅客のうち、病人等、緊急を要する旅客は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立し、また、

駅間における列車内旅客に病人が発生した場合は、乗客中の医師等に応急手当を依頼するとともにJR災害対策本部又は現地災害対策本部に救護要請を行う。オ 駅等においては、応急医薬品を整備し、定期的に点検するとともに救護を要する旅客に対して応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

#### (4) 警備対策

駅舎内及び列車内等、JRの保護下にある旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、列車の停止状況、旅客の待機状況等を勘案のうえ、関係社員を配備強化する。また、必要により警察の応援を求めて混乱、盗難等各種犯罪の防止に努める。

## 6 バス

バス会社は、大地震の発生時における地震災害応急対策の概要は、次のとおりである。

#### (1) 広報施策

大地震が発生した場合の運行停止措置について、その内容を車両及び停留所等に掲示し、平素から旅客に呼びかけるものとする。

#### (2) 災害危険予防措置

運行路線にかかわる危険箇所についてあらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

ア 建物密集地

イ ガソリンスタンド

ウ 橋梁

エ 踏切

オ 歩道橋の下

カ 路肩軟弱箇所

キ 高圧ガス貯蔵所

ク 電柱、塀

ケ 高圧線の真下

#### (3) 情報の収集、伝達

地震情報等の伝達、収集は迅速かつ的確な周知の方法を図るものとする。

特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、半鐘、標識等による情報収集に努めるものとする。貸切車の乗務員についても同様とする。

#### (4) 運転中の乗務員の措置

ア 大地震の発生を覚知した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け、安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示を行うものとする。

イ 運行の中止にあつては、十分な車両の安全措置を行ったうえ、駐車措置を講じ旅客の避難状況等について本部に連絡するものとする。

## 7 電気通信施設の応急対策

地震災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

#### (1) 災害対策本部の設置

大地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。

#### (2) 情報収集及び連絡

ア 施設の被害状況は、機械路線調査により把握するとともに、関係機関等から道路状況及び被害情報を収集する。

イ 施設の被害状況及び完全復旧状況は、本部及び関係機関、報道関係等へ通報するものとする。

### (3) 事前措置

- ア 災害対策用資機材の点検
- イ 可搬無線機の出動準備
- ウ 異常輻輳に対する措置の検討
- エ 予備電源設備、移動電源車の稼働準備
- オ 孤立無線設置箇所への接続試験確認
- カ 行動要員の確保

### (4) 応急復旧

災害により電話施設が被害を受けた場合、復旧班を出動させるとともに、状況によっては上部機関及び関係工事業者へ応援要請をし、速やかに施設を応急復旧し、公衆通信の確保を図るため次の措置を行う。

- ア 可搬無線機により公衆電話の設置
- イ 可搬無線機により中小局間の通信回路の作成
- ウ 移動電源車、携帯用発動発電機により中小局の電源の確保
- エ 必要により、村災害対策本部、警察、消防機関等の通信回路の作成

### (5) 非常通話、緊急通話の確保

通信施設が被害を受けない場合で、非常通話又は緊急通話を確保する必要があるときは、通信規制及び一部通信停止の措置を講じる。

## 第21 道路、河川管理施設及び公共建築物等の応急対策（産業建設課、東北・北陸地方整備局）

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、優先的に緊急輸送路の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救護のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等が被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

### 1 道路の応急対策

#### (1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における緊急輸送路の確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

#### (2) 応急対策

- ア 道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い道路機能を確保する。
- イ 上水道等道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。
- ウ 地震災害発生と同時に、警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者等に対し交通情報等を提供する。



## 2 河川管理施設等の応急対策

### (1) 基本方針

地震による被害を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮する。

- ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- イ 水門、樋門等に対する遅延のない操作
- ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

### (2) 応急対策

- ア 水防活動が十分に行われるよう水防関係機関は、情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等相互協力して応急復旧にあたる。

## 3 公共建築物等の応急対策

### (1) 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

### (2) 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止を重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- ア 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ウ 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- オ 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

### (3) 役場庁舎等の応急修理

軽微な被害については、庁舎等管理者において応急修理を実施することとし、被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し必要により仮庁舎等を設置する。

## 第22 関係機関等への連絡調整及び応援要請

### 1 関係機関への連絡調整

村は、地震災害応急対策実施状況の把握、連絡体制の事前確認等のため、関係機関等と連絡調整を図るものとする。

### 2 関係機関への応援要請

村は、地震災害応急対策を実施するため、必要があるときは、関係機関等へ応援を要請するものとする。

## 関 係 機 関 一 覧 表

関係機関名	住 所	主管課	電 話 番 号
北陸地方整備局阿賀川河川事務所	会津若松市表町2-70	管理課	0242-26-6487
郡山国道工事事務所 会津若松出張所	会津若松市町北町大字始字北台105		0242-23-1241
福島農政事務所地域第一課	会津若松市町北町藤室達摩183		0242-22-7381
会津坂下警察署	会津坂下町字館ノ下311	地域課	0242-83-3451
会津若松消防署	会津若松市中央三丁目10-12	警防係	0242-25-1200
会津保健福祉事務所会津坂下支所	会津坂下町字西南村裏甲3998		0242-83-3131
東北電力(株)会津若松支社	会津若松市東栄町3-38	総務課	0242-26-5625
N T T 会津若松支店	会津若松市栄町2-4	総務課	0242-22-2841
J R 磐越西線笈川駅	湯川村大字湊字		
会津乗合自動車株式会社	会津若松市白虎町95	営業部	0242-22-5560
会津若松市水道部	会津若松市神指町大字黒川字石上33-2	施設課	0242-22-6177

## 第23 文教対策（教育委員会）

大地震が発生した場合、学校等においては、園児、児童、生徒（以下この章において「生徒等」という。）の生命、身体、安全保護に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速的確に対応できるよう措置が講ぜられなければならない。

（「第3章 第20節 文教対策」のとおり）

## 1 生徒等保護対策

## (1) 基本方針

- ア 生徒等の生命、身体、安全確保を最優先した計画であること。
- イ 村の地震災害対策計画等を踏まえ、交通機関の運行状況についても十分配慮したものであること。
- ウ 学校の所在する地域の諸条件を考慮した計画であること。
- エ 生徒等の行動基準及び学校や教師の対処、行動が明確にされていること。
- オ 全職員の共通理解がなされていること。
- カ 大地震が発生した場合、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に生徒等の引き渡し等について、保護者に十分理解されている対策計画であること。

## (2) 学校等の対応

- ア 学校長等は災害対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指導に当たる。
- イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
- ウ 生徒等の引き渡しにあつては、あらかじめ方法を明確にしておくものとする。
- エ 学校長等は、村教育委員会に退避、誘導等の状況を速やかに報告する。
- オ 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動、防災体制をとる。

## (3) 教職員の対処、指導基準

- ア 大地震が発生した場合、生徒等を教室等に集める。
- イ 生徒等の退避、誘導にあつては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、災害対策本部の指示により所定の場所へ誘導退避させる。
- エ 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- オ 生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実

に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家族等で帰宅できない生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

(4) 登下校時、在宅時に大地震の発生が予知された場合の対策

ア 登下校時に大地震が発生した場合は、直ちに帰宅するよう指導する。

イ 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。

ウ 在宅中の時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導する。

## 2 応急教育対策

各所属は、速やかに生徒等並びに教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告し、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### 第24 要配慮者対策（住民税務課、社会福祉協議会）

地震災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第9 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

（「第3章 第22節 要配慮者対策」のとおり）

### 第25 ボランティアとの連携（住民税務課、社会福祉協議会）

大規模な地震により県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

（「第3章 第23節 ボランティアとの連携」のとおり）

### 第26 危険物施設等災害応急対策（総務課、住民税務課、会津若松消防署、高圧ガス貯蔵所）

地震により危険物等貯蔵施設に係る危険物災害等による災害が発生した場合、附近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかに応急対策を図るための対策を確立するものとする。

#### 1 火薬類施設応急対策

(1) 出動体制

火薬類の販売業者及び消費者は、地震発生による火災等により、火薬庫、火薬類取扱所及び庫外貯蔵所（以下、この項目においては「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための残置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速に実施できるよう出動体制を整えるもの

とする。

(2) 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

ア 施設等の被害状況

イ 施設等の周辺の火災状況

ウ 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

(3) 災害時における緊急措置

関係業者は、消防署、警察署等との連携を密にして、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人等を配置し、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

イ 保管、貯蔵中の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講ずる。

ウ 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。

エ 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬取締法に基づき廃棄を行う。

## 2 高圧ガス施設応急対策

(1) 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合には、あらかじめ定められた社員等が出動し、巡回・点検等を行い、ガス漏れ等の被害が生じた場合又は危険な状態になったときは、二次災害防止のため緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう社員等に周知するとともに、必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

(2) 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

ア 施設等の被害状況

イ 一般被害状況に関する情報

(3) 災害時における緊急措置

災害が発生した場合においては、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

ア 設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。

イ 被害状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

## 第27 災害救助法の適用等（総務課）

（「第3章 第24節 災害救助法の適用等」のとおり）

### 第4節 災害復旧対策

災害復旧対策については、応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討し、今後、災害の実態の把握と併せて、恒久的計画をたてるものとする。

## 第1 施設の復旧対策

施設の復旧対策については、災害発生後被災した施設の原型復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

また、それに伴う復旧計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

（「第4章 第1節 公共施設の災害復旧（対策）計画」のとおり）

## 第2 被災地の生活安定

大規模地震災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

（「第4章 第2節 被災者の生活安定対策」のとおり）

## 第6章 事故対策計画

### 第1節 総 則

#### 第1 目 的

本計画は、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害及び大規模な火事災害（以下、この章において事故災害という。）に対処するため、近年の社会構造の変化、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、村及び防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

この事故対策計画に定められていない事項については、前各章の定めによるものとする。

### 第2節 航空災害対策計画

この計画は、航空輸送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

#### 第1 航空災害予防対策計画

##### 1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

###### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 航空運送事業者は、航空災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。

イ 村は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。

###### (2) 応援協力体制の整備

ア 航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

イ 村は、迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

###### (3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

ア 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

#### (4) 消防力の強化

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

## 2 要配慮者予防対策

村は、「第2章 第9節 避難対策」及び「同章 第15節 要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2 航空災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

村は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第3章第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（生活環境部）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

(1) 村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(2) 相互応援協力

村は、航空災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3章第3節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求めるものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

村長は、航空災害が発生し人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認めるときは、「第3章 第9節 自衛隊災害派遣要請」に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、「第3章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

(2) 消火活動

ア 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 5 災害広報

村は、県、防災関係機関及び航空運送事業者と相互協力し、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等

に対し適切に広報するとともに「第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第3節 鉄道災害対策計画

この計画は鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、前各章の定めによるものとする。

### 第1 鉄道災害予防対策計画

#### 1 鉄道交通の安全確保

村、道路管理者及び東日本旅客鉄道(株)等は、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

#### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 東日本旅客鉄道(株)は、「第3章第19節第5 鉄道施設(東日本旅客鉄道(株)) 応急対策」の定めにより、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るものとする。

村は、密接に情報の収集・連絡するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 村は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム(GIS)の整備に努めるものとする。

##### (2) 応援協力体制の整備

ア 村は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、応援体制の整備を図るとともに、「第2章第1節第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 村は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

##### (3) 捜索、救助・救急及び医療(助産)救護

ア 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療(助産)救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

##### (4) 防災体制の強化

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

##### (5) 防災訓練の実施

村は、「第2章第13節 訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、



県、村、防災関係機関、東日本旅客鉄道(株)及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 3 要配慮者予防対策

村は、「第2章第9節 避難対策」及び「同章第15節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

### 4 防災知識の普及・啓発

東日本旅客鉄道(株)は、国等と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線事故等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の復旧・啓発に努めるものとする。

## 第2 鉄道災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

村は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第3章第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（生活環境部）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

(1) 村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(2) 相互応援協力

村は、鉄道災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求めるものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

村長は、鉄道災害が発生し人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認めるときは、「第3章 第9節 自衛隊災害派遣要請」に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、「第3章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

(2) 消火活動

ア 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 5 災害広報

村は、県、防災関係機関及び東日本旅客鉄道(株)と相互協力し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第3 鉄道災害復旧対策計画

### 1 事故災害の復旧・支援

東日本旅客鉄道(株)は、県、村及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

また、東日本旅客鉄道(株)は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

### 2 復旧対策

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4章 災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

## 第4節 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、前各章の定めによるものとする。

## 第1 道路災害予防対策計画

### 1 道路交通の安全のための情報の充実

村、道路管理者及び会津坂下警察署は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

### 2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする

### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 防災情報通信網等の整備

- ア 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- イ 村は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。  
また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。
- (2) 応援協力体制の整備
- ア 村は、道路災害における応急対策に万全を期すため、応援体制の整備を図るとともに、「第2章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 村は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。
- (3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護
- ア 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2章 第5節 第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- イ 村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。
- (4) 消防力の強化
- 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- (5) 危険物等の流出時における防除活動
- 村は危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努める。
- (6) 防災訓練の実施
- 村は、「第2章第13節 訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、村、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

#### 4 要配慮者予防対策

村は、「第2章第9節 避難対策」及び「同章第15節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

#### 5 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路を守る月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

## 第2 道路災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

- (1) 道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (2) 村は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第3章第4節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

## 2 活動体制の確立

### (1) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

### (3) 相互応援協力

村は、道路災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求めるものとする。

## 3 自衛隊の災害派遣

村長は、道路災害が発生し人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認めるときは、「第3章 第9節 自衛隊災害派遣要請」に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

## 4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### (1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

ア 道路管理者は、消防機関、会津坂下警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

イ 村は、「第3章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

### (2) 消火活動

ア 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、会津坂下警察署、道路管理者等は、相互協力して直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

### (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

### (2) 会津坂下警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

## 7 災害広報

村は、県、防災関係機関及び道路管理者と相互協力し、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し

適切に広報するとともに「第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

### 第3 道路災害復旧対策計画

#### 1 被災施設の復旧

道路管理者は、県、村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

#### 2 復旧対策

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4章 災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

## 第5節 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、前各章の定めによるものとする。

### 第1 危険物等災害予防対策

#### 1 危険物等の定義

##### (1) 危険物

消防法第2条に規定されているものとする。

##### (2) 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

##### (3) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

##### (4) 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

#### 2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県（生活環境部、保健福祉部）及び村は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### (1) 防災情報通信網等の整備

- ア 事業者は、災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- イ 村は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。  
また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。

#### (2) 応援協力体制の整備

- ア 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- イ 村は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、応援体制の整備を図るとともに、「第2章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 村は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

#### (3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

- ア 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2章 第5節 第1 消防力の強化」及び「同章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- イ 村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

#### (4) 消防力の強化

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

#### (5) 危険物等の大量流出時における防除活動

消防機関、関係事業者は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備え、防除資機材を整備するとともに、災害時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

#### (6) 避難対策

村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2章 第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

#### (7) 防災訓練の実施

村は、「第2章 第13節 訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 4 要配慮者予防対策

村は、「第2章 第9節 避難対策」及び「同章 第15節 要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

### 5 防災知識の普及・啓発

村及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に

努めるものとする。

## 第 2 危険物等災害応急対策計画

### 1 災害情報の収集伝達

- (1) 事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (2) 村は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第 3 章第 3 節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。  
また、県（生活環境部）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 2 活動体制の確立

- (1) 事業者の活動体制  
事業者は、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。
- (3) 相互応援協力  
村は、危険物等災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第 3 章第 5 節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求めるものとする。

### 3 災害の拡大防止

県、村、消防機関等は、関係法等の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じるものとする。

### 4 自衛隊の災害派遣

村長は、危険物等災害が発生し人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認めるときは、「第 3 章 第 9 節 自衛隊災害派遣要請」に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 5 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

- (1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動  
ア 村は、「第 3 章第 8 節 救急・救助」及び「同章第 11 節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- (2) 消火活動  
ア 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。  
イ 村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 6 危険物等の大量流出に対する応急対策

県及び村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

## 7 避難誘導

(1) 危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第3章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者対策

村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「第3章第10節 避難」及び「同章第22節要配慮者予防対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 8 災害広報

村は、県、防災関係機関及び道路管理者と相互協力し、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

# 第3 危険物等災害復旧対策計画

## 1 復旧対策

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4章 災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

# 第6節 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、全各章の定めによるものとする。

## 第1 大規模な火事災害予防対策計画

### 1 災害に強いむらづくりの形成

(1) 災害に強いむらの形成

村は、火事による被害の防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全性

ア 消防用設備等の整備、維持管理

県（生活環境部）、村、消防本部（会津若松消防署）及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、法令に適合したスプリンクラー設



備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

#### イ 建築物の防火管理体制

県（生活環境部）、村、消防本部（会津若松消防署）及び事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

## 2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

村は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク等を利用し、県並びに福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じるものとする。

## 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### (1) 防災情報通信網等の整備

ア 村は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。

### (2) 応援協力体制の整備

ア 村及び防災関係機関は、応急対策に万全を期すため、各関係機関及び関係事業団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

イ 村は、迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

### (3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

ア 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

### (4) 消防力の強化

村は、大規模な火事に備え、消火栓に偏ることなく防火水槽等の整備等消防水利の多様化を図るとともに、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

## 4 避難対策

村は、「第2章第9節 避難対策」の定めにより、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

## 5 防災訓練の実施

村は、「第2章 第13節 訓練に関する計画」の定めにより、関係機関、関係事業者等と相互に連携し、消火、救助・救急等についてより実践的な防災訓練を実施する。

## 6 防災知識の普及・啓発

村及び防災関係機関は、全国火災予防運動等を通じて、住民に対して、大規模な火事の想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

## 7 要配慮者予防対策

村は、「第2章第9節 避難対策」及び「同章第15節要配慮者予防対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

# 第2 大規模な火事災害応急対策計画

## 1 災害情報の収集伝達

村及び防災関係機関は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第3章第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（生活環境部）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

## 2 活動体制の確立

(1) 村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(2) 相互応援協力

村は、火事災害の規模が村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援斡旋を求めるものとする。

## 3 自衛隊の災害派遣

村長は、大規模な火事災害が発生し人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認めるときは、「第3章 第9節 自衛隊災害派遣要請」に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

## 4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、「第3章第8節 救急・救助」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

(2) 消火活動

ア 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 5 避難誘導

(1) 大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、

人命の安全を第一に「第3章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 要配慮者対策

村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「第3章第10節 避難」及び「同章第22節要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

### 6 災害広報

村は、県及び防災関係機関と相互協力し、火災の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第3 大規模な火事災害復旧対策計画

### 1 被災施設等の復旧

村、県及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

### 2 復旧対策

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4章 災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

## 第7章 原子力災害対策計画

### 第1節 総 則

#### 第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に伴う住民等への情報の伝達、避難者等の受入など必要な対策について、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって村民の安全を図ることを目的とする。

#### 第2 計画の性格

##### 1 福島県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「湯川村地域防災計画」に準拠するものとする。

なお、専門的・技術的事項については、「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に準拠するものとする。

##### 2 計画の周知徹底

村は、この計画について、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては村民への周知を図るものとする。

### 第2節 原子力災害対策計画

#### 第1 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害に比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらの特殊性を踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及等、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

## 第2 住民等への的確な情報伝達

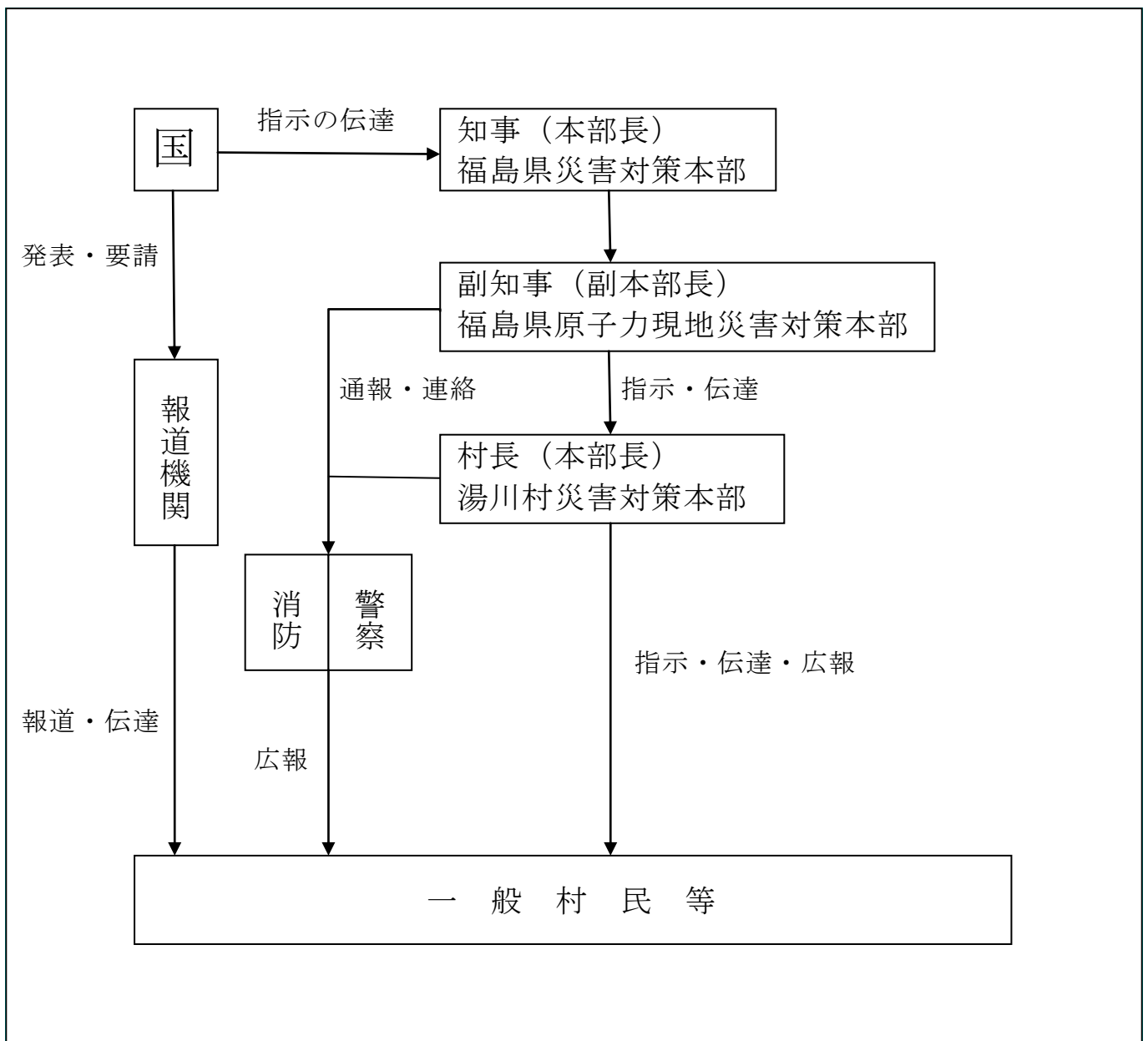
村は、国及び県と連携し、事故情報等（原子力発電所の状況、モニタリング結果等）を踏まえ、防災行政無線等の通信機器及び広報車、緊急速報メールなどを活用して住民等へ情報を提供する。

また、県及び暫定的な重点地域の市町村からの避難受入の要請を受諾した場合、避難者の受入を行うことを住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等への協力を求めるものとする。

## 第3 避難勧告及び指示の基準

村長は、原子力災害が発生した場合、また、発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護する必要があるときは、国の原子力規制委員会の避難指示基準に基づいて、避難の勧告又は指示をする。

## 第4 広報及び指示伝達



## 第5 村民の避難

### 1 集合場所への集合

村は、あらかじめ定める避難計画により集合場所を指定し、住民に対して避難の指示を行うとともに、村職員、消防機関、警察官の誘導のもとに住民を集めさせるものとする。

### 2 集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

集合場所に自力で集合することが不可能な者については、村職員、消防機関、警察官による救援活動を実施するものとする。

### 3 避難場所への輸送

村は、あらかじめ定める避難計画により、防災関係機関の車両等の応援、または必要に応じ、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を非難場所へ輸送するものとする。村は、人員、輸送車両等に不足が生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。

### 4 避難路の通行確保

警察官または消防機関等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

### 5 避難の優先順位

村は、避難を要する住民の乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。

### 6 要配慮者への配慮等

村は、要配慮者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」に十分配慮するものとする。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。

### 7 他の市町村への避難

村は、災害の態様により他市町村への住民の避難が必要であると認めるとき、または、県及び国等から他市町村への避難の要請を受けたときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で住民の避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村に対し避難の受入及び避難場所の設置を要請するものとする。

### 8 避難状況の把握

村は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし、避難もれ等のないよう配慮するものとする。なお、避難状況の確実な把握に向けて、村が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

## 第6 情報伝達体制

### 1 社会福祉施設における情報伝達

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たっては、入所者に対して、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

### 2 在宅者に対する情報伝達

村は、直接、電話あるいは防災行政無線等の通信機器及び広報車、緊急速報メールを活用するとともに、民生・児童委員、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

### 3 学校等教育機関における情報伝達

学校施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び児童に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たっては、児童に対して、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

### 4 観光客・外国人に対する情報伝達

村は、防災行政無線等の通信機器及び広報車、緊急速報メールを活用して多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

## 第7 避難及び避難誘導

### 1 社会福祉施設における避難等

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び、消防団員、自主防災組織等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに、デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

### 2 在宅者の避難等

村は、消防団員、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

### 3 学校教育機関における避難等

学校施設管理者は、避難計画の組織体制に基づき、職員が児童を避難誘導する。必要に応じて、村職員、消防団員、児童委員及び自主防災組織等の応援を得て、児童を避難誘導する。

### 4 観光客・外国人の避難等

村は、消防団員及び自主防災組織等の協力を得て、観光客・外国人を避難

誘導する。

## 第8 避難者等の受入れ

村は、県が策定した暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画に基づく避難元市町村（いわき市の一部）からの避難者の受入要請を踏まえ、避難所の設置、避難者の受入、避難車両の誘導、避難所の運営等を行う。なお、県及び前記の避難元市町村以外の暫定重点区域内の市町村からの受入要請についても可能な限り対応し、受入を行うものとする。

## 第9 緊急時環境放射線モニタリングへの協力

村は、国、県及び関係機関が行う緊急時環境放射線モニタリング活動に対し、必要な場所、情報の提供や試料採取など測定における協力を行うものとする。